

資料編「千一問」試訳

本編は、『カラム』の第198号から第228号までに掲載された「千一問」の質問(Q)とそれに対する回答(A)を日本語訳し、掲載順に配列したものである。

- Q.xxx(yyy-zz): xは編集の過程で付けた通し番号、yは『カラム』の号数、zはその号のなかで掲載された順番を指す。書誌情報は号ごとに付した。
- 訳文中の()は原文に現れる表現、[]は原文にはないが日本語訳において補った表現を指す。
- 回答において聖典コーランが引用されている部分は、訳文はマレー語からの直訳として、注にコーランの日本語訳(井筒俊彦訳『コーラン(上中下)』岩波文庫、2009改版)の該当部分を示した。
- マレー語、アラビア語などの原語をそのまま表記する場合、必要に応じて注釈を付した。注釈は、初出の箇所のみに記し、2回目以降は省略したが、その場合下線を付して前の箇所に注釈を入れたことがわかるようにした(一つの質疑応答の中でのみ複数回出てくる語は除く)。複数の質問に登場する語とその注釈は以下の通り(五十音順、最後の数字は初出箇所の質問の通し番号)。

- アウラ [露出してはいけない身体の部分、624]
- アザーン [礼拝への呼びかけ、624]
- イジュマー [宗教上の問題に関する合意、629]
- イバーダート [信仰行為、618]
- イフラーム [巡礼の準備が整っていること、また巡礼時に着用する白い布、618]
- カウム・トゥア [長老を意味し、伝統主義者を指す、624]
- カウム・ムダ [若者を意味し、改革主義者を指す、624]
- キヤース [宗教上の問題に関する類推、629]
- ザカート [喜捨、619]
- ザカート・ハルタ [財産に応じた喜捨、619]
- ザカート・フィトラ [義務的な喜捨、622]
- サダカ [自発的な喜捨や慈善行為、620]
- シャイターン [悪魔、635]
- ジャーヒリーヤ [イスラム以前の無明時代、641]
- スンナ [ムハンマドの言行に由来する慣例、615]
- タウヒード [神の唯一性、620]
- タクビール [「アッラーは偉大なり」と唱えること、615]
- タービーン [教友の弟子、624]
- タフシール [コーラン解釈、634]
- ニーア [意思表明、615]
- ハラム [宗教上の禁止事項、616]
- ハラル [宗教上許された事項、623]
- ビドア [逸脱、632]
- ファルドゥ・キファヤー [イスラム社会全体に課された連帯義務、615]
- マクルーフ [禁止ではないが自粛すべき行為、616]
- マズハブ [法学派、616]

■第198号 [Qalam 1967.1: 9-10]

Q.612(198-01)

1) カティブ [金曜礼拝で説教を行う人] は説教をする時に杖を持ちますが、その背景にある真の叡智とは何ですか。2) いつからこのようなことが行われるようになったのでしょうか。

A.612

1) イスラム教が拡大した初期の時代、預言者ムハンマドはナツメヤシの木の切り株の上に立って説教を行った。そしてあのお方は一本の弓矢あるいは杖によりかかり、そこで腕を休ませた。その後、イスラムの教えが顕著に広がり始めた頃、預言者は説教壇の上で刀を持って説教を行った。時々あのお方は、イスラムが強勇になり始めたことを示すために弓具を

持った。イスラム教が広く、世界の隅々まで拡大した後、ウマイヤ朝の時代、カティブは実に美しい説教壇の上で説教を行った。その説教壇は美しく魅力的な彫刻が施されていた。カティブたちは勇敢なスタイルや物腰で壇上に立ち、ダイヤモンドや高価な宝石類で飾られた黄金の刀を鞘から抜いて手にしていた。

その真の叡智とは、イスラムは勇敢な宗教であり、その信者たちは彼らの宗教の崇高さと神聖さを守るために戦って死ぬ勇気がある、ということを世界の目に示すことである。イスラムは豊かで繁栄した宗教であり、それはイスラム教徒同士、さらには人間同士の協力と相互扶助の精神の原則を実行することによる。

その後イスラムの光は活力を失い、衰えた。そして

イスラム諸国の力は衰退し始め、力がなくなった。それはイスラム教徒自身の迂闊さによる。そこでダイヤモンドや宝石類で飾られた黄金の杖を持って説教を行うというやり方は、単なる普通の杖を持つことに変わった。

2) 杖を持って説教を行うことは、使徒ムハンマドがまだ存命の時代からなされていた。使徒ムハンマド自身、説教の時に一本の杖あるいは弓矢を持っていた。使徒ムハンマドが存命の時から杖を持って説教が行われていたことを示す典拠は、次のようなハディースの中に見出すことができる。「ハーキム・ビン・ハザンはこう伝えている。私は預言者に遣わされ、我々は殿下と共に金曜礼拝に赴いた。そして殿下は一本の弓矢または杖にもたれかかった。それから殿下はアッラーを讃え、そして慎ましかで素晴らしい、さらに恵みにあふれた言葉で神を称賛した」。

その後ウマイヤ朝からアッバース朝の時代に至り、その杖は黄金の刀に取って代わられた。アッバース朝の時代の後、現在の我々の時代に至り、黄金の刀は普通の杖に取って代わられた。

Q.609(198-02)

イスラム教から外れる気持ちが心をよぎったが、その時すぐに二つの信仰告白の言葉を唱え、アッラーに懺悔した者は法的にどうなりますか。その者は背教者と見なされますか。またもしこの事態が繰り返し起こったとしたら、どうなりますか。

A.609

イスラム教から外れようとする、あるいは既に外れた気持ちが心の中によぎったが、その時に信仰告白を唱えて改悛した者は、たとえ繰り返しその事態が生じたとしても、イスラム教から外れた、つまり不信仰者あるいは背教者になったと見なされることはない。なぜならその心によぎった事柄は意図的に生じたのではなく、本人もその事態が生じることを好まない、ということは至って明らかだからだ。このような心によぎる思いは疑念と呼ばれる。そして、意図的ではない、あるいは疑念によって生じた心によぎる思いによって為された事柄は、宗教の観点から過ちとは見なされない、と述べたコーランとハディースに基づく典拠がいくつかある。「牝牛」の章第225節の中で、アッラーはこう仰せになっている。「アッラーは汝らが誓う際の意図せざる言葉を過ちと見なし給うことはない。ただ、汝らが心の為す業を過ちと

見なし給う」¹⁾。上記の節の意味は、心で(真剣に)誓わずに口から出た宣誓は過ちとは見なされない、ということである。

ある伝承によると、「汝らが心にあるものを現しても、あるいは隠しても、アッラーはそれを数え給う」²⁾ (『牝牛』の章第284節) という一節が下された。その時、預言者ムハンマドの教友らが殿下にこう訴えた。もし彼らの心の衝動が罪として数えられるならば、とても負担に感じると。その時、再びアッラーの啓示が下った。それは「牝牛」の章第286節の中に次のように記されている。「アッラーは人に能力以上の負担を負わせ給うことはない」³⁾。この節の意味は、疑念によって生じた心の衝動はイスラム法で過ちとして数えられたり、あるいは見なされたりすることはない、ということである。

この問題に関連して、イマーム・アル＝ブハーリーとムスリムの伝承による真正ハディースの中で、使徒ムハンマドは次のようにおっしゃった。「まことにアッラーは心の衝動に囁かれた私の民(の罪)を、それを語ったり実行したりせぬ限り、御赦しになった」。

上記のハディースの趣旨から、我々の心によぎった疑念あるいは懐疑心は罪に数えられないという結論が出せるだろう。但し、もし我々が心の中の衝動を口に出した、あるいは手足を以て実行した場合は別である。よって我々が上で解説したいくつかの典拠や説明から、心によぎったあらゆることを口(言葉)で述べる、あるいは手足で実行する場合を除いて、疑念から生じる心の中によぎったいかなる感情も、イスラムによって過ちと見なされることはないということを我々は確信できるだろう。

■第199号 [Qalam 1967.2: 33-34]

Q.614(199-01)

この世と同じように来世の国においても我らの妻は我々と一緒になれますか。もし我々がまだ妻を娶る前に死亡した場合、その我らの伴侶と出会うことはできますか。

- 1) 「アッラーは、汝らが宣誓の際に少し軽はずみな言葉使いをしたくらいで何もお咎めになりはせぬ。アッラーがお咎めになるのは、汝らの心の為したわざだけじゃ」(『コーラン(上)』p.64)。
- 2) 「天にあるもの、地にあるものすべてはアッラーに属す。汝らが心のうちをさらけ出そうとも、包み隠そうとも、アッラーは汝らとその決済をつけ給う」(『コーラン(上)』p.83)。
- 3) 「アッラーは誰にも能力以上の負担も背負わせ給うことはない。儲け分も欠損もすべては自分で稼いだだけのもの」(『コーラン(上)』p.84)。

A.614

楽園の民は互いに訪問し合うと説く預言者のハディースがいくつかある。また別のいくつかのハディースの中で、楽園の民はいかなる願い事も認められると説明されている。ただ妻と共に住むことや伴侶に出会うという願いだけでなく、神はそれ以上のことを受け入れ給う。したがって、たとえとても低い地位であろうとも、我々一同が楽園の民となれるよう共に祈ろうではないか。

Q.615(199-02)

ある母親が子供を生みましたが、その子供は死んでしまったようです。その後母親もまた死にました。我々は二人の遺体のために一度に礼拝を捧げることは許されますか。その際どのようなニア[意思表示]の言葉を唱えたらいいでしょうか。

A.615

この問題に関して我々は二つの預言者のハディースを提示できるだろう。それらはアン＝ナサーイー、アブー・ダウード、そしてサイードによって伝承されたものである。第一のハディースは以下の通りである。「アル＝ハリス・ビン・ナウファルの元奴隷アムマールはこう伝えている。私はかつて一人の子供と一人の女性の葬儀に参列した。その子供の遺体は人々(その子供に祈りを捧げる人)の傍に並べられ、その女性の遺体は(メッカに向かって)後ろに置かれた。そして二人の遺体のために礼拝が捧げられた。出席した人々の中にはアブー・サイード・アル＝フドゥリー、アブー・カタダ、イブン・アッパース、そしてアブー・フライラがいた。そして私は彼らにその事柄について尋ねると、彼らは「スンナ[ムハンマドの言行に由来する慣例]である」と答えた」(アン＝ナサーイーとアブー・ダウードによる伝承)。

第二のハディースは次の通りである。「アムマールはまたこう伝えている。ウンム・カルスーム・ビンティ・アリーと彼女のザイド・ビン・アムルという名の息子は兩人ともに亡くなった。そして二人の遺体は運び出され、メディナ総督が二人の遺体のために礼拝を捧げた」(サイードによる伝承)。

我々は、上述の二つのハディースをもって、一度に二人の遺体のために礼拝を捧げることは教友の時代に普段行われており、そのように行うことは何ら禁止されていないと結論付けることができるだろう。上記の二つのハディース以外に、かつて預言者ムハンマド

の教友らが一度の礼拝で何人かの遺体のために祈りを捧げたことを示すハディースがいくつかある。

その際のニアの言葉だが、元の言葉をただ双数形にして以下のように述べればよい。“Uṣallī ‘alā hadhayni al-maytayni arba‘a takbīrātīn farḍa kifāyati lillāhi ta‘ālā.” これは、「私は至高なるアッラーの御ためにファルドゥ・キファヤー[イスラム社会全体に課された連帯義務]である四回のタクビール[「アッラーは偉大なり」と唱えること]をこの二人の遺体のために礼拝として捧げる」という意味である。

Q.616(199-03)

生まれたばかりの子供と共に亡くなった母親を同じ墓に埋葬することはできますか、あるいはできませんか。

A.616

“*al-Fiqh ‘alā al-madhhab al-arba‘ah qism al-‘ibādātī*”という本の中で、同じ墓に何人かの遺体を埋葬する法的判断について、四つのマズハブ[法学派]の見解に従って明確に説明がなされている。ハナフィー派のウラマーらは以下のように述べている。一つの墓穴の中に何人かの遺体を埋葬することは法的にマクルーフ[禁止ではないが自粛すべき行為]である。但し墓地の不足等により必要性がある場合は別であり、その場合は一つの墓穴の中に何人かの遺体を埋葬することが許される。

マリーキー派のウラマーらは以下のように考えている。墓地の不足といった緊急時には、たとえ幾層にも(順々に)重ねるという方法であろうと、一つの墓穴の中に何人かの遺体を埋葬することは許される。例えば埋めたばかりの墓穴を開け、そしてその中に別の遺体を入れるといった方法だ。緊急性がない場合には、幾層にも重ねるという方法で一つの穴の中に何人かの遺体を集めることはハラム[宗教上の禁止事項]である。しかしもし同時に埋葬した場合、それは法的にマクルーフである。

一方、シャーフィイー派とハンバリー派のウラマーらは以下のように述べている。一つの墓穴の中に何人かの遺体を埋葬することは法的にハラムである。但し緊急ゆえに、あるいは必要ゆえにそれを行う場合は別で、その時は法的に許される。ここでいう緊急ゆえにとは、埋葬される遺体が多過ぎるゆえにという意味である。必要ゆえにとは、生きている人々の労働力不足といったことゆえにという意味である。

■第200号 [Qalam 1967.3: 32-33]

Q.617(200-01)

遺言を用意した者がこう述べました。「私が死亡した時は、私の自宅にある全ての書籍を遺贈品とする。しかしそれは、この家からそれらを持ち出さないことが条件である」。その後、その人は妻を一人、娘を一人、そして息子を一人残して亡くなりました。彼ら(二人の子供)は叔父(故人の兄弟)によって育てられました。ある時、(遺産である遺贈本の管財人と見なされた)故人の遺産相続人はその家から引っ越そうとしました。しかし故人の表明した条件を守るため、彼らの叔父はそれらの本を家から持ち出すことを許しませんでした。この事柄は宗教法的にどうなりますか。これらの遺贈本を相続人がその家から移すことは許されますか。

A.617

アル=イマーム・アル=ブハーリーとムスリムなどの伝承による、預言者の真正ハディースによると、遺言が財産の三分の一以上になった場合、それは無効である。以下のように説明するいくつかの伝承がある。ある者は六人の奴隷だけを遺して他界した。彼はその六人の奴隷を解放するよう遺言した。そのことが使徒に伝わると、使徒は六人の奴隷の内、くじ引きで二人(つまり三分の一)を解放した。そして残りの四人は変わらず故人の遺産相続人の所有となった。

この問題に関連して、ある預言者のハディースの中に次のことが記されている。「まことにイブン・アッバースはこう伝えている。遺言を三分の一から四分の一に減らすことができれば、どんなに良いことか！なぜなら使徒は『(遺言は) 三分の一。本当は三分の一(さえも) 多いのだが』とおっしゃったからだ」(アル=ブハーリーとムスリムの伝承による真正ハディース)。

故人が遺言した本については、もしそれが財産の三分の一を越えなければ、その遺言は有効である。しかしもしそれが三分の一以上であった場合、遺言として遺せるのは三分の一だけであり、それ以上は相続人のものとなる。公のための遺贈品に関しては、もしその場所にイスラム政府や宗教局が存在するならば、その管財人あるいは管理者は当然イスラム政府あるいは州における宗教局の代理人によって監督されるだろう。もし存在しない場合は、イスラム教徒たちが組織を設立することもできる。その組織さえもなかった場合、その遺贈品を故人の遺産相続人が自

分たちで管理しなければならない。

「この家から持ち出してはならない」という文言については、これはそれらの本が貸し出されて紛失してしまうことがないように、本の安全を守ることを目的としている。こうした紛失はよく起きる。したがってこの文言は、家から持ち出すことを禁じるという意味ではない。なぜなら、もし管財人あるいは管理者が別の場所に引っ越す場合、当然それらの本も一緒に移すことになるからだ。あるいはもしその本を破損する恐れのある火災が起きたとしたら、当然それらの本を家から持ち出すことになる。あるいはまた、もしその家を改装したければ、当然それらの本を家から移すことになる。要するに、上記のような理由である限り、それらの遺贈本を移すことは禁じられていないのである。

信用できない人々にそれらの本を貸し出すことで管理人の家から遺贈本を持ち出すことについては、当然許されない。なぜなら、そのように遺贈者が条件付けているからだ。もし管財人がその条件に反したならば、その管財人がそれらの本の紛失や破損の全責任を負うことになる。

Q.618(200-02)

巡礼のイバーダート[信仰行為]を行っている最中に月経がきた女性は法的にどうなりますか。巡礼を続けることは許されますか。

A.618

アル=イマーム・ムスリムの伝承による使徒ムハンマドのハディースの中に、次のように記されている。「ジャビール・ビン・アブドゥッラーはこう伝えている。まことに使徒は巡礼に行かれたので、我々もあのお方にご同行した。我々がズール・フライファに到着した時、アスマ・ビンティ・ウマイスが分娩(出産)した。そこで使徒は『沐浴をなさい。そして布を腰に巻き、イフラム[巡礼の準備が整っていること、また巡礼時に着用する白い布]でいなさい』とおっしゃった」。

別のハディースでは次のように伝えられている。アーイシャが巡礼中に月(月経)がきた時、預言者ムハンマドは彼女に、『巡礼する者が行うべきことを行いなさい。しかし(月経が) 終わって清浄な状態になるまで、あなたはカーバ神殿の周りを巡回してはならない』とおっしゃった」(アル=ブハーリーとムスリムの伝承による真正ハディース)。

ムスリムの伝承による別のハディースの中で、預

言者ムハンマドは次のようにおっしゃった。「巡礼する者が行くべきことを行いなさい。しかし沐浴(大汚の清め)を行うまで、あなたはカーバ神殿の周りを巡回してはならない」。

上述の二つのハディースから見出した説明により、以下のことが明らかとなった。巡礼中に月経がきた女性は、カーバ神殿の周りを巡回すること以外は、全ての巡礼の規定と義務を行うことが許される。巡回は月経が終わって清浄な状態になり、そして義務の沐浴を行った後で初めて行うことが許される。

■第201号 [Qalam 1967.4: 28-29]

Q.619(201-01)

私は村で雑貨を売る小さな商いをやっています。年末にザカート「喜捨」を払う際、店の客の何人かが私に負債を負っていることが判明しました。そしてその債務者たちの中には死亡した人もいれば、既に村を出て住所が分からない人もいます。崇高なる預言者ムハンマドの文言、すなわち“*Innamā al-a'mālu binniyāti wa innamā likulli imri'i mānawā.*”を根拠に、それらの人たちが持っている借金を私のザカート・ハルタ「財産に応じた喜捨」とすることをニアすることは許されますか。しかしながら、以前彼らにお金を貸した際、その借金を私のザカート・ハルタとすることをニアしていませんでした。この件に関して貴殿のご意見はいかがでしょうか。

A.619

上述のハディースを以下のように解釈する者もいる。「全ての行いは、ニアを以て行ったこと以外、受け入れられることはない。そして全ての者はニアしたことのみに得ることができる」。また以下のように解釈する者もいる。「ニアを以て行ったこと以外、行いは有効ではない。そして全ての者はニアしたことのみに得ることができる」。また以下のように解釈する者もいる。「ニアに則ったこと以外、行いが受け入れられることはない。また全ての者はニアしたこと以外、何も得ることはできない」。

上記のハディースの注釈の説明では、人が手にしている負債をザカートとするニアは有効ではなく、またそれは許されないことを示している。なぜなら過去に貸与した際、その者は普通に貸与すること以外に、つまりそれ以上に何もニアしなかったからである。突如負債者たちが死亡したり、あるいは彼らの住所が不明になった、つまりその負債の返済をも

はや受ける望みがなくなった後、初めて返済を受ける望みがない借金をザカート・ハルタとすることをニアしたのである。そのような態度を取るイスラム教徒は少なくとも神を騙す、あるいは己を騙すことになる。果たして神を騙すことはできるのだろうか。以下のようなハディースの典拠に基づけば、そうしたことを行った場合のその過ちはさらに明白となる。そのハディースとは、ニアを以て行ったこと以外に人の行いは受け入れられないということを、その意味そのものが示しているのである。しかしその者は過去に貸与した際、何某に貸した借金を自分のザカート・ハルタとすることをニアしなかったのである。

Q.620(201-02)

「ウスール・アカイド」[信条の礎]の書物の説明によると、アッラーは見給うが目を以てではなく、聞き給うが耳を以てではなく、話し給うが舌を以てではない等々ということでした。もしそうであるならば、私の見解では人間にある性質はアッラーにもあり、ただその方法だけが異なるに過ぎません。よって我々は、神は食べ、飲み、そして眠るが、我々が食べ、飲み、眠るのとは違うと言えるでしょう。上記の私の困惑に対してご説明願います。

A.620

イスラム教は我々に理性とナカル(コーランとハディースから見出した説明)を以て神のことを知るよう教えている。「ウスール・アカイド」(タウヒード「神の唯一性」学)の書物の中で、アッラーはあらゆる完璧な性質を有しておられ、またアッラーはあらゆる欠陥となる性質がない最も神聖なる御方であると説明されている。理性に従うならば、この世は全能なる比類なき唯一神を有している。もし我々が神は食べ、飲み、眠るなどと言ったならば、それは神が欲求を持っているがゆえに弱いことを意味する。だが神に弱き性質はなく、また何ら欲求を持たず、また誰からも助けを必要としない。もし我々が神は眠ると言ったならば、それは神が弱いことを意味する。なぜなら、睡眠は弱き性質だからだ。その弱さが精神的なものであろうと肉体的なものであろうと、その者に弱き性質がない限り、眠気と睡眠が人を襲うことはないからだ。神は弱い性質を一切持っておられない。その他の性質についても同様である。つまり我々の健全な理性は、神が弱さを示すような性質を持っている

という主張を一切受け入れることはない。なぜなら弱き性質を持つのは神の創造物だけであり、神ではないからだ。

見て、聞いて、話すという性質については、完璧な性質であり、欠陥がある弱き性質ではない。なぜなら、もし見えないならば盲目に違いなく、もし聞こえないならば聾啞に違いなく、話せないならば口がきけないに違いなく、だがそのような性質は欠陥となる性質であり、それは神の弱さを示すことになる。よってこれはあり得ないことであり、理性では受け入れられない。それゆえ我々は、アッラーは欠陥につながるものがない方法で見て、聞いて、話すのだと述べるのである。なぜなら上記の性質は完璧な性質だからだ。しかし食べる、飲む、眠るという性質は、自然と欠陥となる性質を示す。神はあらゆる欠陥がない最も神聖なる御方である。

■第202号 [Qalam 1967.5: 13-15]

Q.621 (202-01)

メッカへの巡礼義務を履行するため、その費用を工面するために乞う(物乞いする)者に金銭的なサダカ[自発的な喜捨や慈善行為]を施したとしたら、それは来世まで益をもたらす慈善行為と呼ばれる行いに入りますか。

A.621

サダカを施すことは、我々の宗教によって非常に称賛される善行の一つである。むしろアッラーは我々にいかなる困窮者に対してもサダカを施すよう命じている。サダカを乞う、あるいは物乞いをするのはイスラムによって忌み嫌われる行為の一つである。そのため使徒ムハンマドはこの問題に関して次のようにおっしゃったほどであった。「私の身を加護し給う神に誓って、まことにあなた方の一人が縄を持ち、そして集めた薪を肩に担ぐことは、与えられるにせよ、与えられないにせよ、人に乞い求めるよりは良い」(アル=ブハーリー、アッ=ティルミディ、そしてアン=ナサーイーの伝承による真正ハディース)。上記のハディースの意味は以下の通りである。ある者が縄を持って森に薪を集めに行き、そしてそれを縛って肩に担ぎ、それを売するために市場へ行くという働きは、道沿いでサダカを乞い、人に慈悲を乞う者になるよりは良い、ということである。

また別のハディースの中で使徒ムハンマドは次のようにおっしゃった。「まことに物乞いは、顔を引つ

掻く行為である。但しスルタンに対して、あるいは必須の事柄を乞い求めることは除く(許される)」(アブー・ダウード、アッ=ティルミディ、そしてアン=ナサーイーの伝承による真正ハディース)。

別のハディースにも以下のように記されている。「屈強な体格をしているたくましい男性二人が、物乞いをするため使徒に会い来た。生計を立てるための努力ができるであろうその男性二人の屈強な体格を見た使徒は、こうおっしゃった。『もしあなた方が望むなら、あなた方に与えましょう。しかし(知っておきなさい)、まことにサダカは裕福な者のためではなく、また努力することのできる者のためでもない』」。

上記のハディースの他にも、乞い(物乞いし)たがる者を忌み嫌う、あるいは批判するハディースの文言は数多くある。ましてやその物乞いが巡礼の義務を履行するための費用の工面を目的としているならば尚更である。少なくとも彼らは同じ人間に対して恥じる心を抱くべきである。なぜなら巡礼は個人の義務であり、公共の義務ではないからだ。一方、巡礼を行う者はまず条件を満たすよう宗教は命じている。すなわち、往復費用が十分にあること、残された妻子の生活費が十分にあること、そしてそれらを過度の借金をせずに、ましてやサダカを乞うことなく準備することである。よって巡礼義務を履行するための費用の工面を目的として物乞いする者にサダカあるいは喜捨を施す人々に関して、そのサダカや喜捨は「来世まで益をもたらす慈善行為」と呼ぶことはできない。なぜなら「来世まで益をもたらす慈善行為」と呼ばれるものは、公共の利益のために為される善行を指すからだ。例えばモスクを建てる、学校を設立する、役所を建設する、そしてその他の公共の利益のために為される善行を指すのである。

巡礼を果たしに行くことは個人の利益のためであり、公共の利益のためではない。つまり、全ての者にイスラム法で巡礼のイバーダートを履行する義務が課されているわけではないのだ。それは一定の条件を満たした者だけに課されているに過ぎない。

Q.622 (202-02)

アッラーの命令、例えば礼拝、断食などといったことを行わない者に対してサダカを施す、あるいは喜捨をする者は法的にどうなりますか。

A.622

イスラム教が意図するサダカとは、困窮者あるい

は貧しい状況にある人々を助け、そのサダカによって後に彼らが快適で幸福な暮らしを続けることができるようにすることを目的としている。イスラム教徒がサダカを施すよう命じる、あるいは奨励するコーランの節とハディースから成るイスラム法の典拠は十分数多くある。しかしそれ程数多くあるサダカを命じる典拠や説明の中に、イバーダートを実践しないイスラム教徒たちにサダカを施すことをイスラム教徒たちに禁じる証明は一つもない。それどころかイスラム教は、サダカあるいは喜捨を受け取る必要があると判断されたいかなる者に対してもサダカを施す、あるいは喜捨をするよう信徒たちに命じ、奨励している。サダカを受け取る者がイバーダートを行う者であろうとなかろうと、またその者たちがいかなる民族あるいは宗教を信仰する者であろうとも関係ない。貧しく苦しい生活を送る全ての者に施されるよう、サダカは変わらず奨励されている。これこそがアッラーの掟による決定である。イバーダートを実践しない人々に対してサダカあるいは喜捨を施すことによって、後にその人々らがアッラーに感謝することを期待し、そこで最終的に彼らの心が動き、彼らがこれまで疎かにしていたあらゆる宗教の命令を行うことにつながるということをアッラーは知り給う。それは明らかにイスラム教徒の敵と見なされた異教徒たちに対しても、我々がサダカあるいは喜捨の手を差し伸べることが許されている程である。それはイブヌ・ジャッバールが伝える以下のハディースの説明の通りである。「まことに何人かの預言者の教友らは『我々と宗教を異にする者にサダカを施すことは許されますか』と預言者に尋ねた。まさにその時、アッラーはコーランの節を下し給うた。『彼らを導くことは汝（の義務）ではない。アッラーが御心にかなう者を導き給う。また汝らが（アッラーの道のために）施すものは自分のためになる。アッラーのご満悦を願う外に汝らは（何かを）施してはならない。汝らが施したものは完全に（その報償が）与えられるだろう。汝らが不当に扱われることはない』」。

この節の意味は以下の通りである。我々は異教徒たちを指導する、あるいは導く義務はない。なぜならそれは我々の問題ではないからだ。人を導くことは神だけが管理し給う問題である。アッラーはただ、アッラーの教えと命令、そして禁止を伝えるよう我々に命じ給うた。それを受け入れるか否かという彼らの問題は、それを決め給うアッラー次第である。

我々が人に施すサダカあるいは喜捨の報いについて、その報酬は我々自身に返ってくる。ただアッラーの御ためだけに行う以外、我々がサダカあるいは喜捨を施すことは許されない。ただアッラーの御ためだけに行って初めて、我々のサダカあるいは喜捨という善行に対しアッラーから報いが得られるのである。それゆえ我々が人に施すいかなるものも、たとえ異教徒に対してだろうと、その全てに対しアッラーから相応の報いが与えられる。とりわけ、イスラム教を信仰したくなるよう異教徒の心と精神をなびかせることを目的として、彼らに喜捨を施す場合である。上述の節を指針として、イスラム教のウラマーらは以下のように考えている。異教徒に対して施すことが許されるサダカは、スナのサダカのみである。ザカート・ハルタやザカート・フィトラ〔義務的な喜捨〕といった義務のサダカを異教徒たちに施すことは許されない。

一方イマーム・ハナフィーの見解によると、我々のザカート・フィトラを異教徒に施すことは許される。しかしザカート・フィトラを異教徒に施すことを容認するマズハブがあるとはいえ、我々と同じ宗教を信仰しない人々にサダカを供出する方が良いというわけではない。現在、我々ムスリムは色々と乏しい状況にあり、我々の地位は低く、我々の生活は貧しく、我々の経済は歪み、我々が信仰するイスラム教の神聖さと高貴さ示すために国際社会に誇れるような発展を少しもしていない、ということを我々は認識しなければならない。また我々が覚えておくべきは、我々自身の家庭問題において喜んで我々を支援する他の集団はいない、ということである。我々自身が働き、努力せねばならない。我々の民族社会におけるあらゆる欠乏を克服するために、我々自身が手足と身体を以て必死に働かねばならないのだ。これらは全て、疑いなく力と資金を必要とする。もしほんの僅かしかない我々の資金を、我々と宗教を異にする外国人たちに施したなら、どのようにして我々は己の種族の中にある欠乏を全て根絶することができようか。ゆえに、我々の中に存在するこの貧困を我々の社会から根絶するより先に、我々の宗教と信仰を異にする者にサダカを施すべきなのだろうか。我々は共にそれを考えていこうではないか！

■第203号 [Qalam 1967.6: 27-28]

Q.623(203-01)

ある者が山羊を盗み、そしてその山羊をイスラム式に屠殺しました。盗んでイスラム式に屠殺したその山羊の肉をその者が食べることは許されますか。

A.623

窃盗はイスラム教で固く禁じられ、さらにハラムとされる行為の一つである。窃盗とは他人の所有権を奪い、それを盗人のものとすることを意味する。イスラム法に則れば、その奪われた人の所有権は所有者に戻されなければならない。もしその他人の所有権が窃盗、詐欺、強盗などといったハラムとされる方法で奪われたなら、それらはハラムの物品と見なされる。その物品がハラムである時、それを食べることもまたハラムである。なぜなら窃盗、強盗、そして詐欺によって奪われた物は、ハラル[宗教上許された事項]ではない方法で、あるいは不正に奪われたからだ。

この事柄に関連して、アッラーは「牡牛」の章第188節の中で以下のように仰せになっている。「汝らの間で、不法(不正)に汝らの財産を貪ってはならない」⁴⁾。上記の節は、アル=イマーム・ブハーリーとムスリムの伝承による以下の預言者のハディースによって補強されている。「ラーフィウ・イブン・ハディージュはこう伝えている。我々はティハーマからズールハリファまで使徒に同行した。そこで我々は(戦利品である)山羊とラクダを手に入れた。そしてそれを鍋で調理した。そこで預言者は(その鍋を流すよう)命じられたので、それを流した。その後殿下はその一頭のラクダの代わりに10頭の山羊を用意された」。上記のハディースは以下のことを説いている。預言者ムハンマドはラクダの肉が入った鍋を地面に流すよう命じた。なぜならその肉はまだ分配が済んでいない戦利品だったからである。戦闘における全ての戦利品は、まだ分配が済んでいない場合、依然としてアッラーの所有物であり、誰一人としてそれを取ってはならない。もしその調理された戦利品の肉がハラルだとすれば、預言者ムハンマドはその鍋を流すよう命じることはなかったに違いない。

また上述のハディースから、まだ我々の所有物となっていない物を使用すること、ましてや食べることは許されない、ということも我々は理解できるだろう。我々が盗んだ全ての他人の動物は、たとえイス

ラム式に屠殺しようと、それを我々が食すことはハラルではない。屠殺が理由でハラルではないのではなく、その動物が盗品だからである。盗品は全て、食すことはハラムとされる。

上記の説明を補強するものとして、我々は以下にアル=ハキムの伝承による、アッラーの使徒ムハンマドが述べられたハディースを挙げる。「その肉体がハラム(とされる方法)から生まれた者は誰であれ、その者は真っ先に地獄の業火の責め苦を受ける」。この意味は次の通りである。例えば窃盗といったハラムとされる方法で得た動物の肉を食すこともまたハラムである。それを食べた者は誰でも、その肉体は来世で真っ先に地獄の業火の餌食となるのだ。

Q.624(203-02)

女性がアザーン[礼拝への呼びかけ](バング)を朗誦することはできますか。

A.624

元来、全ての宗教上の命令はそれを行うべく男にも女にも負わされたものである。但し、勤める者としてこの行為は女性だけに特化したものである、またはその勤めは男性だけに特化したものである、ということを示す説明が存在する場合は例外である。しかしこのアザーンの問題に関しては、シャーフィイー派によると、男性だけに特化した事項である。なぜなら、アザーンを男性だけに課すことを命じるハディースが複数あるからだ。女性にもアザーンが許されるとするハディースは一つもない。このことはアザーンあるいはバングは男性だけに許されたものであり、女性には許されていないことを示している。

この問題について明らかにしている使徒ムハンマドの以下のハディースがある。「女性に対するアザーンとイカーマ[礼拝開始の呼びかけ](の命令)はない」。さらにアル=アキーリーの伝承による使徒ムハンマドの文言は以下の通りである。「まことに弱さとアウラ[露出してはいけない身体の部分]は女性たち(の性質)である。ゆえに沈黙を守って彼女らの弱さを覆いなさい。また家に留まって彼女らのアウラを隠しなさい」。上記のハディースの中に「沈黙を守って彼女らの弱さを覆いなさい」という文言がある。これは、女性は大声を上げてはならないという意味である。また上述のハディースにより、女性はアザーンを朗誦してはならないということが我々にとって明確となっただろう。なぜなら、そのハディースの中

4)「汝ら己の財産をお互にくだらぬ事で食べてしまってはならぬ」(『コーラン(上)』p.54)。

で女性は大声を上げることが禁じられているが、アザーンは通常声を張り上げ、大声で朗誦するものだからだ。預言者、教友、そしてタービーン〔教友の弟子〕たちの時代における伝承で、女性が公衆のためにアザーンを朗誦することを許すものは一つも見つかっていない。

■第204号 [Qalam 1967.7: 30-31]

Q.625 (204-01)

1) メッカの黒石 (ハジャル・アル＝アスワド) に付着したかぐわしい香りは、元からあるものですか。あるいはわざわざ香油で拭いているのでしょうか。2) 年に一度カーバ神殿の扉が開けられた時、その中に入る事ができた人がアッラーによって与えられる優位性とは何でしょうか。

A.625

黒石に付着しているかぐわしい香りは、巡礼を行う人々がハジャル・アル＝アスワドと呼ばれる精油の一種で黒石を意図的に拭くことによって漂ってくる香りであり、それは元からある香りではない。ゆえに我らのマズハブであるシャーフイー派によると、大巡礼だろうと小巡礼だろうとそれを行うためにイフラームを着用している者は、香油を塗り付けられた黒石に接吻する、あるいはキスすることが禁じられている。なぜなら、イフラームを着用する者に対する禁止事項に該当する恐れがあるからだ。というのは、イフラームを着用する者は良い香りをまとってはならないのである。

一部の我が民族のメッカ巡礼団によって迷信的な行為が行われた。彼らは一瓶のハジャル・アル＝アスワドの精油と一塊の綿を持参した。彼らはその精油を黒石に垂らし、そして綿の塊で黒石を拭いた。彼らはその綿を祖国に持ち帰り、その綿に接吻した者は誰でも、メッカの黒石に接吻したことになると言って、それに接吻またはキスをするよう家族や友人に配った。実のところそうした行為は巡礼のイバーダートとは無関係の迷信的行為である。

ウラマーらが伝える一部の伝承では、黒石がもたらされた当初は輝く純白であったという。しかし罪で大いに汚れた預言者アダムに接吻またはキスされたことにより黒に変色した。

カーバ神殿の中に入る事ができた者がアッラーによって与えられる優位性に関して、その者が受け取る特別性あるいは優位性について言及するハ

ディースあるいはコーランに基づくいかなる典拠にも、現在に至るまで我々はまだ出会ったことがない。人はカーバ神殿 (Bayt Allāh) の中にいる時、その者が好きなようにどの方向にむかって礼拝を捧げてもよいというだけである。

現在カーバ神殿の屋上部分はセメントで閉じられており、suṭūh (平屋根) となっている。我々は巡礼のイバーダートを行ったことがある長老らの話を聞いたことがある。彼らが言うには、カーバ神殿の中にいる人々は上を見上げてはならないとのことだ。もし彼らが見上げたならば、後で彼らが神殿を出た時に二つの災いを受けるといふ。すなわち、死または乱心である。この話もまた本当ではなく、これを信じることは一切許されない。

Q.626 (204-02)

水が流れる川岸で、その川の水がいつも礼拝用の水として汲むために使われていることを知っているにもかかわらず、小便あるいは大便をすることは許されますか。

A.626

上であなたが質問した事柄に関する法について説明する前に、上述の事柄と関連がある三つの預言者ムハンマドのハディースを解説することが望ましいだろう。第一のハディースは次の通りである。「イブン・ウマルはこう伝えている。使徒は実がなる木の下で小便をすることを禁じられた。またあの方は流れる川の岸で小便をすることを禁じられた」(アッ＝タブラーニーの伝承によるハディース)。

第二のハディースは次の通りである。「『呪いを引き起こす二つの原因を恐れなさい』。教友らが『呪いを引き起こす二つの原因とは何ですか、使徒よ』と尋ねた。使徒は『人々の通る大通り、また人々が暑さや風雨を避ける場所で小便をすることです』と御答えになった」(ムスリムの伝承による真正ハディース)。

第三のハディースは次の通りである。「呪いを引き起こす三つの事柄を恐れなさい。すなわち水へとつづく道、暑さや風雨を避ける場所、そして道路の真ん中で小便をすることである」(イブン・マージャ、アブー・ダウード、そしてハーキムの伝承によるハディース)。

その他のハディース：イマーム・アフマドの伝承による、イブン・アッパースから伝えられた別のハディースでは、使徒ムハンマドは “naq’ mā”、すなわ

ち水が集まる場所で小便をすることを禁じられたと述べられている。

説明：上記の複数のハディースの説明を以て、我々は以下のように結論付けることができるだろう。使徒ムハンマドは以下に挙げる場所でイスラム教徒が大便あるいは小便をすることを禁じられた。1. 常々公衆が通る大通りや小道。2. 果実はなっていないが、普段人が暑さや風雨を避ける場所として使われている木の下。3. 実がなっている木の下。4. 水へとつづく場所。5. 流れる川の岸。6. 川の水が集まる場所、例えば貯水池など。

よってあなたの質問の回答としては、水が流れる川岸で小便あるいは大便をすることは許されないどころかハラムである。なぜならそれは上記の複数のハディースの一つにおいて使徒ムハンマドがおっしゃった禁止の数に入るからだ。

■第205号 [Qalam 1967.8: 6-8]

Q.627 (205-01)

去る1964年の選挙期間中、クランタン州においてPAS[汎マレーシア・イスラム党]の支持者がUMNO[統一マレー国民組織]の支持者を不信仰者と呼ぶ事態が起きました。それは個人に限定したのではなく、一般に向けられたものでした。それによって生じた影響は、UMNOの党員が礼拝のイマームとなった時に現れました。PASの党員たちは彼につづいて共に礼拝を行う(マクムム[集団礼拝でイマームに続いて礼拝を行う人]となる)ことをしなかったのです。また過去にUMNOの党員らが先導した礼拝を行った者は、その礼拝のカダー[できなかった宗教行為の埋め合わせ]を行うべきだということも唱えられました。この件に関して貴殿のご意見はいかがでしょうか。

A.627

もしそれが本当だとすれば嘆かわしいことである。こうしたやり方は分裂をもたらす。使徒ムハンマドによって作られたイスラムにおける強い同胞関係の絆で結ばれたイスラム教徒自身の輪において、その同胞関係を割くことは固く禁じられている。互いに不信仰者と呼び合うことは明らかに分裂へとつながる。故アッ=シャヒード・ハッサン・アル=バンナの翻訳された論文「教育と家族」の中で、この問題に関して次のように述べられている。「誇示するような方法、または違反行為的な方法の何れであろうと、二つの信仰告白の言葉を宣誓し、義務の勤行を行うムスリ

ムを不信仰者と呼ぶことは一切許されない。但しその者が自分は不信仰者だと認める宣誓をした場合、またはその者が宗教で出されたあらゆる法を守らない場合、あるいはコーランの節を嘘だと見なす、あるいはコーランをその意図に反する解釈をし、それが多神崇拜や不信仰につながるような行為は例外である」。

互いに不信仰者と呼び合うことは明らかに許されないが、加えて守るべき重要なことは、分裂し同胞関係を割くことを避けることである。同胞関係の意味するところは、信仰の絆を以て全てのイスラム教徒の胸に留められた心や精神の絆である。信仰の絆は他の絆の中で最も固い。最も親密な同胞関係とは信仰の同胞関係であり、その分裂は同胞の不信仰である。第一の力は団結の力であり、その団結は互いに愛し合う気持ちがなければ固いものとならない。最小限の愛情の形とは、同胞のために犠牲を払う気持ちである。最大限の犠牲とは寛大となり、同じ宗教の同胞を許容することである。ゆえにもし信仰心を持ち、その信仰が固いならば、人が集団から遠ざかる理由はない。なぜなら集団から遠ざかることはイスラム教徒が全く望まない分裂へとつながることを意味するからだ。

この数世紀に渡るイスラム教徒の団結の崩壊から我々が得た教訓は、その理由が他でもなく我々自身が分裂し、また他者によって分裂させられたことによる、ということ了我々は認識し、覚えておかねばならない。もしイスラム教徒が分裂しなければ、信徒を弱体化させることはできない。マズハブとマズハブとの間が分裂した時代を見るといい。10万もの人間が犠牲となり、インドとアラブ諸国は西欧の政府によって統治された。そしてその分裂は、耳をかさない信徒たちが互いに殺し合うよう西欧の人々によって背後からたきつけられたものである。インドネシアでのカウム・ムダ[若者を意味し、改革主義者を指す]とカウム・トゥア[長老を意味し、伝統主義者を指す]の分裂を見るがいい。住民の80%近くがイスラム教徒である国において、真のイスラム政府を樹立することができずにいる。

次に我が国において、宗教の状況と社会の状況、宗教の意味、そしてそれがどのように実行されているかを見るといい。我々は共に見て考えることができるだろう。そして考えた末に、共に「アッラーの他に神はなし。ムハンマドはアッラーの使徒である」と唱え、そして共に「アッラーは偉大なり」と唱え、また

共に礼拝の条件を遂行した人々を互いに不信仰者と呼び合うべきなのだろうか。こうした人々と分裂しなければならないのだろうか。考えてみるといい。イスラム信徒の団結を組み、築かなければならない。団結を築き、そしてその団結を築く際は我々が崇高するムハンマドによって示された道徳に則る必要がある。もし則らなければ、我々全員の責任が問われることになる。あらゆる対立を避けよ。そしてもし対立があった場合は、分裂が起きないように賢明さと知恵を以て和解せよ。我々はイスラム信徒の団結を割く政治の道具となってはならない。政治は単にこの世に影響を残すだけだが、我々の責任は永続し、それは後に神の御前で問われることとなる。

この問題における我々の責任はどのようなものかについては、カラム社から出版されたアッ=シャヒード・ハッサン・アル=バンナの論文「教育と家族」を読むことが、質問者にとって、そしてイスラム教徒全員にとって望ましいだろう。なぜならその中には信仰と信心に基づき築かれた同胞関係に関する事柄が多く含まれているからだ。

Q.628(205-02)

現在、死亡した人の目を生きている視覚障害者の視力回復に使うための眼病基金の問題が騒がしく取り上げられています。それがどのような方法で行われるのか、またそれがイスラム法に則って法的にどうなるのか知りたいです。

A.628

生きている人の視力を回復させるために死亡した人の目を使う問題は、ヒジュラ暦1370年11月号(1951年9月に相当)、ほぼ16年前の『カラム』誌の第14号で掲載したことがある。そこでは『アル=ムサワル』誌が報じた、エジプトで行われた角膜移植手術に関するニュースや写真の翻訳を掲載した。その手術は、眼病の専門医であるアブドゥル=ラティフ・ジョハル医師によって行われた。その報道によると、使用可能な死亡者の眼球は死亡してから36時間以内、そして冷蔵庫に保存してから40時間以内だという(この科学的見解は16年前のものだが、現在は死者の眼球がどれくらい長く保存できるのか我々は知ることができない)。その眼球は、死亡した人から慎重に網膜静脈と共に一度に摘出され(くり抜かれ)、そしてすぐに冷蔵庫に保存される。その記事によれば、死亡した人の目の中で使用されるのは目の中央にある「脈絡膜」

だけである。視覚障害者の脈絡膜が慎重に摘出され、次に死亡した人の脈絡膜と取り替えるのである。この部分だけが使われ、その他は使われない。

その法的判断：ヒジュラ暦1368年8月、つまり19年前に発行された『アル=アズハル』誌の中でチュニス出身の質問者が、故ファディール・アッ=シャイフ・アブドゥル=マジード・サリームが率いるアル・アズハル大学ファトワ[イスラム法に基づく法学裁定]委員会に向けて質問をした。その質問者の名前はシャイフ・ムスタファ・ブシャウシャフで、その質問は以下の通りである。「生きている視覚障害者の視力を回復するために、死亡した人の目の一部から恩恵を得ることは法的にどうなりますか」。この問いは以下の理由から出された。「私は近いうちに私の故郷であるチュニスへ帰国を望んでいます。私は上述の問題を学者(イスラム教のウラマー——編集部註)に提起するよう故郷にいる私のイスラム教徒の友人たちから依頼されました。そのため、我々の利益のために貴殿らがファトワを出して頂けるよう願います。それを持ち帰り、祖国の私の友人たちに開陳できるように、すぐに回答が得られるよう期待します。貴殿とファトワ委員会の委員の皆様にご敬意を込めて」。

これに対するアル・アズハル大学ファトワ委員会の回答は以下の通りであった。「近頃のシャーフイー派に属するウラマーらの大半は、その骨以外の別の骨を使って治すことができない場合、生きている人の(折れた、あるいは砕けた——編集部註)骨を、死亡した人の骨と交換することを容認している(以下を調べて頂きたい。*Tuḥfah Ibn Hajar wa taqrīr Al-Shaykh Al-Sharbīnī ‘alā Ibn Qāsim ‘alā Al-Bahjah*)。こうした理由から、生きている人の目を治療するために死亡した人の目の一部を移植することは許されるとファトワ委員会は考える」(アル=シャイフ・アブドゥル=マジード・サリーム委員長によるアル・アズハル大学ファトワ委員会のファトワの翻訳で、ヒジュラ暦1368年8月発行の『アル=アズハル』誌第20号744ページに掲載されたもの)。

当面我々が回答できるのはこれだけである。とりわけ死亡者の身体(遺体)の問題、またその後が生じるであろう問題に関連する事柄に関して、このような質問は詳細且つ慎重な研究を必要とする。民衆が単純な見解や考えに惑わされることがないように、これには統治者会議のファトワ委員会が学問的に、また法的に研究する必要がある。

Q.629 (206-01)

スンナ派に認められた四大マズハブのイマームたちの来歴の概要をご説明願います。

A.629

四大マズハブのイマームたちの来歴の概要について説明する前に、まずは彼らが創始した四つのマズハブの名前を説明したい。それは、ハナフィー派、マーリキー派、シャーフィイー派、そしてハンバリー派である。

ハナフィー派：その創始者の名はアル＝イマーム・アブー・ハニーファである。彼はヒジュラ暦80年に生まれ、ヒジュラ暦150年、70歳の時にバグダッドで亡くなった。彼はクーファで学問を学び、その地で彼はマズハブを創始した。その後彼はバグダッドに住み、ファトワを出して知識を広めた。彼はその知識をムスリムの全ての階層に間断なく広め、そのために彼は名高く、法学を熟知し、コーランとハディースから法的判断を導き出せるその時代の最も偉大なウラマーとして知られるに至った。信頼できる伝承によると、彼は“Wadī‘ al-‘ilm”(今ある法学体系を最初に体系化した者)と呼ばれた。何人かの高名なウラマーらはアル＝イマーム・アブー・ハニーファと交流を持ち、そのマズハブの法を学んだ。そして彼らが学んだあらゆる法を彼らは書物としてまとめた。彼らはアブー・ハニーファのマズハブの支持者であったが、後に彼らの大半が先ほど学んだ法の典拠を探し、時代状況に適応させ、そして長所と短所の観点から研究することでそれを吟味した。その結果彼らの中に、彼らの師が下した一部の法的判断と異なる見解を持つ者が現れた。さらに彼らはアル＝イマーム・アブー・ハニーファの見解とは異なる、自分たちの見解に従っていくつかの新たな法を導き出した(ファトワを出した)。彼らこそ「アブー・ハニーファの教友」と呼ばれる人たちである。彼らの中にはアブー・ユースフ、ムハンマド・ビン・ハッサン、そしてザフルがいる。アブー・ハニーファのマズハブ、あるいはハナフィー派という名でより知られているマズハブは、バグダッド、ペルシャ、ブハラ、エジプト、シリアなどといった国々で多く広まっている。

マーリキー派：このマズハブを創始した人物の名はアル＝イマーム・マーリク・ビン・アナスである。彼はヒジュラ暦93年に生まれた。また彼はメディナで学んだ。そしてそこで現在に至るまで広く知られた

ハディースの本である『アル＝ムワッタ』を著した。彼は巡礼の季節にカリフであるマンスールと出会った際に、彼に勧められて上述の著書を編纂した。このマーリキー派を、彼は聖典コーラン、使徒ムハンマドのスンナ、ウラマーらのイジュマー[宗教上の問題に関する合意]、そしてキヤース[宗教上の問題に関する類推]という四つの原則に基づき創始した。彼は最後に挙げた原則を極々限られた場合にのみ使用した。なぜなら、彼はハディース学者であったからだ。彼は次のように述べたことがある。「まことにこの私は普通の人間であり、時に正しく、時に間違ふこともある。よってあなた方は私の見解を吟味し、検証しなければならない。適切で、またコーランやスンナに反していないものがあれば、それを規範とせよ!」

アル＝イマーム・マーリク・ビン・アナスは法学及びハディース学者であり、存命の頃はヒジャーズ全域で最も影響力のあるウラマーであった。そこで人々は彼を“Sayyidī fuqahā’ al-ḥadīth”(法とハディース学者の長)と名付けた。彼には多くの教友(弟子)がおり、その中で有名なのはムハンマド・ビン・イドリース・ビン・シャーフィイー(アル＝イマーム・アル＝シャーフィイー)、アル＝ライシー・ビン・サアド、アブー・イシャーク・アル＝ファラズイーなどである。マーリキー派の信徒が極めて多いのはチュニス、マグリブ(モロッコ)、エジプトなどである。

シャーフィイー派：その創始者の名はクライシュ族出身のムハンマド・ビン・イドリース・ビン・シャーフィイーである。彼はヒジュラ暦150年に生まれ、ヒジュラ暦204年にエジプトで亡くなった。彼は既に七歳の時にコーランを暗記し、十歳の時には『アル＝ムワッタ』(彼の師であるアル＝イマーム・マーリクの著書)を暗記していた。二十歳になると彼は師(ムスリム・ビン・ハーリド)にファトワを出すことを許された。アリー・ビン・ウスマーンはこう述べている。「私はシャーフィイーほど優秀な者を見たことがない。当時彼に匹敵する者はいなかった。あらゆる知識に秀でており、矢を射れば確実に90%は的に命中したほどだった」。

彼は二十一歳を目前にしてメディナに行った。それはハディースと法学における偉大な知識人としてその地で非常に高名であったアル＝イマーム・マーリクの噂を聞いたからだ。メディナにいる間、彼はアル＝イマーム・マーリクに師事し、その後イラクに行った。そこで彼はアル＝イマーム・アブー・ハニー

ファの教友らと交流を持ち、その後そのままペルシャへ行き、そして他のいくつかの国を巡回した。彼は約二年に渡り旅をしながら時を過ごした。諸国を巡る過程で、彼は人間の生活状況と慣習に関する知識を次第に増やしていった。また慣習や道德の違いを生じさせる環境の状況を知ることが、後に彼が直面する出来事に対して法的判断を検討する道具として非常に有用であった。

その後彼はメディナに戻り、カリフのハールーン・アル＝ラシードにバグダッドに定住するよう要請されるまでそこに留まった。バグダッドに定住後、彼はそこで宗教を広め、彼の見解に基づいたマズハブを創始した。その見解はあらゆる社会層に受け入れられるものだった。彼は平民とも統治者とも交流を持ち、またウラマーたち、とりわけアル＝イマーム・アブー・ハニーファと意見を交換した。そしてその交流と意見交換によって彼は「カディーム (qadīm)」(彼の最初の見解) を体系化するに至った。

その後には彼はメッカに戻り、ヒジュラ暦198年までメッカに定住した。その年、彼はエジプトに至り、そこで「カウル・ジャディード (qawl jadīd)」(彼の新たな見解) を体系化した。とりわけシャーフィイー派を支持し従うウラマーらにとって極めて注目すべきシャーフィイーの言葉は以下の通りである。「ハディースが真正であった時、それこそが私の学説であり、私のイジュティハードから出た言葉を棄てよ」。

アル＝イマーム・シャーフィイーはエジプトで亡くなり、カイロの町に埋葬された。シャーフィイー派の信徒が極めて多いのはエジプト、クルディスタン、イエメン、アデン、ハドラマウト、メッカ、パキスタン、インドネシア、そしてマレーシアである。

ハンバリー派：このハンバリー派の先駆者あるいは創始者はアル＝イマーム・アフマド・ビン・ムハンマド・ビン・ハンバル・ビン・ヒラールである。彼はバグダッド（イラク）で生まれ、ヒジュラ暦241年3月12日金曜日に亡くなった。彼は幼い頃からバグダッドの町、シリア、ヒジャーズ、そしてイエメンで学問を学んだ。彼はイマーム・シャーフィイーの弟子であった。シャーフィイーはアル＝イマーム・アフマド・ビン・ハンバルが持つ神への崇敬心と信心深い性格を非常に称賛しており、次のように語った。「私はバグダッドを去った時、後に残した者の中でアフマド・ビン・ハンバルほど神への崇敬心があり、信心深く、そして知識の深い者はいなかった」。

彼の弟子には数多くの高名な人物がおり、その中にはアル＝イマーム・ブハーリーとムスリム（二人の高名なハディース伝承者）がいた。コーランとハディースの中から有効な文言を見出せなかった場合、彼は預言者ムハンマドの教友たちの出したファトワを固く守った。あの方は四つの原則に基づきそのマズハブを編成した。第一の原則はコーランとハディースの文言から導き出すことであった。何らかの法を導き出す上であの方がまず調べたのは、コーランとハディースの文言があるかないかであった。もしコーランとハディースの文言があれば、彼はその文言に従ってファトワを出した。

第二の原則は預言者の教友らのファトワであった。つまり何らかの問題において、その問題に関連する文言が見出せなかった場合、彼は教友らのファトワを探し出し、そして教友らの一人が出したファトワがあり、同時にそのファトワが他の教友らに反論されていなければ、教友が出したファトワに従ってその問題の法的判断を明確に行った。もしそのファトワに関し何人かの教友らの間で相違があることが判明した場合、彼は聖典とスンナ（コーランとハディース）により近い見解により類似している、あるいはより一致しているファトワを選んだ。

第三の原則は、他の典拠がない場合、ムルサル〔伝承者経路において、預言者ムハンマドとの間に教友の名前が明記されていないもの〕あるいは脆弱なハディースである。

第四の原則はキヤースである。その他の方法がない場合を除き、彼はキヤースを用いなかった。コーランやハディースの文言または教友らのアサル（説明）が存在しなかった時、彼は非常に慎重にファトワを表明した。彼が非常に慎重にファトワを出していたために、彼のマズハブが遠い地域に広まるのが遅れる原因となった可能性は大きい。ましてやその弟子たちもまた非常に慎重に行っていたのである。

このマズハブは最初バグダッドに広まり、そして徐々に他の地域にも広がっていった。現在その信徒が極めて多いのはヒジャーズである。ましてやイブン・サウード国王がサウジアラビア政府の公式マズハブと定めた後は尚更だった。ヒジュラ暦7世紀を除いて、エジプトにおいてはこのハンバリー派の信徒はそれ程いない。

以上がスンナ派に認められた四大マズハブの創始者であるアル＝イマーム・アブー・ハニーファ、アル＝

イマーム・マーリク、アル=イマーム・シャーフィイー、そしてアル=イマーム・アフマド・ビン・ハンバルの来歴の概要である。

■第207号 [Qalam 1968.1: 33-34]

Q.630 (207-01)

スーフィズム研究において以下のような四つのアラビア語の単語が出てきます。すなわち、*haqīqat*, *ma‘rifat*, *sharī‘at*, として *ṭarīqat* です。これら四つの単語の意味は何ですか。一つ一つご説明願います。

A.630

実のところ、その四つの単語は現代のタリーカ[スーフィズム教団]の信者たちに知られているようには、預言者ムハンマド、教友たち、そしてタービーンたちの時代には知られていなかった。とはいえ、その四つの単語の意味を言語の観点から、また少しだけタリーカ信者たちの修業の道の観点から説明する必要があると考える。“*haqīqa*”の辞書的な意味は“*Muntahā al-shai‘ aw aṣlu al-shai‘*”、すなわち何かの原因、あるいは結果、または源である。“*al-‘Ilm*”の意味は知識である。“*syariat*”の意味は“*al-Sunnah*”、すなわち規定である。そして“*tariqat*”の意味は“*al-Sīrat*”、すなわち道である。周知の通り、上記の単語はタリーカあるいはスーフィズム教団の信者たちが最初に使い始めたものである。

スーフィズムが知られ始めたのは、イスラム教が拡大した最初の世紀においてである。スーフィズムの元来の目的あるいは意図は、イスラム教徒が清く誠実な心でアッラーの命令を実行し、また付き合いにおいて彼らが礼儀正しいと教えることだった。スーフィズム教団は始めウラマーらから反対と非難を受けた。ウラマーらはスーフィズムの信徒たちを不信仰者で迷える者だと非難した。そのためスーフィズムの支持者たちはその教えを自由に広げることではできなかったのである。これはその時代の統治者がウラマーらの影響を受けていたことによる。ゆえにスーフィズム教団の人たちは秘密裏に、そして彼ら同士で互いに識別するためにいくつかの特定のしるしを用いることで彼らの教えを広げざるを得なかった。

弟子として受け入れられる前に、まずはいくつかの特定の試験を受け、そしていくつかの規定に従わなければならなかった。最初の段階では弟子は「ターリブ (“*ṭālib*”）」(学生)と呼ばれ、その次に彼らは

「ムーリド (“*murīd*”）」という名で呼ばれ、さらに進むと新たに「サーリク (“*sālik*”）」と呼ばれた。折々にスーフィズムの信徒たちによって規定が作られ、または創造されたため、始めにスーフィズムを広げた人の意図に反し、またアッラーの命令にも反するいくつかの問題が起こった。なぜならスーフィズムを学ぶ弟子たちの条件の一つに、彼らの師の命令がアッラーとその使徒ムハンマドの命令に反していても、その命令に忠実であることが挙げられていた。ゆえに彼らは彼らの師をとてつもなく敬い、忠誠心の限度を越えるほどであったからである。そして彼らの師の一人が亡くなると、彼らは一生懸命にその墓に参り、いくつかの特定の儀式を行い、そのために相当なリングットを費やした。最終的に、彼らの師たちの靈魂を内包する墓地には彼らの願いを叶える力があり、または彼らの身にどんな害や災いをももたらすことができるという信念が彼らのなかに生じた。

その後彼らは *haqīqat*, *ma‘rifat*, *sharī‘at*, として *ṭarīqat* という単語を使い始めた。彼らはこれらの言葉を宗教の法とは無関係の意味で解釈した。彼らは次のように述べている。「断食、礼拝、ザカートなどといった目に見えるイバーダートの実践は、“*sharī‘at*”と呼ばれる。しかしより重要でより肝要なものがある。それは、何らかの真実をその根源から理解するための目に見えない行いである。それこそが“*haqīqat*”と呼ばれるものである」。その目に見えない行いを実践するための知識は“*ma‘rifat*”と呼ばれ、またその行いを実践する方法あるいはやり方は“*ṭarīqat*”と呼ばれる。これこそがその四つの言葉が彼らの間で広く知られた理由であり、*Haqīqat* という形があれば、*ma‘rifat* という形もあり、また *sharī‘at* という形もあれば、*ṭarīqat* という形もある、といったように、あたかもアッラーの宗教が様々な形や形式で下されたかのようにうつった。だが実のところイスラム教はあらゆる迷信、つまり人間が創作した信仰などがない清浄な宗教である。

以上が *haqīqat*, *ma‘rifat*, *sharī‘at*, として *ṭarīqat* の言葉の由来に関する簡単な回答である。

Q.631 (207-02)

礼拝の開始時に唱える「アッラーフ・アクバル」[アッラーは偉大なり]という言葉が「タクビーラト・アル=イフラーム」と呼ばれる理由は何ですか。

それ以外は単純にタクビールと呼ばれておりますのに。

A.631

タクビールとは「アッラーフ・アクバル」と唱えることである。イフラームとは、軽視してはならない高貴な勤行の一つ一つを開始するという意味である。その最初のタクビールで我々は礼拝のイバーダート、すなわち神の御前で預言者ムハンマドが自ら命を受けた最も崇高なるイバーダートを開始するがゆえに、そのタクビールは「タクビーラトゥ・アル＝イフラーム」と呼ばれるのである。

その他のタクビールに関しては、タクビーラトゥ・アル＝イフラームと呼ばれることはない。なぜならそれを唱える位置が礼拝の冒頭ではないからだ。その他のタクビールは「タクビール・アル＝インティカール」と呼ばれる。つまり礼拝の柱から柱へと移る際に唱えるタクビールである。

Q.632 (207-03)

日曜日にハリラヤ〔祝祭、断食明けの祝祭を指すことが多い〕の礼拝を行った者が、月曜日にハリラヤの礼拝を行う者と一緒にもう一度礼拝を行うことは許されますか。それはビドア〔逸脱〕ではありませんか。もし許されるなら、その典拠は何でしょうか。

A.632

この問題に関連して、ヤズィード・ビン・アル＝アスワドの伝承によるハディースが一つある。彼は預言者と共に夜明けの礼拝を行った。その礼拝が済むと、彼は一緒に礼拝を行わなかった二人を見つけた。そこで彼はその二人を呼び出し、「なぜあなた方は先ほど我々と一緒に礼拝を行わなかったのか」とお尋ねになった。彼らは「私たちは既に自宅で礼拝を済ませたからです」と答えた。そこで預言者はつづけてその二人に「あなた方二人はそのようなことをしてはならない！あなた方二人が自宅で礼拝を行い、その後人々が集団礼拝を行っているモスクにやってきましたら、彼らと一緒に礼拝を行いなさい。なぜなら、この礼拝はあなた方二人にとってスンナとなるからだ」とおっしゃった。

このハディースは、もし我々が家で礼拝を済ませ、その後別の場所あるいはモスクへ行き、そこで集団礼拝を行っている人を見つけたならば、それが同じ礼拝だろうとなかろうと。すなわちスンナであろうとファルドゥ〔義務〕であろうと、我々は彼らと一緒に礼拝を行わなければならない、ということを説い

ている。上述のハディースによって伝えられた出来事から、キヤースという方法を以て、日曜日にハリラヤの礼拝を行った者が、月曜日にハリラヤの礼拝を行っている人々と一緒に礼拝を行ったとしても、彼らを非難することは許されないと我々は結論付けることができるだろう。

■第208号 [Qalam 1968.2: 11-12]

Q.633 (208-01)

私の村のウラマーの一部は、アブドゥル・ワハブとウム・カルスム（今日まで有名なエジプトの二人の歌手）の歌を口ずさむ人のように、歌うようにコーランを読むことはハラムであると述べています。一方でそれはハラムではないとする人もいます。この問題に関して貴殿のご意見はいかがでしょうか。ご説明願います！

A.633

コーランの歌はコーランの歴史に沿って少しずつ発展し、最終的に全イスラム世界のムスリムたちに非常に好まれる芸能となった。一部にはコーランを歌うように読むことはそれほど重要ではないと考える者もいる。なぜなら彼らの考えでは、歌は聖典コーランの節の文字のマハラジュ〔発音場所〕を損ない、また良き読誦を削ぐ可能性があるからだ。また彼らにとって重要なのは歌ではなく、理解すべき内容なのである。それどころかウラマーらの中には歌うようにコーランを読むことを確と禁じる者もいる。なぜなら、そのようなことは良き読誦を損なう恐れがあるからだ。それは以下のアッラーによる啓示で、コーラン自体で望ましいとされている通りである。「最も良き方法でコーランを読みなさい」。

アッ＝サユーティーは以下のように述べている。「イスラム教徒の間で新たに行われているビドアとして以下のことがある。第一に、震える人の声あるいは苦痛を感じている人の声のような発声でコーランを読誦することである。第二に、読誦の途中で止まる（ワクフ〔休止を意味するタジュウィードの規則の一つ〕）時に黙っているようで、その後走っている人の声のような発音で声を跳ね上げて読誦することである。第三に、口ずさみ、伸ばすべきでない所で発音を伸ばし、そして短くすべきでない所で短く発音することである。第四に、読誦する時にも哀しい声を出すことである」。

この見解には勿論根拠がある。なぜなら、実のと

ころコーランの読誦において重視されているのは耳に心地よい美しい歌ではなく、良質で、流暢で、読誦する文字のマハラジュが明確で、そして唱える言葉を一つ一つははっきりと発声する読み方だからだ。そうした方法により、アラビア語を解する者がその読誦された節の意味をはっきりと理解することができ、それによってその崇高で貴重な意義を学び、それを聞く参列者の精神に深くしみわたり、また跡を残すことができるのである。

それに対し、芸能がイスラムの神聖さの土台を損なうことがない限り、イスラムが芸能を嫌うことはないと考えるウラマーもいる。このグループは美しい声で読誦されるコーランの歌の中に、その聖典の奇跡が秘められており、その歌を以てコーランはそれを聞く者たちの精神を震わせることができ、ましてやその読誦される聖なる節の中に内包された哲学の高貴さを以てしたら尚更であると見ている。このグループの中には、読誦を損なうほど過度に行わない限り、コーランの読誦を歌うように行うことを容認するウラマーらが含まれている。このような見解を持つウラマーらの中にはイマーム・シャーフィイー、イマーム・アブー・ハニーファ、そしてイブン・ムバーラクがいる。彼らは以下二つの預言者のハディースを根拠としてその見解を提示している。「あなた方の声でコーランを美化しなさい」。もう一つのハディースは次の通りである。「コーランを歌わない者は我々の一員ではない」。人に好まれていたとしても、コーランを歌うように読誦することを容認する根拠があったとしても、タジュウィード学[コーランの読誦法]の読誦規定に従った良き読誦の限度を越えるようなことは勿論許されない。なぜなら、もし言葉を変えるに至り、またタジュウィード学の規定に則って定められた発音の長短の度を越える程であったならば、それを容認するウラマーは一人もいないに違いないからだ。

有名なコーランの歌の中には以下のようなものがある。ハサイニー、ラクビー、シーカフ、マスリー、ズーカフ・バンジャーカフ、ナハワーン、ラーズイー、ヒジャーズイー、そしてイラーキーである。全イスラム世界で有名なカリ[コーランを読む男性]たちやフッファーズ(コーランを暗唱する人々)は通常、読誦の流暢さの観点からだけでなく、それを聞く参列者の精神を揺らし、震わせ、そして影響を与えることができる歌の観点からも評価される。我が国では既

に数年前から聖典を読誦するコンテストが全国レベル及び国際レベルで何度か行われている。このコンテストに参加するために全イスラム諸国から多くの参加者がやって来ている。我らのカリやカリヤ[コーランを読む女性]たちがこの8年間に連続して成し遂げた勝利を見ると、カリやカリヤたちによって聞かされるコーランの読誦は質が高いことを実証している。イスラム教を信仰するマレーシアの我が民族の信徒たちはみな、彼らが成し遂げた輝かしい勝利を大変誇りに思っている。全世界のイスラム社会の中に現れる我らのカリやカリヤたちの数が年を追う毎に多く増加しており、エジプト、アラブ、サウジアラビアなどといった他のイスラム諸国のように、近いうちに世界の有名なカリやカリヤたちに我々が勝つことができるよう期待したい。

Q.634(208-02)

高貴なる聖典コーランのページを開くと、数ある章の中に「慈悲あまねく慈愛深きアッラーの御名において」という言葉から始まらない一章が見つかります。すなわち「アル＝バララ」または「アッ・タウバ」[改悛]と呼ばれている章です。その理由は何でしょうか。ご説明願います！

A.634

高名なタフシール[コーラン解釈]学者であるカタダの説明によると、「アル＝アンファール」[戦利品]の章と「アル＝バララ」または「アッ・タウバ」の章は、元々別々ではなく一つの章であった。アビー・ビン・カアブは次のように述べている。「通常はコーランの中の各章の冒頭に、使徒ムハンマドは『慈悲あまねく慈愛深きアッラーの御名において』という言葉を書きよう命じた。しかし使徒ムハンマドは『アル＝バララ』の章の冒頭には『慈悲あまねく慈愛深きアッラーの御名において』と書きよう人に命じなかったのである」。

以下のように述べる別の見解もある。預言者ムハンマドの教友たちは「アル＝アンファール」の章と「アル＝バララ」の章について見解を異にしていた。一つの章なのか、あるいは二つの章なのか。彼らの一部は一つの章だと言い、別の一部は二つの章だと言った。そうした理由から上述の二つの章は空白をつくって分けられたのである。そうすることで一部の教友らの考えに従って二つの章のように見えるようにした。また二番目の章を「慈悲あまねく慈愛深き

アッラーの御名において」という言葉で始めないことで、別の教友らの見解に従って一つの章に見えるようにしたのである。

■第209号 [Qalam 1968.3: 11-12]

Q.635(209-01)

葬儀の運営や宗教の知識を教えることを目的とした福祉クラブ(協会)を設立するため、ザカート・フィトラの資金を受け取ることは法的にどうなりますか。これはアッラーの道のためという言葉の意味に含まれませんか。

A.635

フィトラはザカートという用語に含まれると述べるいくつかのハディースが見つかるため、「改悛」の章第60節の中に記されたアッラーの啓示の通り、それを受け取る者は8つのアスナフ[施しを受ける権利のある集団]のグループに含まれる必要がある。「まことにサダカ(ザカート)は以下のためのものである。1. 貧者、2. 困窮者、3. その徴収に携わる者(アミール)、4. 心を懐柔する必要がある者(改宗者)、5. 奴隷を解放するため、6. 負債者、7. アッラーの道のために使うため」⁵⁾。

とはいえ、預言者ムハンマドのハディースや何人かの教友の伝承によると、ザカート・フィトラの供出問題において非常に重視されるのは貧者と困窮者のグループのように思われる。なぜならイスラム教徒の間でこの二つのグループに入る人たちの数が最も多いからである。したがって我々の考えでは、貧者と困窮者のグループがザカート・フィトラの配当金から然るべき利益を確かに得るまで、ザカート・フィトラの資金はこのグループにまず分配されるべきである。それは去る2月にMARAビルで行われたウラマー会議においてヤン・ムリア・タン・スリ・ラジャ・モハル・ビン・ラジャ・バディオザマンが示唆したような、単に年に3ドルだけではない。もし余剰があれば、そこで初めて他のアスナフに分配するのである。

ザカート・フィトラ以外の一般的なザカート(ザカート・ハルタ、鉱物、家畜など)に関しては、上述の節の中に記された8つのアスナフに分配することが許される。あるいはその一般的なザカートの資金の分配を検討するため、各州のイスラム宗教局にその

管理を委ねることができる。我々の見解では優先的に、あるいはより多く分配する必要があると見なされた一つか二つのアスナフのグループに、その一般的なザカートの資金を分配することは誤りではない。なぜなら、州内で上記の節の中に記された全てのアスナフが見つかるとは限らないからだ。

「アッラーの道のため」という言葉に関して、イスラムの黎明期には、アッラーの敵による侵攻からイスラム教の崇高さを守るため、「アッラーの道における闘い」という意味で広く知られ、あるいは「聖戦」という名でより広く知られていた。しかし上述の節の中に記された「アッラーの道のため」という言葉は抽象的であるがゆえに、タフシール学者や法学者らの一部には、アッラーとその使徒ムハンマドの命令に反しないかなる善き物事も「アッラーの道のため」と呼ぶことができる考える人たちもいる。例えば学校、モスク、スラウ、病院、そして救貧院の建設、道の補修、橋の修理、宗教の布教などといったことである。

一方、遺体が貧者のものであることを条件として、葬儀を運営する、例えば遺体を包む布、棺、墓碑などを買うといった葬儀を運営する上で必要な事柄も含めることができる。

ザカートの資金を使ってクラブあるいは協会を設立することは、我々の見解では全くあり得ないことである。クラブを設立することは宗教で重視されていないからだ。イスラム教ではクラブ外のイスラム教徒の団結がより重要と見なされているからである。もしクラブが過度に多く存在したならば、後にそこで設立されたクラブを拠り所とした団体同士の間に分派主義的感情が生じるからである。さらに、通常それらのクラブは享楽の場、あるいは人が遊ぶ場となっていると言えるだろう。少なくとも暇をつぶすためにトランプやチェスをする、あるいは無駄話をする場となっている。そうした無駄な事に時間を浪費することはイスラム教で禁じられている。それは浪費という言葉の意味に入る。それは以下のアッラーの啓示にある通りである。「まことに浪費者はシャイターン[悪魔]の兄弟である」⁶⁾。

現代において、最初は良き目的で設立されたクラブが最終的に違反行為、すなわちギャンブルをし、酒を飲み、姦通を行う、またダンスやその他の大小の違反行為の場となっているのを我々は共に目撃している。

5)「(集まった)喜捨の用途は、まず貧者に困窮者、それを徴集して廻る人、心を協調させた人、奴隷の身受け、負債で困っている人、それにアッラーの道、旅人、これだけに限る」(『コーラン(上)』pp.312-313)。

6)「無駄使いする人間はシャイターン(サタン) どもの同胞だ。シャイターンは神様にたいして罰当たりなことばかりする者だ」(『コーラン(中)』pp.116-117)。

要するに、「アッラーの道のため」という言葉の意味に含むことができる事柄とは、公共の利益と利得のため、とりわけ知識やその他の関連する事柄のために、宗教で命じられたあらゆる善行、あるいは少なくとも宗教で禁じられた境界を越えない行為である。そしてそれはイスラム教が意図する「アッラーの道のため」という言葉から外れていないものでなければならない——アブー・アル＝モフタール

■第210号 [Qalam 1968.4: 33-35]

Q.636 (210-01)

ある男性が三回の離婚（三度のタラーク[夫が妻に行う離婚宣言]）を申し渡しました。後に彼はその妻と復縁しようとしてしました。しかしイスラム法ではその妻が別の男性と再婚しない限り、彼がその妻と復縁することは許されません。そこで先ほどの夫は知的障害のある男性を探して雇い、その夜の内に離婚することを条件に元妻と結婚させました。その雇われた男性と元妻が結婚し、そして離婚した後、最初の夫はすぐにその寡婦と再婚しました。これは許されるのでしょうか。ご説明願います！

A.636

A. ハムザさんの質問に回答する前に、私はまず以下のことを説明したい。あなたが説明したような、その賃金を受け取った男性はアラビア語で“muḥallil”（ムハッリル）と呼ばれ、マレー語では「チナ・ブタ[盲目の華人、離婚した妻と再婚するための手続きを指す]」という名で知られている。あなたの質問に回答するにあたって、私はまず「牝牛」の章第229節に記されたアッラーの啓示を説明することから始めたい。それは次の通りである。「（復縁が許される）タラークは二度までである。その後は復縁するか、あるいは適切な方法で（三度目のタラークを申し渡し）自由にしたりなさい」⁷⁾。

同じく「牝牛」の章第230節の中で、神は以下のように仰せになっている。「もし彼（夫）が彼女（妻）と三度目のタラークを申し渡して離婚したならば、彼女が他の夫と結婚するまでは、その後彼女と復縁することは許されない。しかし彼（新しい夫）が彼女と離婚したならば、兩人（女性と最初の夫）は復縁する

ことが許される」⁸⁾。

上記二つの節の説明から、我々にとって、ある夫が三度のタラークを以てその妻と離婚した時、その妻が別の男性と結婚し、そして離婚をしないかぎり、もはやその妻と復縁することは永遠に許されないことが明確となっただろう。もしその新しい夫が本当に彼女と離婚したならば、彼女は先ほどの最初の夫と再婚することが許される。コーランの節によれば、その女性が二番目の夫と結婚する上での条件はない。しかしいくつかの真正ハディースの中で、その節のより広い意義について説明がなされている。その中には次のようなものがある。「イブン・ウマルは伝えている。使徒はある男について尋ねられた。その男はその妻と三度のタラークを申し渡して離婚し、その女は別の者と結婚した。そしてこの新しい夫は扉を閉ざし、幕を下ろした。その後その女と交わる（性交する）前に彼女と離婚した。果たしてその女が最初の夫とよりを戻すことは許されるのか。そこであのお方はこうお答えになった。『彼と交わるまでは許されない』」（アフマドの伝承による真正ハディース）。

またアン＝ナサーイーによって伝承されたハディースは次の通りである。「預言者は次のようにおっしゃった。『その女が夫と交わるまでは、その女は最初の夫にとってハラルではない』」。

上述の二つのハディースをまとめると、夫から既に三度のタラークを申し渡された全ての女性は、その人（その女性）が別の夫と結婚するまでは最初の夫と復縁することは許されない。その新しい夫と結婚し交わった（性交した）後に、もし（最初の夫と何らかの約束を結ぶことなく）本当にその新しい夫が彼女と離婚したならば、先ほどの最初の夫と彼女が再婚することは許される。この女性は別の男性の妻となったがために、「牝牛」の章第228節の中に記されたアッラーの啓示に従い、彼女はイッダ[待婚期間]が過ぎるまでは（離縁された後に）最初の夫と復縁することは許されない。アッラーの啓示は以下の通りである。「タラークを申し渡された女は、三度の月経を待たねばならない（イッダを待たねばならない）」⁹⁾。

つい先ほど私は、「もし（最初の夫と何らかの約束

7) 「女を離縁（してまた復縁できる）のは二回まで。すなわち（二回までは）、正当な手続きをふんでまた自分のもとに戻すか、さもなければねんごろにいたわって自由の身にしてやることができる」(『コーラン(上)』p.65)。

8) 「それで、もし（男が）彼女を正式に離縁してしまった上は、女が一度他の男と結婚するまでは復縁させることは許されぬ。しかしその（第二の夫が）女を離縁した場合は、兩人は、アッラーの掟に従っているという自信さえあるなら、またもとに戻って（結婚し直して）も差支えない」(『コーラン(上)』p.66)。

9) 「さて離縁された女の方では、三回だけ月経を見るまでは独身のままで待たねばならぬ」(『コーラン(上)』p.65)。

を結ぶことなく) 本当にその新しい夫が彼女を離縁したならば」という一節を説明した。この一文の意味するところは、最初の夫が三度のタラークを申し渡した妻と再婚できるように、賃金をもらいその女性と結婚し、そしてすぐに離婚することを目的として、男性が三度のタラークを以て離縁された女性と結婚することは許されないということである。なぜならこのような働きをする者は“muḥallil”(ムハッリル)と呼ばれ、そのような働きに賃金を払う者を“muḥallal”(ムハッラル)と呼ばれる。両者ともアッラーに呪われ、罵られる。それは以下のように預言者ムハンマドがおっしゃった通りである。『「借りた山羊について教えてほしいか」[と使徒が聞くと] 教友たちは「教えてほしいです、神の使徒よ」と答えた。そこで使徒は『それはムハッリルである。アッラーはムハッリルとムハッラルを呪われる』とおっしゃった」(アフマドとナサーイーの伝承による真正ハディース)。

このハディースから、ムハッリル(チナ・ブタ)という方法での結婚は無効であるということが明らかとなっただろう。なぜなら「チナ・ブタ」を行うことは神に呪われるからだ。それでも行われたならば、それは無効である。これが、あなたが困惑している問題に対する我々の見解である。

Q.637(210-02)

コーラン「牝牛」の章第173節の中で、私は以下のアッラーの啓示を読みました。「まことに汝らに禁じられているものは死肉……コーランの引用」¹⁰⁾。この節はあらゆる種類の死肉を禁じているのでしょうか。我々が海岸で見つけた魚の死骸はどうなるのでしょうか。それをハラルとする別の節やハディースがありますか。というのは、私は *Tafsīr al-Jawāhir* の中で、サイイーディナ・アリー、イブン・アッバース、そしてジャビール・ビン・アブド・アッラーは魚の死骸をハラムとし、一方イマーム・アブー・ハニーフアとその教友はそれをマクルーフとし、他方サイイーディナ・アブー・バクルはそれを食すことを容認し、そしてイマーム・シャーフイーはそれをハラルとした、ということを見たからです。どの証明がより強いのでしょうか。この無知な私の曖昧さに対しご説明願います！

10)「アッラーが汝らに禁じ給うた食物といえば、死肉、血、豚の肉、それから(屠る時に)アッラー以外の名が唱えられたもののみ」(『コーラン(上)』p.172)。

A.637

コーランの中で、アッラーは、死肉、血、豚肉、そしてアッラー以外のために屠殺されたものを禁じている。それは四つの節の中に記されており、その一つはあなたが上で説明された通りである。その他にも、「食卓」の章第4節、「蜜蜂」の章第115節、そして最後に「家畜」の章第145節の中に記されている。最後の節は以下の通りである。「言ってやるがいい!『私に啓示されたこと(啓典)の中に、食べたいのに食べることを禁じられたものはない。但しそれは死肉、流れ出る血(液)、豚肉——豚肉は不浄であるゆえに——あるいはアッラー以外の名の下に屠ったものは除く』」¹¹⁾。

死肉という言葉がこれらの節の中で意味するところは、アル=バガウィーの注釈書の第一部381ページで彼が述べている通りである。死肉とは、通常屠殺する動物のうち、屠殺する機会がなかった全ての動物を指す。このアル=バガウィーの言葉に基づき、蟻、果物類の中にいる虫や肉の中にいる虫など、または肉眼で見えるものも、見えないものもその分類から外れる。バツタに関してだが、それは昆虫の部類に入れることができるとはいえ、それをハラルだと断言する預言者のハディースが複数見つかっている。

魚の死骸に関しては、コーラン「食卓」の章第96節の中に記されている。「漁獲したもの、また海の食べ物を食べることは汝らに許されている。それは汝たち、そして水夫たちのための蓄えである」¹²⁾。

イブン・ウマルや数人の教友らによって以下のことが伝えられている。「漁獲したもの」の意味するところは海で捕まえた動物のことである。イブン・アッバース、アブー・フライラ、ザイド・ビン・サービットなどによって以下のことが伝承されている。上記の節の中に記された「海の食べ物」とは海の生物の死骸を意味する。以下のような伝承がある。「使徒ムハンマドはアブー・ウバイダが率いる総勢300人の部隊を派遣した。その行軍中に兵糧が途絶え、その後彼らは海岸で一匹の非常に大きな魚の死骸を見つけた。彼らは激しい空腹のために仕方なくその魚の死骸を食べ、その残りをメディナに持ち帰った。そして彼らは

11)「宣言せよ、『わしに啓示されたものの中には、死肉、流れ出る血、豚の肉——これは全くの穢れもの——それにアッラー以外の(邪神)に捧げられた不浄物、これらを除いては何を食べても禁忌ということにはなっていない』」(『コーラン(上)』p.236)。

12)「海で取れるものを食うことは差支えない。これは汝ら及び旅する人たちのために備えた食料である」(『コーラン(上)』p.197)。

この話を預言者ムハンマドに語った。そこであのお方は『それ(魚)はアッラーによって汝らに与えられた糧です。その肉の一部を私たちに与えるために共に持ち帰って来たのですか』とおっしゃった。そこでアブー・ウバイダは『従いまして我々はその魚の肉の一部を使徒にお贈り致します』と言った。そこであのお方はそれをお食べになった」(ムスリムの伝承による真正ハディース)。

別のハディースの中で使徒ムハンマドは次のようにおっしゃっている。「海の水は清浄であり、その死骸もハラルである」(このハディースはシャーフイー、アフマド・ビン・ハンバルといったイマームたち、また四人のハディースの権威、すなわちアブー・ダウード、ナサーイー、イブン・マージャ、そしてバイハキーによって伝えられたものであり、これはアル=イマーム・ブハーリー、アッ=ティルミディ、イブン・マージャ、イブン・ヒッバーンなどによって承認されている)。

さらにそこに魚の死骸を食べることはハラルであると説くハディースが二つある。第一のハディースはアフマド、イブン・マージャ、そしてアッ=タブラーニーによる伝承である。使徒ムハンマドは次のようにおっしゃった。「我々には二つの死骸と二つの血が許されている。その二つの死骸とは魚とバッタ、二つの血とは心臓と肺である」。第二のハディースはアッ=ダラクトニーの伝承によるもので、使徒ムハンマドは次のようにおっしゃった。「まことにアッラーはアダムの子供のために海の中にあるものを屠られた」。

我々が提示した説明は、捕獲してから死んだものだろうと、まさに自ずと死んだ死骸だろうと、その魚を食べることはハラルとされることを示している。

魚の死骸をハラムとするサイイーディナ・アリー、イブン・アッバース、そしてジャビール・ビン・アブド・アッラーの文言については、我々が調査した限りまだ確認できていない。その文言について我々はその伝承者経路を調査する必要がある。なぜならその文言はコーランとハディースが説明していることと相反するからである。我々の見解では、サイイーディナ・アリー、イブン・アッバース、そしてジャビール・ビン・アブド・アッラーのような教友たちが恐れおおくもアッラーとその使徒ムハンマドの掟に抗うことなどあり得ないからである。この問題の詳細については、“*Naylu al-awṭār*”、“*Tafsīr Ibn Kathīr*”、“*Tafsīr al-Baghawī*”などといった書物の中で調べて頂きた

い。アブー・アル=モフタール

■第211号 [Qalam 1968.5: 13-14]

Q.638(211-01)

ウドゥー[礼拝のための浄め]の後に、ウドゥーで清めた身体の部分について水を布や手拭で拭くことは許されますか。

A.638

ウドゥーを行った後にウドゥーで清めた顔、手、そしてその他の身体の部分について水を拭くことに関しては、ウラマー及び信徒たちの間で見解が対立している。こうした論争が生じたのは、上述の問題に関して見解が異なる預言者ムハンマドのハディースが複数存在しているからである。それゆえに彼らは三つのグループに分かれている。第一のグループは「許されない」としている。第二のグループは「マクルーフ」としている。そして第三のグループは「容認あるいは許される」としている。各々のグループは一定の根拠を有している。私は下記に各グループによって示された根拠について説明したい。

第一のグループの根拠：第一のグループは「ウドゥーを行った後に、ウドゥーで清めた身体部分を拭いて(乾かして)はならない」と述べている。彼らは根拠として、それを行うことを禁じる使徒ムハンマドのハディースを一つ提示している。使徒ムハンマドは次のようにおっしゃった。「あなた方がウドゥーを行った後は、あなた方の目を水で清めなさい。また手を振ってウドゥーの水を払ってはならない!……」(アブー・ハティムによるハディース)。上記のハディースは、我々がウドゥーを行う際にウドゥーで清めた身体部分を手拭などで拭いてはならないことを示している。これは使徒ムハンマドから出された禁止の一つとなっている。

第二のグループの根拠第二のグループは「ウドゥーを行った後に、ウドゥーで清めた身体部分について水を拭く、あるいは乾かすことは法的にマクルーフである」と述べている。このグループもまた、以下のような使徒ムハンマドのハディースに基づく根拠を一つ提示している。「マイムーナはこう伝えている。私はアッラーの使徒に大浄のための水を用意しました……その後私は使徒に手拭を持って行きましたが、使徒はその手拭を拒否なさいました(受け取ろうとはなさいませんでした)」(ブハーリーとアン=ナサーイーの伝承による真正ハディース)。このハディース

は次のように説いている。アッラーの使徒ムハンマドが大浄を終えた後、サイイーダティナ・マイムーナはあのお方に身体を拭くための手拭を手渡した。しかしあのお方はその手拭を拒否し、受け取ろうとはしなかった。この拒絶は、大浄においてウドゥーはもはや無効となるにもかかわらず、あのお方が布あるいは手拭で身体を乾かすことを好まなかったことを意味する。それゆえに通常のウドゥーにおいても、人は手、顔、そしてその他の身体の部分を拭くことを好まない（マクルーフ）。

またここではアナスの伝承による別のハディースが一つある。「アナスは伝えている。アッラーの使徒はウドゥーの後に手拭で顔を拭こうとはなさいませんでした。アブー・バクルも、ウマルも、アリーも、そしてイブン・マスードもまたなさいませんでした」（イブン・シャーヒーンの伝承）。また別のハディースでは次のように語られている。「アッ=ズフリは伝えている。ウドゥーの後に手拭を使うことは忌み嫌われる。それは「審判の日に」天秤にかけられるからに他ならない」。

ハディースの伝承や上述のアル=ズフリの文言から、ウドゥーを行った後にそのウドゥーで清めた身体の部分について水を拭く、あるいは乾かすことは好ましくない（マクルーフ）と結論付けることができるだろう。

第三のグループの根拠：このグループは「ウドゥーを行った身体を拭くことは容認、あるいは許される」としている。その典拠は以下の通りである。ウドゥーを行った身体の各部を乾かすことは世俗の問題に含まれるものであり、宗教の観点から出された禁止ではない。なぜなら“*Ilal al-Hadīth*”という本の中に記されている通り、最初に挙げたハディースは預言者ムハンマドから伝えられたものとしての正当性がないからである。イマーム・ハティムによってそれは罪深いものと見なされ、否定されている。

第二の伝承について、使徒ムハンマドが妻サイイーダティナ・マイムーナから渡された手拭を受け取ろうとしなかったことは、ウドゥーで清めた身体を拭くことはマクルーフであると彼が考えていたことを示すわけではない。おそらくその時、使徒ムハンマドはウドゥーで清めた身体をまだ乾かしたくなかったからだろう。

アナスの伝える第三の伝承もまた根拠とはならない。なぜなら、そのハディースの伝承は脆弱だから

である。第四のハディースについては、イマーム・ズフリによる一般的な考えに過ぎず、預言者ムハンマドが発したハディースではない。イマーム・ズフリは、ウドゥーは後の審判の日に来世まで益をもたらす善行と共に天秤にかけられるため、それを拭く、あるいは乾かすべきではないという根拠を提示している。おそらく彼は、ウドゥーの水によって罪の重さを軽減できると考えていたのだろう。実のところ、指針となるコーランやハディースの説明や宗教上の典拠がない人の考えや見解、とりわけ法に関する見解を、何らかの法を判断する上での根拠とすることはできない。よって第一のグループと第二のグループによって提示された四つの典拠は第三のグループによって否定されている。

つまり第三のグループは、ウドゥーを行う各自がウドゥーを行った後にウドゥーで清めた身体の各部を拭く、あるいは乾かすことを依然として容認している。その根拠として、アッ=ティルミズィーとアル=ハキムの伝承による、サイイーダティナ・アーイシャの伝えるハディースを一つ提示している。それは次の通りである。「アーイシャは伝えている。アッラーの使徒はウドゥーを行った後、一枚の布切れで（ウドゥーで清めた身体の部分を）乾かされた」。上記のハディースから、使徒ムハンマドは毎回ウドゥーの後に、ウドゥーで清めた身体の部分を拭くために用意された一枚の特別な布切れで、ウドゥーで清めた身体の部分を乾かしたことが明らかとなった。

サルマン・アル=ファリシーが伝える別のハディースは次の通りである。「サルマン・アル=ファリシーはこう伝えている。アッラーの使徒はウドゥーを行った後、着ているウールのジュバ〔袖や裾が長い衣装〕を裏返し、そしてそのジュバで顔を拭われた」（真正な伝承者経路に基づいたイブン・マージャによる伝承）。

上記二つのハディース以外にも、ハディース学者のウラマーらの間でその正当性が論争となっている別のハディースがいくつかあり、その中にアフマド、イブン・マージャ、アブー・ダウード、そしてアン=ナサーイーの伝承によるハディースがもう一つあるが（そのアラビア語の文言は忘れたが）、その意味内容は次のことを説明している。預言者ムハンマドは沐浴あるいはウドゥーを行った後に身体を拭くため、サフラン（香水の一種）に浸した布を使ったことがあった。よって我々は以下のように考える。この第三のグループの見解こそ正当であり、指針とするこ

とが許される。つまり手拭、タオル、あるいはその他の身体を拭くために使われる布を使って、ウドゥーで清めた身体を拭く、あるいは乾かすことは禁止でもなければマクルーフでもない。アブー・モフタル

■第212号 [Qalam 1968.6: 16-17]

Q.639 (212-01)

貧者と困窮者が他人から受け取ったザカート¹のなかからザカート・フィトラを支払う義務はありますか。

A.639

上記のあなたの質問に答える前に、貧者と困窮者の違いを説明することが望ましいだろう。

貧者とは財産を持たず、また安定した収入がない者、あるいは財産や収入はあるが、その収入が日々の生計を立てるための額の半分に満たない者や、またその者に生活費を与える義務を負う人物がいない者のことである。

困窮者に関しては、貧者に比べて生活がより苦しく、より貧しており、日々の生活費を賄うことも満足にできない程の者のことを指す。上記の解釈に基づけば、貧者と困窮者がザカート・フィトラを他人から受け取った後だとしても、彼らがザカート・フィトラを払う義務はないことは明らかである。なぜなら、昼夜食べるのに十分な食糧を蓄えているイスラム教徒の人々が物を乞う(サダカを乞う)ことは宗教上好ましくないとされているからだ。これについては、あるハディースの中で使徒ムハンマドご自身が断言なさっている。「サフル・ビン・アル＝ハンザリヤーはこう伝えている。アッラーの使徒は『十分なもの(食糧)を持っているにもかかわらず物乞いをする者は誰だろうと、その者は地獄の業火の燃えさしを増やす者に他ならない』とおっしゃった。そこで彼らは『アッラーの使徒よ！その者にとって十分なものは何ですか』と尋ねた。あのお方は『それは昼と夜食べるに十分なものである』とおっしゃった」(アフマド、アブー・ダウード、そしてイブヌ・ヒバーンの伝承による真正ハディース)。上記のハディースを読めば、我々にとって、使徒ムハンマドがおっしゃったような状態にある者、すなわち「昼と夜食べるのに十分なだけの食糧を持っていない者」こそが貧者と困窮者と呼ばれる者であり、そして彼らにこそザカート・フィトラが与えられるべきであり、彼らにザカートの支払いは義務付けられていないのだということが明らかになるだろう。

この事柄に関して、別のハディースの中で使徒ムハンマドは次のようにおっしゃった。「必需品の余り以外にサダカ(ザカート)はない」(ブハーリーの伝承による真正ハディース)。このハディースの意味は、ザカートはイスラム法によって余力を持つ人々に課された義務である、ということである。ここでいう余力を持つ人々とは、必要とされる分以上の生活必需品を持つ人々であり、彼らが富裕層の一員であるとは限らない。よって貧者と困窮者の人々にはザカートの支払い義務は課されておらず、それどころか彼らこそザカートを受け取るべき人々なのである。

しかしながらこの問題と関連して、私は貧者と困窮者もザカート・フィトラを払う義務があると命じる使徒ムハンマドのハディースを一つ見つけた。そのハディースの文言は以下の通りである。「アブー・サーイルは伝えている。預言者はこうおっしゃった。『大人あるいは子供、自由人あるいは奴隷、富者あるいは貧者、男あるいは女を問わず、全ての者は一サーア(ガンタン[米などの計量単位])の小麦をザカート・フィトラとして供出しなさい。あなた方の中で富める者は、願わくはアッラーはその者を浄化し給わんことを。そしてあなた方の中で貧しい者は、願わくはアッラーはその者に、その者が与えたもの以上のものを返し給わんことを』」(アル＝バイハキとアブー・ダウードの伝承によるハディース)。

しかしこのハディースは、何人かのイマームたち(イマーム・アフマド・ビン・ハンバル、イマーム・ブハーリー、イブヌ・ムイン、ヤフヤ・ビン・サイドなどといったハディース学者たち)によりその伝承者経路が脆弱であると見なされている。なぜなら、その伝承者の中に「アル＝ヌマーン・ビン・ラシド・アル＝ジャザリ」という名の人物がいるからである。よってこの第二のハディースが否定されていることを受け、我々は、ザカート・フィトラの支払いが義務付けられている人々とは、他でもなく日々の生活必需品を上回る富を持っている人々であると考え。その必要性の限度については最初に挙げたハディースの中で説明がなされている。したがって一昼夜の生計を立てるのに必要なもの以上に富を持たない人々にはザカート・フィトラを支払う義務がないことは明らかである。それどころか彼らはザカート・フィトラを支払うことが禁じられている。

Q.640(212-02)

未だアッラーの存在を強く信じていない者にとって、アッラーが確かに存在することを示す典拠は何ですか。

A.640

あなたの質問に完全に答えるには、何百ページもの厚さのタウヒードに関する一冊の本を執筆せざるを得なくなるだろう。しかしながら、あなたの疑念を払拭するために、「信仰の影響と結果」(“Pengaruh dan Hasil Keimanan”)と題する論説を読んで頂きたい。これはアブドゥル・マジド・ハジ・ハティブ氏により執筆され、1968年5月発行の『カラム』誌第211号28ページに掲載された。もしあなたがその論説の筆者が提示した説明に未だ満足できなければ、より詳細で完全なタウヒード学の本を読むことを勧める。アブー・アル＝モフタール

■第213号 [Qalam 1968.7: 15-16]

Q.641(213-01)

真の奇跡とは何か、また奇跡と魔術の違いは何かご説明頂けますでしょうか。

A.641

奇跡はアッラーによって信徒たちのもとに遣わされた使徒たちが、アッラーから授かった目に見えない武器である。それは敵からもたらされた脅威を砕くため、または弱体化するためのものであり、それによってまさに使徒たちがアッラーによってこの世に住む人類のもとに遣わされたという、彼らの正統性を証明するものである。アッラーによって遣わされた各々の使徒がアッラーによって授けられた奇跡は異なり、彼らが布教した信徒たちの状況によって一様ではないのである。例えばアッラーの預言者モーセの奇跡は以下の通りである。預言者モーセは彼を殺そうとする敵のファラオとその軍隊に追われていたが、彼は脱出してカルズーム(紅海)の海岸に逃げのびた。そして聖なる力を持つ一本の杖で奇跡を起こし、その力を使って海を割り一本の道を創った。それによって預言者モーセとその信者たちは、その割れた海の道に従ってやすやすと対岸へ渡ることができたのである。彼とその信者たちがその対岸に辿り着いた後に海は直ぐさま元に戻り、背後から追って来たファラオの軍は溺れ死んだのである。預言者イエスも同様で、死者を生き返らせる力というさらに不思議な奇跡の恩賞を授かった。

以上がアッラーによって信徒のもとに遣わされた各々の使徒が、時代毎に奇跡という武器を備えた事例である。それは彼らの敵がもたらした残虐を退け、あるいは押さえ込むためのものであり、それによって彼らは、各々の時代において彼らが人類にもたらした聖なる啓典を守ることができたのである。預言者イブラヒムから預言者イエスに至るまで、アッラーによって遣わされた使徒たちに授けられた全ての奇跡は一時的なものだと言うことができるだろう。つまり使徒たちがこの世を去った時、彼らに授けられた奇跡の力をもはやその信者たちは使うことはできず、その奇跡は使徒たちの時代に限って起こったものである。

それらの奇跡は我らが崇敬する預言者ムハンマドに授けられた偉大なる奇跡とは異なる。その奇跡は彼が存命の時代から審判の日まで絶えず使うことができ、ムハンマドの信者たちに多大な利益をもたらすことができるのだ。この奇跡は「永遠の奇跡」と呼ばれている。預言者ムハンマドに授けられた「永遠の奇跡」とは何なのだろうか。それはまさに、東の間の世から永久の世に至るまで幸福な生活を目指す全ムスリムの指針及び基本法となっている「栄光なるコーラン」という啓典である。コーランという奇跡は、この地上を回転する天空がある限り薄れることはなく、また消えることもない。なぜならこの奇跡は、預言者ムハンマドが遺した後、それを信仰する全人類が生活の指針とするよう、神によって守護され、加護されているからだ。以下の啓示の中で、神はこれが保証されることを強調なさっている。「まことに我らは託宣(コーラン)とお言葉を下し、それを確と守護している」(「アル・ヒジュール」の章第9節)¹³⁾。

奇跡と魔術の違いについて、奇跡はアッラーによって選ばれた使徒たちに与えられたアッラーの恩賞である。いかなる者もそれを起こすことはできない特別な恩賞である。奇跡の力が起こるのは信徒の建設と利益のためであり、非常時が到来するまで、つまり使徒たちの生命が脅かされている時以外に、使徒たちが奇跡の力を容易に見せることはなかった。なぜなら奇跡は利益と建設を目指すものだからだ。それは魔術とは異なるのである。魔術は悪しき野望を持つ者が他人を虐げるためのデタラメであり、それを習得することは可能である。忍耐強く、一生懸命

13) 「この託宣は、たしかに、間違いなく我らの下したものだ。我らが自らその番をしておる」(『コーラン(中)』p.78)。

にそれを専門家から学ぶ限り、誰でも行うことができる。しかし、例えば預言者アブラハムが燃え盛る火の中で焼け焦げることがなかったという奇跡、預言者モーセが直ちに盲人の目を見えるようにした奇跡、預言者イエスが死者を生き返らせた奇跡、そして預言者ムハンマドが月を割った奇跡のように、奇跡を学ぶことはできない。たとえ千人もの熟練した親方のもとで学ぼうと、普通の人間の中に、こうした奇跡を真似たり起こしたりすることができる者は一人もいない。

このことはファラオの時代に証明されている。ファラオは、預言者モーセが見せた奇跡の力を削ぐことができない魔術の専門家や親方たちに激しい怒りを覚えていた。それは以下のコーラン「ター・ハー」の章第71節の中で語られている通りである。「本当にお前たちは魔術を教える親方ではないのか。もし汝らがムーサー[モーセ]を信じるならば、きっと私はお前たちの手足を互い違いに(右手と一緒に左足を)切断し、そしてお前らをナツメヤシの木に磔にして(棒に縛って)やる。我らの中で誰がより永続して、そして厳重に痛烈な懲罰を与えることができるのかお前たちが思い知るよう」¹⁴⁾。

上記の節の中で語られた出来事から、我々は以下のことを知るができるだろう。もしモーセの奇跡をファラオの魔術師の親方が倣い、習得することができたら、預言者モーセが彼らに見せた奇跡を押さえ込み、打ち負かすために当然彼らはその奇跡を模倣し学んだに違いない。

さて、再び預言者ムハンマドに特別に授けられた永遠なるコーランの奇跡について論じよう。どの時代であろうと人間がコーランを真似ることはできない。コーランは元祖で独自のイスラムの聖典となっている。なぜならコーランは一つの奇跡であり、普通の本とは違うからだ。使徒ムハンマドがコーランを遺した後の教友の時代に、ムサイラム・アル＝カズハブが偽のコーランを創作しようとした。しかしその努力は無駄に終わり、失敗した。その後、ジャーヒリーヤ[イスラム以前の無明時代]の時代から名が知られていた文豪でシャイル[四行古詩]の詩人の一人がそれに続いた。その者はコーランに比肩する

14)「『これ、お前たち、わしの許しもえないうち無断で彼に心をゆるしたのか。彼は、もともとお前たちに妖術を教えた先生であろう。よし、それならお前たちの手と足をたがいちがい切り落した上、棗椰子の幹に磔けにしてくれる。そしたら、お前たちにも、どちらの罰がひどくて、永続するか、はっきりわかることであろう』と彼が言った」(『コーラン(中)』p.173)。

短い一節を創作しようとした。しかしその模造作業で出来上がったものは人々にあざ笑われた。シーア派の中にもコーランの模倣本を真似て創作しようとした者がいた。しかし彼らのあらゆる努力は全くの無駄であった。

要するに、コーランはその一つ一つが奇跡であり、イスラムの正当性を証明するものである。それは終末の時代に至るまで人間が真似ることができない永遠なる奇跡である。「牝牛」の章第23節と第24節の中のアッラーの啓示は以下の通りである。「もし汝らが我らの下僕(ムハンマド)に下した(コーランの)正当性を疑うならば、それに匹敵する一章でも創ってみるがよい。もし汝らが正しい人間の一人であるならば、アッラーのほかに汝ら側の証人を呼んでみよ。しかし、もし汝らがそれを創ることができないなら、汝らがそれを創れるはずもないが、不信仰者(を焼く)ために用意された、人間と石の偶像から成る地獄の業火を恐れなさい」¹⁵⁾。

これこそが奇跡であり、これが魔術との違いである。この簡単な回答を以て質問を寄せた方が満足することを願う。アブー・アル＝モフタル

■第214号 [Qalam 1968.8: 13-15]

Q.642(214-01)

1) 非イスラム教徒の墓に供え物をしたり花を手向けたりすること、またイスラム教徒自身の墓に花を手向けることはイスラム法の観点からどうなりますか。

2) お腹の中の子を墮すことはイスラム法の観点からどうなりますか。

A.642

1) イスラム教は、民族、また宗教に関係なく、彼らがイスラム教の神聖さと崇高さに対し悪意を持たず、妨害しない限り、イスラム教徒たちに人間同士互いに友好的であるよう奨励する宗教である。この良き原則は、「私室」の章第13節の中のアッラーの啓示の聖なる一節の中で言明されている。「まことに我らは汝らを男と女に分けて創造した。そして我らは汝らを種族と部族に分けて創造した。これは汝らが互

15)「もし万一汝らにして、我らが僕に下した(天啓)に疑念を抱きおるならば、まずそれに匹敵すべき(他の天啓)を一くんだり、さあここに出して見よ。アッラーのほかなる(異神どもを)汝らの証人としてここに喚び出して見るがいい、もし汝らの言葉が本当であるならば。しかしもしそれができないなら——いや絶対に出来るはずもないが——その時は、かの(地獄の)劫火を怖れるがよい。人間と石を燃料として罰当りどものためにしつらえた劫火を」(『コーラン(上)』p.15)。

いに知り合うためである。まことにアッラーにとって汝らの中で最も尊い者は、最も神を畏れる者である」¹⁶⁾。

上記の節から、人間同士互いに知り合い、互いに友好的であることはアッラーによって命じられていることは明らかである。よって遺族に対し友好的であること、また彼らとの関係を密にすることを目的に非イスラム教徒の人々の墓に花を供えることは、上述と同様の目的で行われ、誤った信仰や多神崇拝につながることはないならば、イスラムで禁じられていない。イスラム教徒の人々の墓の上に花を撒くならばなおさらである。

なぜなら墓参りの問題について、アッ=シャヒード・アッ=シャイフ・ハッサン・アル=バンナはその論文の中で次のように述べているからだ。「墓参りは、イスラム法で定められたやり方で行えば、スンナである。しかし墓に眠る故人らに何らかの助けを乞うこと、または遠くからでも近くからでも彼らの名を呼ぶこと、あるいは墓の上に何らかの建造物を建てること、あるいはその周りに蚊帳を吊り、ランプを灯して墓碑を拭くことで墓から恵みを得ようとすることはイスラム教で禁じられた行為の一つであり、ムスリムが多神教徒化することにつながる。なぜなら、そうした行為はビドア行為の一つと見なされているからだ。このようなビドア行為に対し強く異議を唱えるべきであり、イスラム信徒の社会から完全に根絶しなければならない」。

イスラムの黎明期において預言者ムハンマドはイスラム教徒たちが墓に参ることを禁じた。なぜならその時期、彼らの信仰心は未だ彼らの心を厚く支配していなかったからだ。しかしイスラムが拡大した後、男性に対して墓参りの禁止が解かれた。これは彼がイスラム教徒の人々の精神に植え付けられた信仰心が深まり、ジャーヒリーヤの慣習が彼らの記憶から消え始めたことをご覧になったからだ。しかし墓参りする上での条件は、彼らがいずれ直面する来世について思い起こすことを唯一の目的とすることであった。墓に眠る故人を崇拝する、あるいは何かを願うことを目的とするのではない。これは以下の預言者ムハンマドの文言の通りである。「ブライ

ダーは伝えている。神の使徒は『以前私はあなた方が墓に参ることを禁じた。今ムハンマドは母の墓に参ることを許された。したがってあなた方も墓に参るとよい。まことに墓に参ることは来世を思い起こさせるだろう』とおっしゃった」(ムスリム、アブー・ダウード、そしてアル=ティルミディの伝承によるハディース)。

結論として、イスラム教徒あるいは非イスラム教徒の人々の墓に参ることは、もし良き目的を以て行うならばイスラム法で禁じられていない。しかし異教徒の故人のために祈ることは禁じられている。

2) お腹の中の子を墮すことはハラムであり、罪である。その罪は人間を殺すのと同じである。あるハディースの中で使徒ムハンマドはイスラム教徒の人々に結婚して子供をもうけるよう命じ、そして彼は後の復活の日にその信徒たちの数の多さを誇りに思うことだろうと述べている。

今日の我々の社会では大抵、お腹の中の子を墮そうとする女性たちは薄給な夫を持つ妻たちあり、子供たちに生活費を与えることができないという不安がその理由となっている。このグループの人たちはコーランの中で神が保証し給うたことを忘れている。それは次の通りである。「飢えを恐れて汝らの子供たちを殺してはならぬ。なぜなら我らが汝らの糧、そして彼らの糧を与えるからである」(「家畜」の章第151節)¹⁷⁾。「夜の旅」の章第31節の中で、神は次のように仰せになっている。「困窮を恐れて汝らの子供たちを殺してはならぬ。我らが彼らの糧、そして汝らの糧を与えよう。まことに彼ら(子供)を殺すことは大なる過ち(罪)である」¹⁸⁾。

真に信仰心を持ち、この世界のあらゆる力に勝るアッラーの力を信じるイスラム教徒たちは、このような残酷行為を行いたくはないだろう。なぜならお腹の中の子を墮すことは非人間的な残酷行為だからだ。もしその墮した赤子が完全な姿を有していた場合はなおさらである。このような残酷行為を行うことに対し、アッラーから我々に御加護がありますように。

16)「これ、すべての人間どもよ、我らはお前たちを男と女に分けて創り、お前たちを多くの種族に分ち、部族に分けた。これはみなお前たちをお互い同士よく識り合うようにしてやりたいと思えばこそ。まこと、アッラーの御目から見て、お前らの中で一番貴いのは一番敬虔な人間」(『コーラン(下)』p.165)。

17)「いくら貧乏でも自分の子供を殺さぬこと。お前たち自身も子供たちも我らが養ってやる」(『コーラン(上)』p.238)。

18)「それから、お前たち、貧乏を恐れて自分の子供を殺したてはならぬ。我らが養ってやる、子供たちもお前たちも。子供を殺すとは、まことに、もつてのほかの罪悪であるぞ」(『コーラン(中)』p.117)。

Q.643(214-02)

1) 三日前、アッラーの御力により胎児を死産しましたが、完全な姿形をしていました。その子は9ヶ月間母親の胎内にいました。あるグループは[その子の葬儀は] ファルドゥ・キファヤーに含まれると述べ、あるグループは含まれないと述べています。どちらのグループが正しいでしょうか。2) ある者が意図的に礼拝を履行しなかったとします。あるグループはその者はカダーを行うべきあり、もしカダーを行わなければスナの礼拝を行うことはできないと述べています。

A.643

1) あなたの最初の質問に答えるに当たり、我々は遺体あるいは葬儀に関連するいくつかの義務について法学書で再調査しなければならない。この遺体の問題に関連して、どのマズハブのいかなる法学書の中でも、第一に沐浴を施すこと、第二に布で包むこと、第三に礼拝を捧げること、第四に埋葬することの四つの事項を義務としている。これらの四つの事項はファルドゥ・キファヤーである。すなわち、もし死亡場所である州あるいは村の住人の一部によってそれが行われたならば、他の人々は罪から解放される。もしそれを行う者が一人もいなければ、その州あるいは村の住人の全員が罪を負う。

死産した赤子で、全ての手足の特徴を十分に備え、また9ヶ月間母親の胎内にいた場合には、月を満たす前に早産した赤子を除いて、[葬儀は] ファルドゥ・キファヤーに含まれる。これはイマーム・アル＝シャーフイー派に拠る。月を満たす前と言われる期限とは、赤子が六ヶ月と二日に届かず早産することである。この状況においては検討を必要とする。もし六ヶ月に届かず早産した赤子が生きていたと分かり、その後死亡したならば、それは法的に通常の遺体と同じである。沐浴を施し、礼拝を捧げ、布に包み、埋葬する義務がある。死産だと判明したが、一人の人間の姿としての特徴が見られたならば、沐浴を施す義務があり、礼拝を捧げる義務はない。しかし早産した赤子が一人の人間の姿としての特徴がまだ見られなかった場合、沐浴を施す義務はなく、また礼拝を捧げる義務もない。もしその早産した赤子が六ヶ月と二日以上であったならば、たとえ死産だったとしても法的に大人の遺体と同様となる。よって結論としては、あなたが混乱している問題のように、九ヶ月で母の胎内から生まれた全ての赤子は、たとえ死産だっ

たとしても手足の特徴を十分備えていたならば、その子[の葬儀]はファルドゥ・キファヤーに含まれる。すなわち沐浴を施し、礼拝を捧げ、布に包み、埋葬することが義務となる。これはイマーム・アッ＝シャーフイー派に拠る。他のマズハブに従ってこの事柄について論じる必要はないだろう。アッラーが最もよく知り給う。

2) これもイマーム・シャーフイー派によれば、履行しなかった各五回の礼拝は、意図的であろうとなかろうと、全てのムスリムの負債となる。そしてその各々の負債を支払わねばならない。よって履行しなかった各々の礼拝のカダーを行わねばならないのである。義務の礼拝のカダーを行う前に、スナナの行いを勤めることは許されない。ただその違いとして、寝過ごした、または度忘れしたといったように意図せずに履行しなかった義務の礼拝においては、それを履行しなかった者に罪はない。しかし意図的に義務の礼拝を怠った人々は罪を負う。しかし両者は共にカダーを行う義務がある。例外は、イスラム教に改宗した異教徒たちである。彼らはイスラム教に改宗するまでの間に行わなかった全ての礼拝のカダーを行う必要はない。断食やその他のイバーダートも同様である。しかしイスラムに改宗する前に行った善行に対しては、変わらず神から良き報酬を得ることができる。

月経、産後の出血、そして分娩といった広く知られた礼拝の妨げが理由でやむを得ず義務の礼拝を履行しなかったイスラム教徒の女性についても同様で、彼女たちはその妨げがあった間に履行できなかった礼拝のカダーを行う必要はない。アブー・アル＝モフタル。

■第215号 [Qalam 1968.9: 26]

Q.644(215-01)

「アザーンあるいはバング」は初めどのように創作されたのでしょうか。信者たちの心をアッラーとその使徒へと強く引きつけるアザーンの唱句は使徒ムハンマド御自身が創作されたのか、あるいはコーランのように神から下された御告げなのでしょう。アザーンの唱句はコーランの内容の一部なのでしょう。

A.644

アザーンは五回の礼拝に対するイスラム信徒の関心がどれ程大きいかを示す一つのしるしである。礼拝は宗教の柱である。したがって礼拝のイバーダー

トはムスリムを自認する全ての人間が重視すべき、また履行すべき行いである。それゆえ預言者ムハンマドはメディナに到着した初日、どのような方法を以てイスラム教徒たちに礼拝のイバーダートを果たすために集まるよう呼びかけるのがより良いかを重視し、考えていた。教友らの中には、角あるいは金属で創られたラッパを鳴らして礼拝のイバーダートを行うよう呼びかけることを提案した人がいた。偶然にもユダヤ教徒たちはラッパを鳴らして教会での礼拝を集団に呼びかける伝統を持っていた。当然使徒ムハンマドは以前から他宗教のイバーダートの実践法を真似ることを好まなかった。それは後の人々を混乱させないようにするため、またイスラム教徒たちが行うイバーダートが純粋なイスラム式に確と形作られるようにするためであった。

次に、中央に空洞となる穴を開けた長い木を打ち鳴らして人々に礼拝を呼びかけるという提案をした教友らもいた。これは今日に至るまで、我が国中の村々のモスクやスラウでよく使用されているものである。この空洞を礼拝の時間に入る度に打ち鳴らさなければならない。この提案も使徒ムハンマドによって否定された。なぜなら、その道具はその時代にキリスト教徒が宗教儀式を行う上で使用していた道具と似ていたからである。

ついには、旗のようなものをモスクの屋根に揚げ、礼拝の時間に入ったことを表すという新たな提案が教友らから出された。しかしこの提案は使徒ムハンマドに受け入れられなかった。なぜなら、その旗が揚げられたのを目にした人数が僅かしかいなかったからだ。モスクから遠く離れて住んでいる人々、また度忘れしたり、あるいは寝過ごしたりした人々に礼拝の時刻がきたことを知らせる助けにはならなかったのである。

その後、「呼びかけ団」を組織し、任命された「呼びかけ団」の団員がイスラム教徒たちの家に行き、礼拝時間に入ったことを知らせ、使徒ムハンマドと共に集団礼拝を行うためモスクへ出かけるよう彼らに呼びかけるという提案が別の教友らの一部からなされた。この提案は別の方法が見つかるまでの一時的なものとして、基本的には使徒ムハンマドに受け入れられた。しかしこの呼びかけは、結婚式に招待する時のような普通の言葉を用いて一般的に招待するやり方で行わねばならず、強制することはできなかった。この方法については他の宗教での先例はなかった。

しかし、やがてイスラム教徒の数が増加したことにより、この呼びかけの任務に当たる人数もまた多く必要となった。彼らは一部の地域に入るため遠くまで歩かざるを得なかった。この方法はその任務を委ねられた人々に苦労を強いることとなった。しかし新たな方法が考案されるまではこの古い方法を実施せざるを得なかったのである。

家から家へと呼びかけを行う任に当たった教友らの中にアブド・アッラー・ビン・ザイド・アル＝アンサーリーがいた。彼はメディナの青年で、胸はイスラム精神に満ち溢れていた。「呼びかけ団」の団員が背負う任務の負担を軽減し給わんとするアッラーの御助けにより、ある夜アブド・アッラー・ビン・ザイド・アル＝アンサーリーはある人物が彼の元に会いに来る夢を見た。その者は彼に「礼拝を行うため集まって来るよう民衆に呼びかけるために、あなたが使えるであろういくつかの言葉を教えてほしいか」と言った。「はい！」とアブド・アッラー・ビン・ザイドは答えた。そこでその人物は言った。「こう言うがいい！アッラーフ・アクバル、アッラーフ・アクバル、アッラーフ・アクバル、アッラーフ・アクバル、アシュハドゥ・アッラー・イラーハ・イッラッラー、アシュハドゥ・アッラー・イラーハ・イッラッラー、アシュハドゥ・アンナ・ムハンマダッラスールッラー、アシュハドゥ・アンナ・ムハンマダッラスールッラー、ハイヤ・アラッサラー、ハイヤ・アラッサラー、ハイヤ・アラル・ファラーフ、ハイヤ・アラル・ファラーフ、アッラーフ・アクバル、アッラーフ・アクバル、ラー・イラーハ・イッラッラー[アッラーは偉大なり。アッラーは偉大なり。アッラーは偉大なり。アッラーの他に神はなしと私は宣言する。アッラーの他に神はなしと私は宣言する。ムハンマドは神の使徒なりと私は宣言する。ムハンマドは神の使徒なりと私は宣言する。いざ礼拝へ来たれ。いざ礼拝へ来たれ。いざ成功のために来たれ。いざ成功のために来たれ。アッラーは偉大なり。アッラーは偉大なり。アッラーの他に神はなし]」。そして夢の中でその人物はアブド・アッラー・ビン・ザイドの視界から消えた。その後アブド・アッラー・ビン・ザイドは目覚め、そしてその夢の中で起こった全ての出来事を覚えていた。彼は夢の中に現れた人物に教えられたアザーンの唱句もまだ覚えていた。その夢は彼の考えに影響を与え、またそのアザーンの唱句は彼の心に深く残った。同じ夜、彼はそのまま使徒ムハンマドの元へ謁見しに行き、先ほど夢の中で見聞

きした出来事の全てを語った。そこで使徒ムハンマドは「それは正夢である」と御答えになった。その後、同じ夜に使徒ムハンマドはビラル・ビン・ラバーフを呼ぶよう命じ、アブド・アッラー・ビン・ザイドにその夢で得たアザーンの唱句を彼に教えるよう命じた。なぜならビラルの声の方がアブド・アッラー・ビン・ザイドの声と比べより美しく、より高かったからだ。

アブド・アッラー・ビン・ザイドの他にも、その夜サイイーディナ・ウマル・ビン・アル＝ハッターブもまた上述のような夢を見た。しかしその日は既に夜が更けていたため、明るる日にこの事を使徒ムハンマドに伝えることにした。しかし夜明け前になり、彼は夢の中で聞いた唱句をビラル・ビン・ラバーフが大声で唱え、夜明け前の礼拝を行うよう人々に呼びかけるのを聞いた。彼は使徒ムハンマドに会った後に、上述の唱句が唯一なる神からもたらされたものだと言った。夜明け前の礼拝のアザーンの唱句の最後部の前に、ビラル・ビン・ラバーフ自身によって次のような一行が加えられた。すなわち「アッサラトゥ・ハイルムニナンナウム」(礼拝は眠りよりよい)という唱句が二回加えられ、使徒ムハンマドがこれに反対することはなかった。

つまり、使徒ムハンマドの時代から今日に至るまで、つづいて復活の日に至るまでイスラム教徒の人々によって使われているアザーンの唱句は、神から直接教えられたものであり、それは使徒ムハンマドの承認を得て、ムスリムに礼拝のイバードトを行うよう呼びかけるための唱句であるとウラマーらは考えている。これこそがイスラムにおける最初のアザーンである。アザーンの唱句はコーランの節の内容に含まれないということは極めて明白である。なぜなら、アッラーが天使ジブリールを通じてその使徒に下した御告げと同一ではないからだ。アザーンの唱句は単に数人の教友らの夢の中で得られたものに過ぎない。よってその夢を通じて受けた唱句または言葉は、コーランの節に含まれる御告げと呼ばれることはない。

以上、この簡潔な回答を以て質問者が満足できることを願う。アブー・アル＝モフタール。

■第216号 [Qalam 1968.10: 31-33]

Q.645(216-01)

1)「社会福祉」のように、イスラム教以外を信仰するイスラム当局の長官がいますが、その者がイスラ

ム当局の長官として任命され、宗教大臣になることは許されますか。もし任命されたなら、イスラム教徒はどう対応したらいいでしょうか。

2) カウム・ムダやカウム・トゥアについて、彼らは宗教の事柄に含まれますか。また、ハナフィー、マリーキー、シャーフイー、そしてハンバリーといった四人のイマームたちは、全世界のイスラム教徒たちが従っています。イスラム教徒はコーランとハディースといったアッラーの法に従うべきなのではないですか。四人のイマームの一人に従うことは許されますか。この理由から多くの人が従っているのです。もしカウム・トゥアを規範とすれば、四人のイマームに従ったことになり、コーランとハディースに従えば、カウム・ムダを規範とすることになります。私の考えでは、イスラム教はコーランとハディースを規範とします。他の説明があるのでしょうか。

A.645

1)使徒ムハンマドは一つのハディースの中で次のようにおっしゃっている。「何かの事柄を信者の一員でない者に任せる(責任を負わせる)場合、それが崩壊する時を待てばよい」。上記のハディースで述べられた文言は、ある職務が信者の一員ではない、あるいはその職務の専門家ではない者によって行われたならば、その肩に負わされた職務は徐々に挫折に遭い、何も利益をもたらさないまま崩壊することになり、さらにはその負わされた職務の運営を損なうことになるということを明白に示唆している。

これは新たな世俗的な職務であり、宗教上の職務とは関係がない。ましてや宗教上の職務は、それを行う人々が宗教法の詳細について知る人々から成る必要がある。あなたが述べたように、「宗教大臣」の役職のような宗教問題に関係する職務に非イスラム教徒が任命されたならば、何が起こるだろうか。我々はここでその答えを説明する必要はないと考える。なぜならあなた自身、また全ての人が一瞬にしてそれに答えることができるからだ。

「もし任命されたなら、イスラム教徒はどう対応したらいいでしょうか」というあなたの質問について取り上げる。これについては各々のムスリムが遵守すべきイスラムの法として、最も崇高なるコーランのページに記された聖なる一節を以て回答したい。アッラーの御言葉は次の通りである。

「信者たちは、信者たちを差し置いて不信心者を指導者(長)として選んではならない。それを行った者

は誰であれ、きっとアッラーからの御助けは得られないだろう。だが彼らが真に恐れており、彼らの恐れるものから身を守るためなら別である。そしてアッラーは御自身（アッラーの懲罰）を思い起こすよう汝らに忠告されている。アッラーの御許に帰る所はある」（「イムラーン一家」の章第28節）¹⁹⁾。

上記の節の意味と目的を注意深く見ることで、我々はあなたの質問に回答したことになると考える。生じたこの事柄にイスラム教徒がどう対応したらいいかについては、各々の心に育んだ信仰の強さ次第だろう。

2) 実のところ、この「カウム・ムダとカウム・トゥア」の問題はイスラム教において存在しなかった。イスラム社会が自らつくりだしたことで、その二つの集団が生じたに過ぎない。イスラムによってもたらされた教えの原則と概念から外れてつくりあげられた、つまり創作された事柄の結果により、イスラム教徒同士の分裂や対立が生じた。この事は極めて嘆かわしく、またイスラムで厳しく禁じられている。イスラム教では信者たちが固く統合されたイスラム社会の中で団結し同じ考えを持つことを常に望んでいる。また四大マズハブのイマームらのことを「カウム・トゥア」と呼ぶことも許されない。マズハブのイマームらはイジュティハード[イスラム学者による解釈行為]を行う学者以上のものではない。彼らは、彼らが行った研究や調査に従ってイスラム法を解釈する学者たちである。なぜなら、預言者ムハンマドの時代におけるイスラムの法源には三種類あったからだ。それは、1. 最も崇高なるコーラン、2. 栄光あるハディース、3. イジュティハード、である。

カディ（裁判官）が法に関する事柄に直面した場合、まずはコーランを調べる。もしその中にその事柄に対する何らかの法が見つかった場合、そのコーランの中で見つけた法に基づいてそれは解決される。同様に、何らかの法的判断を下すための規範や拠り所となるハディースを見つけた場合、そのハディースに従えばいい。しかし彼（裁判官）がコーランやハディースの中に明確な法を見つけることができなかった時、そこで彼は十分に綿密且つ詳細に思

考を使ってイジュティハードを行うのである。そのイジュティハードと思考によって導き出した判断は、裁かれる事柄を解決する上での指針や拠り所として採用される。

預言者ムハンマドが至高なるアッラーの祝福の元に帰られた後、イスラム法における重要な法源ができた。この新たな法源はコーランとハディースにつづき第三の地位を得た。この法源とは教友らの「イジュマー」である。このイジュマーはイスラムにおける法源の一つとしての地位を得たのである。なぜなら、実のところ「教友らのイジュマー」は使徒ムハンマドの時代に最も近い教友らから成るイスラム法学者集団の「イジュティハード」であるからだ。これゆえに、この「教友らのイジュマー」の価値は個人の「イジュティハード」よりも高いのである。

このイスラム法の発展の後、法源の数が二つから四つに増えた。すなわち、コーラン、ハディース、イジュマー、そしてイジュティハードである。よって裁判官がイスラム法に関する事柄を解決する際、まずはコーラン、ハディース、あるいはイジュマーの中からそれを探す。もしその三つの法源の中に見当たらない場合は、そこで初めてイジュティハードを行い、そのイジュティハードの結果に従ってその事柄を解決するのである。イジュティハードという一人のイマーム個人が判断を下すという方法は、様々な学派を生む原因となった。なぜならイマームあるいはウラマーたちは、そのイジュティハードにおいて時に互いに見解が一致したり、また時に対立したりするからだ。それゆえにマズハブを創設したウラマーらの見解を反映した様々な学派が現れたのである。

マズハブの中には信徒がいないゆえに消滅したものもあり、一方で今日に至るまで多くの信徒がいて今でも繁栄しているものもある。スンナ派のイスラム教徒の多くの信徒がおり、今でも繁栄している最も有名なマズハブは四大マズハブ、すなわちハナフィー、マーリキー、シャーフィイー、そしてハンバリー学派である。

よって（ハナフィー学派を創設した）イマーム・アブー・ハニーファ・アン＝ヌマーン・ビン・サービット、（マーリキー学派を創設した）イマーム・マーリク・ビン・アナス、（シャーフィイー学派を創設した）イマーム・アブー・アブドゥッラー・ムハンマド・イドリス・ビン・ウスман・ビン・シャーフィイー、そして（ハンバリー学派を創設した）イマーム・アフマド・ビン・ハ

19)「信仰ある者は、信仰ある者を措いて無信仰者を友とするようなことがあってはならない。もしそのようなことをすれば、全然アッラーには無縁の者となろう、但し何か無信仰者から（害を受けそうな）心配でもある場合は別だが。しかしアッラーは、一番こわいのは何といても（アッラー）ご自身だと汝らをお論しになっておられる。最後に（汝らが）行きつく先はアッラーなのだぞ」（「コーラン（上）」p.92）。

ンバル・ビン・ヒラル・アッ＝シャイバーニー・アル＝バグダーディであるが、彼らは全員コーランとハディースを法源としてイスラム法を解釈しており、イジュティハードを行う学者として互いに優劣はない。まさに彼ら自身、このことを認めている。よって彼らの一人が以下のように述べたのも驚きではない。「(何らかの法を) 我々から引用してはならない。そうではなく、我々が引用した法源、すなわちコーランとハディースから引用しなさい」。

したがって、「四人のイマームの一人に従うことは許されますか」というあなたの質問については、四人のイマームに従うことは誤りではないと我々は考える。なぜなら四人のイマームのマズハブにおいて採用される法の源はコーランとハディースから引用されたものだからだ。

結論として、コーラン、ハディース、教友のイジュマー、そしてイジュティハードから引用された法源を指針とするマズハブを、我々はどれも確固として支持する。このイジュティハードの問題において、イジュティハードを各々が個人的に行うことを条件とする限り、全てのイスラム教徒はそれを行うことをもちろん法で禁じられていない。

明らかに、あなたがこの問題において提示した「カウム・ムダとカウム・トゥア」の問いはイスラム教において全く存在しない。もしまたつくりだされたならば、それはイスラム信徒同士の間で分裂や争いが起こり、終わりなく続くことを意味する。

あなたが提示した二つの質問について我々が回答できるのはここまでである。あなたが満足することを願う。全ての成功と導きはアッラーによるものである。

■第217号 [Qalam 1968.11: 18-19]

Q.646(217-01)

ある人がおおよそ以下のような意味の預言者ムハンマドのハディースを読みました。「モスクを建てるために寄付しようとしなさい、またはそれに反対する者はイスラムから外れることになる」。そこでその人はそのハディースは嘘偽りであると答えました。そのハディースを嘘と呼ぶ人は法的にどうなりますか。

A.646

モスクを建てるために寄付したがることは過ちとはならない。なぜなら「寄付する」という言葉はアラビア語では「来世まで益をもたらす慈善」という

意味の言葉に含まれるからだ。寄付は法的に義務ではないが、奨励(容認)される。つまり「寄付」という名の下にリンギット通貨を支払う者はスナナであり、その大小に応じて来世で報酬を与えられる。それは預言者生誕祭記念基金、学校の設立、モスクあるいはスラウの建設などといったアッラーに是認される道に寄付されることが条件となる。

この「寄付」という問題に関連して、使徒ムハンマドはあるハディースの中で次のようにおっしゃっている。「アダムの子(ムスリムの人間)が死んだ時、三つの事柄を除いてその行いは中断される。来世まで益をもたらす慈善、善行の道への寄付、役に立つ知識と彼のためにいつも祈りを捧げる敬虔な子供である」。よって上記のハディースの中に記された「寄付」あるいは「来世まで益をもたらす慈善」は、ムスリムに行うよう義務付けられてはいない行いとはいえ、その利益は寄付を行った者にとって絶大である。寄付した物がこの世に生きる人々に利益をもたらす限り、その者が受け取る報酬は来世に渡った後まで永続する。

今重視すべき事柄はただ、なぜ反対するのか理由が無いまま「モスクの建設に反対する」ことではないだろうか。もしある者がモスクを建設するために寄付したくないならば、それは問題とはならない。なぜなら、寄付することはスナナあるいは容認される行いだからだ。もしその者が寄付したくないならばそれを強いることはできない。また寄付を嫌がったとしても罪にはならない。しかしもしその者が特定の理由もないまま、モスクを建設しようとする他の者の努力に「反対した」とすれば、その反対は罪である。モスクを建設することは、奨励されるよき行いだからだ。ある国に多くのモスクが建設されれば、そこで礼拝を行うイスラム教徒の数が増えることが期待できる。こうした善行に反対することは過ちであり、罪になる。

上述の預言者ムハンマドのハディースの種類を研究し調査するまでは、我々はそのハディースを嘘と呼ぶ者を法的に不信仰者あるいはイスラム教から外れたと早急に判断することはできない。なぜなら、ハディースには様々な種類があるからだ。サヒーフ[真正]のハディースもあれば、ハサン[良好]のハディースもあり、ダイーフ[脆弱]のハディースもある。またムアッラク(mu‘laq)[伝承者の脱落]のハディースもあれば、ムルサル(mursal)[伝承者不詳]のハディースもあり、ムダリース(mudlis)[伝承者経路の

欠陥の隠蔽]のハディースもある。またムンカティウ(munquta‘)[伝承者経路の断絶]のハディースもあれば、マウドゥウ(mawḍu)[改ざんされたもの]のハディースなどがある(上述のハディースを知るにはハディース用語学を学ぶ必要がある)。よってもしその者がイスラーイリヤート(isrā’iliyāt)のハディース[イスラムの外から伝わったハディース]や、イスラム教徒を混乱させるためにイスラエル(ユダヤ教徒)の人々が創作した偽のハディースを嘘と呼んだならば、その者を法的に不信仰者だと判断することはできない。しかし、もしその者が最も権威の高い真正ハディース、つまりイマーム・アル=ブハーリーとムスリムの伝承によるハディースを嘘と呼んだならば、そこで初めて我々はその者を法的に不信仰者だと判断することができる。なぜならウラマーらは、コーランの後に出了たサヒーフとされる書物は『サヒーフ・ブハーリー』と『サヒーフ・ムスリム』であると合意しているからだ(もしこのハディース学の問題を完全に読みたいならば、当然この限られた「千一問」のコラムの中では十分ではない。よってまずはここまでで十分だろう)。

あなたが問題としていたこのハディースの意味内容に関しては、アラビア語の原典となる文言を探すことができなかった。よって我々はそのハディースがどの種類のものか断定することができない。もしいつの日かあなたが上述のハディースのアラビア語の原典となる文言を探すことができたなら、我々に送って頂きたい。それにより我々はそのハディースの情報源はどこから生じたのか、またそのハディースの種類は何かを調べることができるだろう。

あなたの質問に対する我々の回答は今のところはこれで十分だろう。あなたが満足することを願う。あなたの他の二つの質問に関してだが、別の時に答えることにする。神の御心ならば！

Q.647(217-02)

礼拝のイバーダートの履行における「13の柱」の本来の意図あるいは目的は何ですか。一つ一つご説明願います！

A.647

礼拝のイバーダートにおける「13の柱」の本来の意図あるいは目的は、礼拝のイバーダートを行う人々が行うべき義務となる13項目の礼拝の柱である。

13項目の礼拝の柱とは、イマーム・シャーフィイー

派によると以下の通りである。1. ニーア(タクビーラトゥ・アル=イフラーム[礼拝開始のタクビール]において)。2. キヤーム(力がある者は直立すること)。3. タクビーラトゥ・アル=イフラーム。4. 「開扉の章」の読誦。5. ルクウ[立礼]そしてその間の小休止。6. イティダール(ルクウから身体を起こすこと、そしてその間の小休止)。7. 各一ラカート[礼拝の動作単位]におけるサジダ[平伏礼]を二回、そしてその間の小休止。8. 二度のサジダの間の座礼、そしてその間の小休止。9. 最後のタヒヤートにおける座礼、そして最後のタヒヤートの読誦。10. 最後のタヒヤートにおけるタシャッフド。11. 最後のタヒヤートにおける預言者への祝福祈願。12. 右に挨拶の言葉を唱える。13. 順序(上記の通り順番に行うこと)。

この13の礼拝の柱の内の一つを履行しなかった場合、その礼拝は無効である。これが「13の柱」という言葉の由来であり、それは「礼拝の柱となる13項目」という言葉の略語である。

■第218号 [Qalam 1968.12: 30-32]

Q.648(218-01)

1) 私は政府保留地(リザーブ)の獲得に努めました。その後私は相続人に金銭を渡してその土地を手に入れることができました。私のこの行動は贈賄(賄賂)と言われますか。一方、贈賄はハラムです。ご回答頂けることを願います。2) 私の地元では、多くの年配者たちがカウム・ムダは間違っており、カウム・トゥアに従う者が正しいと述べています。どちらが正しいでしょうか。3) 私の村では多くの人が水亀の卵はハラルであり、一方その親亀はハラムだと言います。これは本当でしょうか。もし本当ならば、何を元にキヤースを加えているのでしょうか。

A.648

相続人に金銭を渡すあなたの行為は、贈賄あるいは賄賂と見なされる。なぜならあなたが相続人に金銭を渡すのは、当然保留地があなたの手に渡ることを目的としているからだ。もしその金銭が渡さなければ、あなたが欲している保留地があなたのものとなるのか、あるいは他人の手に譲渡されるのではという疑念を感じるだろう。これこそが「賄賂」と呼ばれるものである。賄賂はイスラム教によって固く禁じられている行為であり、贈賄者と収賄者の両者ともアッラーに呪われる。それは以下のハディースの中で使徒ムハンマドがおっしゃっている通りであ

る。「アッラーは贈賄者と収賄者を呪われる」。もし使徒ムハンマド御自身がそのようにおっしゃったなら、神に呪われた各人の運のなんと悪いことか！我々はもちろんこれを否定することはできない。

もし人類の発展の歴史を見渡したならば、神に呪われた各民族を我々自ら目撃することができるだろう。その民族の生活状態は安泰ではなく、その社会は混乱し、そしてその国は脅威にさらされるに違いない。ごく身近な例として、ユダヤ民族をみるといい。何千年もの昔からユダヤ民族は生活状態において安泰と平穏を経験することはなかった。彼らはあっちで追い出され、こっちで立ち退かされ、それどころかユダヤ民族は定住するどの場所においても平穏を感じることはない。このユダヤ民族は最も富を持ち、国家経済を独占できることを我々は知っているとはいえ、彼らは常に脅威にさらされている。これこそが神に呪われ、崇られた民族が辿る運命である。賄賂を受け取り、神の呪いを受けた人々も同様である。たとえ豊富な財産のヴェールで覆っていようと、その生活は安泰ではなく、その心は平穏ではない。なぜなら、その財産はアッラーに是認されたハラルとされる方法で得たものではないからだ。この贈賄の危険性は個人を害するだけでなく、信徒や国家を害することになる。もし信徒の精神が「賄賂」の病に冒されたならば、その国家の経済状況も悪化するに違いない。こうした理由から、我々の政府はこの「賄賂」の病が政府の役人の精神の中に蔓延することを気にかけていた。この「賄賂」の病は社会、民族、そして国家全体を危険にさらすのである。

2) 実のところ「カウム・ムダとカウム・トゥア」の問題はイスラムの中にはない。この問題は長い間、「カウム・ムダとカウム・トゥア」と自称する二つのイスラム信徒グループの間で論争となっている。結果的にイスラム教徒同士の間で止めどない分裂と対立が生じた。この事柄はイスラムによって固く禁じられている。イスラム教は常にその信徒たちが団結し、いかなる場合でも固くぶれない一つのイスラム社会において結束し、同じ考えを持つよう望んでいる。サラワクの『カラム』の読者から寄せられた質問への回答として、我々は多少この問題について当コラムで解説した（『カラム』第216号を見て頂きたい）。

3) 水亀あるいは海亀の卵を食べることはハラルである。なぜなら、たとえ水亀の肉や海亀の肉が、二つの世界（陸と海）に住む動物の種類に属するゆえにハ

ラルでなかったとしても、それは獰猛な動物の種類ではなく、水生動物から産まれたものだからだ。しかし水生動物がワニのような獰猛な動物の種類に属していた場合、その卵は食べることは許されない。この問題においてキヤースの元となるものはない。単に獣医ら（獣医学）が行った研究に基づいたものに過ぎない。獣医らは獰猛な動物は危険を及ぼすある種の毒を持っていると述べている。例えばニシキヘビの卵、シャチの卵などである。よって現代のように獣医学が広く発展するより前に、イスラムは既に毒を持つ動物の卵の危険性を認識していた。それゆえにイスラムは人類に獰猛な動物から産まれた卵を食べることを禁じ、またあなたがこの問いの中で尋ねた海亀や水亀のような、獰猛な動物ではない種類に属する動物から産まれた卵をハラルとしたのである。

Q.649(218-02)

ここで質問を一つしたいと思います。イスラムの女性はどのような服装をすべきでしょうか。またこの問題に関して聖典コーランとハディースの見解はどうでしょうか。

A.649

あなたの質問、すなわち「イスラム教徒の女性はどのような服装をすべきでしょうか」に関しては、先月発行された『カラム』誌第217号の表紙でその回答を見ることができるだろう。美しく、端整で、扇情的ではないのではなかろうか。もし全てのイスラムの女性がそのような服装をしたならば、たとえ彼女たちがどこへ行こうと、彼女たちに言い寄る勇気がある者は一人もいないに違いない。なぜならイスラム式の服装をすればその貞淑を守れるからだ。もし彼女らが己の貞淑をうまく守れたならば、自ずと人は彼女らを敬うだろう。しかしもし我々自身が尊厳を売り、あっちに飛び、こっちに飛び、あっちにまくり上がり、こっちにまくり上がり、上にさらされ、下にさらされたならば、多くのシャイターンたちが誘惑し、多くのイブリース[悪魔]たちが後をついてくるだろう。この問題に対する聖典コーランとハディースの見解に関しては実に数多くある。そのアッラーの啓示の中に、「光り」の章第31節がある。「ムウミナー(Mu'mināt)(イスラムを信奉する女性)にはこう言ってやるがいい(ムハンマドよ)。目を伏せて貞淑を守り、外に表れるものの他はその飾りを表してはならない。そしてヴェールを胸元まで垂らしなさい。彼女

たちの飾りを表してはならない……」²⁰⁾。

上記の節の中に記された外に表れる飾りの限度についてだが、それはイブヌ・シャリールの伝承による以下のハディースの中で説明されている。「イブン・アッパースはこう伝えている。外に表れる飾りとは顔、目に塗ったアイライナー、手に塗ったヘンナの跡、指にはめた指輪である」。

隠すべき女性のアウラに関する別の節やハディースについては、『*Qalam*』誌第217号の16と17ページを詳しく見て頂きたい。そこで女性のアウラに関する特集記事を見つけることができるだろう。その中でトルキスタンとユーゴスラビアのイスラムの女性が着ている服装について、いくつかの実例が挙げられている。

■第219号 [*Qalam* 1969.1: 29-31]

Q.650 (219-01)

シンガポールでは多くのイスラム教徒が好んで非イスラム教徒の所有するブキ・テマ・ロードにある「ヨー・ヒャップセン・キャニング&ソース・ファクトリー社」の缶詰工場で製造されたチキン・カレーの缶詰を購入しています。そのチキン・カレーを購入している私の家の並びに住む隣人たちは、それをハラルだと言います。なぜならその鶏を屠殺しているのはイスラム教徒だからです。しかし私の一家は未だそれを買うことに懐疑的です。よってこの事柄について、私の利益及びシンガポールの全イスラム教徒の利益のために説明して頂けることを大いに期待します。

A.650

上であなたが提示した問いを受け取った後、我々は直ちにジェマ・アッ=ダッワ・アル=イスラミヤに連絡を取った。その協会は「シンガポール・イスラム布教協会」という名でより広く知られており、ゲイラン12番通り31番地に本部がある。我々はその事務官に説明を求めた。そこで我々が受け取った回答は、1968年11月6日付けの書簡によると次の通りである。

「『ヨー・ヒャップセン・キャニング&ソース・ファクトリー社』(所在地はブキ・テマ・ロード23番地バトゥ7、シンガポール21)が製造するチキン・カレーの缶詰について、ハジ・ムハンマド・ハーン氏によると、彼とムスリム諮問委員会の代表者らがその工場を訪れ

た際、彼と代表者らは鶏がイスラム教徒たちによって屠殺されているのを目撃した。これは一年前に目撃されたのだが、私の考えでは引き続き現在まで行われていると思われる。もしそうでないなら、委員会はそのファクトリー(工場——編集部註)で働くイスラム教徒たちから訴えを受けているに違いない。このことから、私が信じるにその食べ物はハラルと見なされるだろう。私とはA.ワンジョルである」。

シンガポールのジェマ・アッ=ダッワ・アル=イスラミヤの事務官であるワンジョル・ビン・アブー・バカル氏の署名が入った同協会からの証言を記した書簡によれば、あなたが疑問視しているチキン・カレーの缶詰をイスラム教徒が食すことはハラルであることは明らかである。なぜなら調理されたカレーの鶏は全てイスラム教徒によって屠殺されたものだからだ。

一方ムハンマド・ザイン氏が確信するかどうかは、シンガポールのジェマ・アッ=ダッワ・アル=イスラミヤによって我々宛てに書かれた説明を以て、あとはあなた自身の考え次第である。あなたがこの我々の回答に満足することを願う！

Q.651 (219-02)

1) ハディースとコーランにおける、酔いをもたらす飲み物の意味するところは何ですか。2) 周知の通り、酔いをもたらす飲み物は「アルコール」というある種の成分が含まれています。またタバイ[糯米とこうじを混ぜて発酵させたもの]の汁の中にもそのような成分が見つっています。そのタバイを飲むことは我々にとってハラムでしょうか。というのは上述のアルコールゆえに、そのタバイの汁を飲むことはハラムであると考える人が一部にいるからです。

A.651

1) コーランとハディースは酔いをもたらす各々の飲み物を“al-khamr”と名付けている。この“al-khamr”という言葉のマレー語に訳せば“arak”と名付けることができる。この“arak”という言葉にはいくつかの酔いをもたらす飲み物の種類が含まれる。例えばウィスキー、ブランデー、ジン、ビール、スタウト、ヤシ酒、そして飲んだ者の思考の平静さを乱すあらゆる酒類である。イスラム法の原理では、預言者ムハンマドのハディースに基づく証明及び高名なウラマールの見解を通じ、多かろうが少なかろうが酔いをもたらす全ての種類の飲み物をイスラム教徒が飲むことはハラムであると定められている。ただし例外は、

20)「それから女の信仰者にも言うておやり、慎しみぶかく目を下げて、陰部は大事に守っておき、外部に出ている部分はしかたがないが、そのほかの美しいところは人に見せぬよう。胸には蔽いをかぶせるよう」(『コーラン(中)』p.236)。

差し迫った状況下（非常事態）において、ハラルとされる飲み物がないゆえに身に危険を及ぼす場合である。その時は酔いをもたらす飲み物を飲むことが許される。但し、ただ危険を避ける程度だけで、それ以上は許されない。なぜならイスラム法理論の原理では、「非常事態にはあらゆる禁じられたものが許される」と言われているからだ。

結論として、酔いをもたらす飲み物とは人間の感情を高揚させる、あるいは健全な思考を高揚させ、その者が為したあらゆる行動を認識できない状態にするものである。それは言わば人の理性を失わせるものである。アヘンや大麻もまた酔いをもたらすものの類いに含まれる。したがってウラマーらは、アヘンや大麻を吸う人々は法的に酒類を飲む者と同じだと考えている。しかし実に嘆かわしいことに、我が国マレーシアを含むイスラム諸国の半分はアヘンや大麻を吸うイスラム教徒たちを罪だと見なすが、イスラム教徒たちが酒類を飲むことを禁じていない。実のところその二種類の飲み物（アヘンと酒）の危険性はそれを飲む、あるいは吸う人々の身体に危険を及ぼすことである。両方ともイスラム教で禁じられ、ハラムとされている。

2) 何冊かの英語、アラビア語、そしてマレー語の辞書を調べた結果、タバイの汁にはあらゆる種類の酒に含まれるアルコール成分を含んでいないことが判った。あらゆる種類の酒の中に見つかるアルコールは、それを飲む人々に徐々に幻覚をもたらす、我を失わせる柔軟な力を持つスピリッツの一種を含んでいる。

タバイの汁は、ある種の酵母を原料として生じる。その酵母は蒸気の力を含んでおり、蒸気の力を含んだ種類の食べ物を熟成させてから茹でると、ある種の蒸気を含む一種の甘い汁を出す。そのタバイの汁がまだ甘み成分を含んでいる時に飲むことはハラルである。しかしそれを数日間熟成させると、先ほどの甘み成分はアルコール成分に変化し、それを飲んだ者を酔わす。この時それはハラムとなる。しかし、もしさらに数日間そのままにしておくと、アルコール成分は自ずと酔の成分に変化し、酔のように酸っぱい味になる。その時それは再びハラルとなる。なぜなら、もはやそれはアルコール成分を含まないからだ。それどころか酔の成分に変化したのである。

結論として、タバイの汁がもし甘み成分をまだ含んでいるならば、それを飲むことはハラルである。も

しそれが変化してアルコール成分になったなら、それを飲むことはハラムとなる。そしてもしまた変化して酔の成分になったなら、再びハラルとなる。

この問題は国中の宗教学校で学ぶ生徒たちがいつも学習している法学書の中に見ることができる。この問題は、数日間熟成させたヤシや砂糖ヤシの汁の問題と同じである。

あなたの質問は長過ぎるので、もう二つの質問は別の時に回答する。神の御心ならば。

■第220号 [Qalam 1969.2: 28-29]

Q.652(220-01)

今日のマレー語日刊紙の中に「ネットボール」と「サッカーボールの位置当てクイズ」というコラムがありました。それを当てることができたら、優勝者は一定の賞金がもらえます。その賞金をイスラム教徒が使うことはハラルか否か知りたいです。

A.652

イスラム教徒が得ることが許されないお金とは、宝くじ、チャップ・ジキ、ティカム・エコール[富くじの一種]など、いかなる形であろうとも「賭け事」で得た賞金である。なぜなら「賭け事」はアッラーによって禁じられている“al-maysir”という言葉の意味に含まれるからだ。それは「食卓」の章第90節に記されたアッラーの啓示の通りである。「信ずる人々よ！まことに酒、賭け事、偶像のために生け贄にすること、そして占いはシャイターンの業である。よってこの行為を避けよ。さすれば汝らは勝利を得るだろう」²¹⁾。

賭け事はただ運命に委ねるゲームに過ぎず、力と思考を使って行うものではない。加えて、必死に働き汗を絞って努力することなく大きな利益を追求することを目的としているという点で、その中に最も汚れた策略が見受けられる。イスラム教は現世と来世における生活の向上を追求するため熱心に努力し、勤勉に働くようその信徒たちに奨励する宗教であり、神によって授けられた力を動かさず、また思考を働かさずに利益を追求する信徒たちを無論見たくないだろう。それゆえにイスラムは信者たちに賭け事で遊ぶことを禁じているのだ。

しかし、あなたが尋ねている「サッカーボールの位置当てクイズ」の問題は「賭け事」という言葉の意

21)「これ、汝ら、信徒の者よ、酒と賭矢と偶像神と占矢とはいずれも厭うべきこと、シャイターンの業。心して避けよ。さすれば汝ら運がよくなろう」(『コーラン(上)』p.195)。

味に含まれない。よってそこから得た賞金を使うことはハラルである。なぜなら元の写真から消されたボールを当てることは、思考を使って消されたボールの位置を慎重に分析することを伴うからだ。これはもちろん技能と知性を必要とする。さらに新聞を買うことで、我々のニアは、ニュースを読み、その中に記された学問的な記事を研究しながら多くの人の考えを調査することに、より重点が置かれるに違いない。新聞のコラムのボール当てクイズあるいはファッション当てクイズの問題は、実際には付随的なことである。さしあたりそれぞれのニア次第である。なぜなら、このニアの問題に関して使徒ムハンマドは次のようにおっしゃっているからだ。「まことに、あらゆる行いはニア次第であり、そして各人はニアしたところのものを得る」。

つまり、いかなる日刊紙、週刊紙、そして雑誌で行われたあらゆる種類のコンテストも、それが我らの宗教であるイスラム教で禁じられている行為に入る「賭け事」という形のものでない限り、それを当てることは我々に禁じられていない。

Q.653 (220-02)

聖典である高貴なるコーランの中に記された節には、「メッカ啓示」の節と「メディナ啓示」の節の二種類があります。この二つの節の種類について、またその二つの違いについてご説明願います。

A.653

コーランの歴史に関する書籍を読み調べると、そこで聖典コーランは徐々に下されていったことが分かる。すなわち一節一節、また章が短い場合は一章一章下された。「メッカ啓示」とは、メッカで下れた節、あるいは預言者ムハンマドがメディナに移住（聖遷）する前に下された節のことを言う。一方「メディナ啓示」の節とは、メディナで下された節、あるいは預言者ムハンマドがメディナの都に聖遷した後に下された節のことである。

二つの違いは以下の通りである。「メッカ啓示」の節は一般的に短い。「メディナ啓示」はコーラン全体の30分の11で、1,456節となっている。それに対して「メッカ啓示」はコーラン全体の30分の19で、4,780節となっている。特に「メディナ啓示」の章の中にはイスラム教徒に対する呼びかけの言葉がより多く見られる。それらの節はしばしば、“Yā ayyuhā alladhīna āmanū”[おお、信者よ]という文言で始ま

る。そして人類全体に対する“Yā ayyuhā al-nās”[おお、人々よ]という一般的な呼びかけの言葉はきわめて少ない。一方「メッカ啓示」の章はその逆である。

「メッカ啓示」の節には一般的に信仰、楽園の恵みと地獄の脅威に関係する事柄が含まれており、またそれはめくるめく過去の信仰者たちの話を物語っている。それらの物語には、後世に生まれた信者たちの模範となるいくつかの非常に良き教えが含まれている。一方「メディナ啓示」の節は法の問題、慣習あるいはこの世の生活に関する法により重点が置かれている。例えば社会における交際の法、国家システムの法、戦闘における敵との対峙法、互いの宗教を尊重し合う法、またとりわけイスラム教徒の社会に関する法である。

以上があなたの寄せた質問に関する簡単な回答である。満足して頂けることを願う。またもしあなたがこれより詳しい説明を望むならば、コーランの歴史書を読んで頂きたい。そこであなたはより詳しい説明を知ることができるだろう。

Q.654 (220-03)

先の1387年の断食月に、私は病気のため三日間の断食を行えませんでした。私は、この間の1388年の新たな断食月がくるまで、この行えなかった断食の**カダー**を行うのを忘れていました。私はこの1388年に、ちょうど30日間の断食を行うことができました。昨年行わなかった三日間の断食の**カダー**を行う義務はあるのでしょうか。またどのような方法で行うのでしょうか。

A.654

ガザリさん[質問者]には病気のために行えなかった三日間の断食の**カダー**を行う義務がある。ラマダン月に病気に罹った人は断食を破ることが許されるというのはまさに正しい。しかし断食を行わなかった日数分の**カダー**を行わねばならない。これは「牝牛」の章第184節に記されたアッラーの御命令である。それは次の通りである。「もし汝らの間で病気あるいは旅行中（で断食を破った）者がいたならば、（その者は）別の日に行わなかった日数分だけ断食を繰り返す（**カダー**を行う）必要がある」²²⁾。

しかしあなたが行わなかった1387年の断食を、あなたは1388年の断食月がくるまで払わなかったがた

22)「但し丁度そのとき病気が旅行中ならば、いつか別の時にそれだけの日数(断食すればよい)」(『コーラン(上)』p.52)。

めに、あなたにはその断食のカダーを行う義務がある以外に、フィドヤ(罰金)を払う義務がある。すなわち断食のカダーを行う日数分、貧者に食べ物を与えることである。あるいは慣例に従って、あなたがカダーの断食を行う日毎に、一日一チュパック[米の計量単位]の米を貧者に施すこともできる。アブー・アル＝モフタール。

■第221号 [Qalam 1969.3: 33-36]

Q.655 (221-01)

第一の手紙

拝啓、近頃我がイスラム社会では、意図的にコーランで物を包むというイスラムの敵たちの行為で騒然となっています。この騒ぎが至る所に広がったために、この敵たちはその過ちに気づき、またおそらく彼らはその結果を恐れていることでしょう。幸運なことにこの行為は長くは続きませんでした。しかし新たな戦術が意図的に行われたことを貴殿は知っておいででしょうか。新聞に(コーランの)節を写すという方法です。読み終わったら、これらの新聞は包み紙にされるではありませんか。またおそらく足で踏みつけられ、あちこちに捨てられるでしょう。これは一つの過ちとなるものではありませんか。これと同じような例があります。もし貴誌で解説が必要ならば、貴殿の見解をお聞かせ願います。この節は鮮明で、肉眼で読むことができます。

第二の手紙

貴殿、私はこれと併せてコーランの節を二ページ、その注釈と一緒に同封致します。この聖なる節のページはコーラン読誦コンテストの「記念品」の本の中に記されているのを見つけました。この本は先のラマダン月にムルデカ・スタジアムで行われたコーランのコンテストの夜に無料で配られたものです。

私がこの手紙を書き、またこの聖なる節のページを貴殿に送る理由は、その「記念品」がムルデカ・スタジアムからそう遠くない道端に散乱していたのを見つけたからです。この「記念品」の本の外側(表紙)部分が皺になり、また自動車に轢かれた跡、あるいはおそらく絶えず行き交う人間に路上で踏みつけられたのであろう跡で汚れているのを見つけました。

私が見つけたその「記念品」の本の表紙にジャウイ文字で「コーランの読誦コンテスト」という文言が書かれていました。そこで私はそれを拾い上げました。そして次のことを見つけてどんなに驚いたことで

しょう。私はその「記念品」のページを一枚一枚めくり、二ページ目に「コーラン読誦コンテスト」のシンボルとなる旗の絵が描かれていたのを見つけました。またその上に次のような聖なる一節とタウヒードの言葉が書かれていました。「彼らはコーランについてよく考えてはみないのか。アッラーの他に神はなし。ムハンマドはアッラーの使徒である」。また15ページには2ページ全面に「牝牛」の章から引用した聖なる節とその注釈が書かれているのを見つけました(私がこの手紙と一緒に送った見本を見て下さい)。

私はムスリムですので、高貴なるアッラーの啓典の崇高さと神聖さを尊ばない彼らの行為、そして全てのイスラム信徒によって称賛されるべき神の節を、彼らが平気であらゆる民族の人間が侵入し足で踏みつける道端に捨てる行為に非常にショックを受けました。この神の節を侮辱する行為を行った責任を負う者への警告となるように、私はこの問題に関する詳細な解説をして頂けることを願います。

以上です。まずは貴殿の御協力に対し深謝申し上げます。

A.655

二人の『カラム』誌の読者に対して感謝すべきは我々の方である。彼らは自覚に満ちた心でイスラムの聖典である「高貴なるコーラン」の崇高さを傷つける出来事を暴いた。我々の記憶によれば、確かにこのような問題は少し前に生じたことがあり、また雑誌やマレー語新聞のコラムでイスラム教徒から激しい反対に遭った。しかしこの国のイスラム社会からの非常に激しい反対に遭い、我々が望まざるその行為は収まってすぐになくなったのだが、その後再び生じ、そしてまた静かな反対に遭った。それは、まるでこの国のイスラム教徒の好まざる行為が、全イスラム社会に常に称賛され、敬われる高貴なる聖典コーランに記された神の節を嘲る目的で、意図的に行われているかのようなようだった。

第一の例:ガ・ビン・ムダ氏によって送られた第一の見本は、インドネシア語の「高貴なるコーランの注釈書」の広告である。この注釈書はシンガポールの非イスラム教徒の外国人が所有する出版社が出版されたものだが、その広告はローマ字表記のマレー語日刊紙に掲載された。その新聞は非イスラム教徒が所有するものであるが、編集長はイスラム教徒である。最終的に小売店や市場で包み紙となる日刊紙のコラムに掲載される聖典「コーラン」に関連する全ての広告

は、イスラムの聖典の高貴さを敬うためにコーランの節の文言を含むべきではない。むしろそれらの広告は、たとえその日刊紙がイスラム教徒の所有ではないとしても、出版された注釈書の形状を示す表紙の絵だけで十分である。これは、大部分がイスラム教徒から成る読者たちの気持ちに配慮するため、その日刊紙の編集長たちにとって必要なことである。

きれいに装丁された月刊誌のコラムに掲載された広告はこれとは全く異なる。なぜなら各月刊誌は読まれた後、発行から一年経った際に製本するため各読者によってきちんと保存されるからだ。上述した理由に基づき、マレー語雑誌、とりわけイスラムに基づいた雑誌の紙が店や市場で物の包み紙になっているのを我々はめったに見たことがない。しかし日刊紙の紙はどのような形状であろうと、小売店や市場の店主に売るため卸売り業者に量り売りされるに違いない。これこそ日刊紙の発行に従事する責任を負ったイスラム教徒たちに、アラビア語（原語）のコーランあるいはハディースの文言を掲載しないように彼らが慎重且つ用心して広告あるいは宗教記事を管理することを強く求めるよう、我々に促したのである。それはアッラーの啓示や使徒ムハンマドの言葉から成る源の文言が、神の節と使徒ムハンマドの言葉の高貴さと神聖さを守る責任を持とうとしない人々によって侮辱されることがないようにするためである。マレー語の日刊紙がローマ字表記で発行され、その読者がイスラム教徒だけでなく非イスラム教徒で成っているとしたらなおさらである。非イスラム教徒は全てのイスラム教徒が敬うべき神の啓示と使徒ムハンマドの言葉の高貴さがどこにあるのか全く知らないのである。

第二の例：「プムダ・ヤンキー・ムスリム」[ムスリムのヤンキー青年]という仮名を使っている人物から送られた第二の例は、1968年高貴なるコーラン読誦コンテスト中央委員会が発行した「記念品」の本についてである。この委員会を率いるのはマレーシア国土鉅物資源大臣のハジ・アブドゥル・ラーマン・ヤクブ氏である。首相府が発行したコーランの注釈書から引用した聖なる節を含む「記念品」の本はコーランの読誦コンテストに参加した大衆に無料で配られた。そのコンテストは昨年のラマダン月の半ばにムルデカ・スタジアムにおいて五夜連続で行われた。

聖典コーランの高貴さを守るために我々はここで上述の「記念品」の本の発行責任者に建設的な忠告を

述べたい。今後多くの人に無料で配られた「記念品」の本という形の刊行物がアラビア語で書かれた文言の源であるコーランの節あるいは預言者ムハンマドのハディースを含むことがないように。この我々の忠告は、記念品という形の刊行物においてしばしば生じる事態ゆえである。たとえその形状がどんなに美しく小ざれいであったとしても、開催された集会が終わった後はそれを受け取った者に捨てられ、散乱されることを食い止めることはできないに違いない。

時折、配布された「記念品」刊行物は座る場所の敷物となった。もし「記念品」の配布が単に集会のプログラムあるいは開催者側の歓迎の辞しか含まなかったならば、何ら禁止となったり、あるいは新聞のコラムにおける議論の題材となったりすることはないだろう。しかしその「記念品」の配布が宗教と関係しており、その中にコーランの節や預言者ムハンマドのハディースが記されていた場合、今年の読誦コンテストの夜の「記念品」の本に起きたように、それが道端や排水溝の端に捨てられたゴミとなることを食い止めることができなかったならば、無論そのような事態は実に嘆かわしいことであり、アッラーの節と預言者ムハンマドのハディースをよく理解し、また敬う人々の感情を傷つけるに違いない。高貴なるコーランに記された神の節を意図的に嘲ったり弄んだりするイスラム教徒たちに対して神がいかに御怒りになるかを示す根拠あるいは典拠を提示する必要はないだろう。なぜなら、この問題に関してはイスラム教徒全員が幼い頃からそのことを本当に知っているからだ。またアッラーを、使徒を、そしてアッラーの啓典を本当に信じる全てのイスラム教徒が、意図的に聖なる節への侮辱につながる行為を行えるとは思えない。

しかしもし一部のイスラム教徒たちによって取るに足らないと見なされた問題が、イスラム教徒自身が守れなかったイスラムの名声に大きな影響を与えたとしたら、おそらく他の宗教の信徒たちはイスラムの聖典を見下し、イスラム教徒を軽蔑するだろう。

我々の願い：我々は我々が愛する神の宗教の神聖さを常に守り、保護してきた一冊のイスラムの雑誌として、二人の『カラム』誌の読者とファンに対して非常に恩義を感じている。彼らはイスラムを愛する気持ちに促されて、この国の全イスラム教徒を言うまでもなく悲しませる行為を行った者たちに対し、まさに忠告が与えられるべき出来事を勇敢にも暴い

たのである。この我々が望まざる事柄が意図的に行われたか否かを我々は問題にしているのではない。我々が今問題にしているのは、上述の出来事が高貴なるアッラーの啓典の神聖さと崇高さに対する侮辱となっていることである。よって我々はこう率直に述べたい。我々が書いた忠告は建設的なものであり、将来このようなことが二度と起きないことを願って、この問題の責任を負う者たちが行った間違いを正すことだけを目的としている。なぜなら、使徒ムハンマドがおっしゃった通り、互いに忠告し合うことは全てのイスラム教徒にとっての義務だからだ。『宗教とは忠告である』。『誰にとってでしょうか、神の使徒よ』(と教友らは尋ねた)。そこで殿下は『アッラーにとって、その使徒にとって、そして全てのムスリムにとって』と御答えになった」。アブー・アル＝モフタル。

■第222号 [Qalam 1969.4: 31-33]

Q.656 (222-01)

1) 預言者イエスの生誕地はどこですか。またその現在の地名は何でしょうか。2) 預言者イエスが磔にされた(十字架にかけられた)原因は何でしょうか。預言者イエスは本当に磔にされたのでしょうか。あるいはアッラーが預言者イエスに似せて創った別の人間が磔にされたのでしょうか。磔にされたのが預言者イエスでないとしたら、彼は亡くなったのか、あるいはいなくなったのか、あるいはどうでしょうか。

A.656

預言者イエスはエルサレムの地で生まれた。そこは「ベツレヘム」という名の場所に位置するパレスチナの地にある。現在預言者イエスの生誕地にはキリスト教会が建てられ、そこはキリスト教の歴史の中で聖地となっている。パレスチナの地は現在に至るまで、未だに変わらず「パレスチナ」と呼ばれている。ただバイトゥル・マクディスだけが西欧人に「エルサレム」と呼ばれている。預言者イエスが十字架にかけられた原因についての物語あるいは話に関して、その話の真実は高貴なるコーランの中のいくつかの節の中で神によって説明がなされている。アッラーは、「女」の章第157-158節の中で次のように仰せになっている。『まことに我らは預言者と言われるマリアの息子マスィーフ[メシア]イエスを殺したぞ』という彼ら(ユダヤ教徒であるイスラエルの民)の言葉のために。だが実のところ彼らは彼(イエス)を殺した

のではなく、また十字架にかけた(磔にした)のではなく、(彼らが殺した人物は)彼らにとって預言者イエスに見えただけの別の人間に過ぎない。まことにイエス(殺害)について論争する者は、実のところそれに疑問を抱いている。彼らは誰を殺したのか確信はなく、ただ憶測に従ったに過ぎない。また彼らが殺したのはイエスであると彼らは確信していない。しかし(実のところ)アッラーは彼を御許に召されたのである。アッラーは全能にして英明なる御方である」²³⁾。

上記の節の目的をより明確に説明するに当たり、我々はいくつかのタフシール学者の見解を挙げたい。我々はこれをインドネシア語に翻訳された三冊の書物から引用した。

第一の見解: ユダヤ教徒は彼らが預言者イエスを殺したと言うが、実のところ彼らは殺して十字に組んだ木(十字架)にかけたのではない。彼らが十字架にかけたのは裏切りを行った預言者イエスの弟子の内の一人で、その名は「ユダ」である。軍が彼を捕まえて来た時、その姿(容貌)が預言者イエスにそっくりであった。しかし彼らはまだ疑念を抱いており、預言者イエスの死についてはっきりした知識(確信)を持っていなかった。

キリスト教の聖書の中では以下のように説明されている。預言者イエスは単に数時間十字架にかけられてただけで、その後彼はユスフ(ジョセフ)という名の人物によって下ろされ、運ばれた。そして墓となった場所に納められた。その墓は空洞であり、上部は石で閉じられた——ルカ(ルカの福音書: 23-53)。その後彼は復活し、ガリラヤへ行った。それゆえに彼らは預言者イエスの死を疑ったのである。なぜなら数時間の内にイエスが死ぬとは思えなかったからだ。またピラト自身もイエスが死んだという知らせを聞いて驚いた(マルコの福音書: 51-44)。神は預言者イエスを御許に召されたというのは、アッラーはその思召しによりイエスの地位と高貴さを高めたという意味である(H. ザイヌッディーン・ハミディ・ファフルッディーン H.S. によるコーランの注釈書142ページ)。

23)「そればかりか『わしらは救世主メシヤ、神の使徒、マルヤムの子イーサーを殺したぞ』などと言う。どうして殺せるものか、どうして十字架に掛けられるものか。ただそのように見えただけのこと。もともと(啓典の民の中で)この点について論争している人々は彼について疑問をもっている。彼らにそれに関して何もはっきりした知識があるわけなし、ただいいかげんに憶測しているだけのこと。いや、彼らは断じて彼を殺しはしなかった。アッラーが御自分のお傍に引き上げ給うたのじゃ。アッラーは無限の能力と智慧をもち給う」(『コーラン(上)』p.165)。

ジを見て頂きたい)。

第二の見解：異教徒である彼らはこう述べている。「我々はマリアの子イエスを殺し、磔にしたぞ」。しかし実のところ彼らはイエスを殺してはおらず、また磔にしてもいない。イエスの顔にそっくりな別の人物、すなわちユダを除いては。実のところイエスを捕まえた兵隊(軍)は本当のイエスを知らなかった。それゆえ彼にそっくりなユダを捕まえたのである。こうしたことは古代の話の中に多数出てくる出来事である。すなわち、王が無実の者を殺すようにと命令するが、別の者が殺されるという話である。兵隊がユダを捕獲した時、彼は逃げて彼らが知らない場所に姿を消した。つまりアッラーがイエスを御許に召されたのである。すなわちアッラーの高貴なる場所、あるいはアッラーが思召す場所に召されたのである(天空にではない。なぜなら神は居場所を持たないからである)。このことは「整列者」の章第99節の中のアッラーの啓示と同じ状況である。その中で預言者イブラーヒームの以下の言葉を伝えている。「私は我が神の御許へ帰ろう」²⁴⁾。つまり我が神の思召す場所へ、すなわちシリア地方へ、という意味である。

キリスト教徒たちは、預言者イエスは古来より罪を犯してきたアダムの子全員の罪を贖うために異教徒によって磔にされたと述べている。要するに、預言者イエスはこの世で罪を犯した人々全員の罪を赦すために虐待され、磔にされたと彼らは述べているのである。このような信仰を健全な理性で受け入れることはできない。なぜなら公正なるアッラーの法、加えて人間によって作られた法によると、過ちや罪を犯した者本人が虐待されるのであり、少しも過ちを犯していない別の者ではない。アッラーは預言者イエスを御許に召されたという意味は、預言者イエスをアッラーの高貴なる場所へ、あるいはアッラーが思召す場所へ召されたということだと先ほど説明した。

この説明はムハンマド・アブドゥーフの注釈書から引用したことに依拠している。彼はエジプトの高名なタフシール学者である。しかし大半のタフシール学者は、それはアッラーが預言者イエスをその魂と肉体と共に天空へ召された、という意味であると述べている。実のところこの説明は上述の節に基づいたものではない。なぜなら、その節にはただ「アッ

ラーはイエスを御許に召された」と記されているに過ぎず、天空へ召されたのではないからだ。彼らが、預言者イエスは(終末の時代に)降臨すると説く預言者ムハンマドのハディースによる説明に基づかない限り、アッラーは天空におわすわけではない。確かに(もし表面的な意味に従うならば)降臨するのは高い所から、すなわち天空からに違いないだろう(ムハンマド・ユヌスの注釈書86及び100ページを見て頂きたい)。

第三の見解：アッラーはイスラエルの民(ユダヤ教徒)に呪いをかけられた。なぜなら彼らはアッラーの宗教に対し不信仰者であったからで、また姦通したとして聖母マリアを非難したからである。また彼らはイエスを殺すことができず、また磔にすることもできなかったのに、「我々はアッラーの使徒と言われるマリアの子イエスを殺したぞ」と主張したからだ。アッラーは彼らを混乱させ、彼らは別の人間を磔にするに至った。また預言者イエスが殺され、また磔にされたことについて見解を異にする人々は、他でもなく憶測に基づいているに過ぎず、そして彼らは確信をもって彼を殺したのではない。そうではなく、彼はアッラーによってその御許に召されたのである。なぜならアッラーは偉大にして英明なる御方だからだ(A. ハサンの著した“*al-Furqān fī Tafsīr al-Qur’ān*”の191ページを見て頂きたい)。

我々の見解：以上がインドネシアの三人のタフシール学者が著し編纂した三冊の注釈書から我々が引用した三つの見解である。この三つの見解では、預言者イエスがイスラエルの民(ユダヤ教徒)によって本当に殺され磔にされたことは依然として否定されているがそうではなく、実際には神の御許に召されたのである。召された預言者イエスの居場所は「女」の章第157節では説明がなされていない。「彼は神によってその御許に召された」という文言は、明らかに預言者イエスが神によって天空に召されたということを否定している。なぜなら神は天空におわすわけではないからだ。神は特定の居場所を持たない。これこそがタウヒード学の説明に従った見解である。大半のタフシール学者たちは「預言者イエスは神によってその御許に召された」と述べる節の意味の注釈として、預言者イエスを守るために召されたのであり、アッラーのみがそれを知り給うと考えている。しかし神に召された時、預言者イエスが死ぬことはなかった。それどころか彼は普通の人間と同じく命と

24)「時にあれが言うよう、『わしは主のみもとに行こう。きっとわしを導いて下さるであろう』と」(『コーラン(下)』p.47)。

肉体と共にまだ生きている。これについては預言者ムハンマドのいくつかのハディースの説明から確信できる。それらのハディースは以下のように述べている。預言者イエスは終末の時代に降臨し、預言者ムハンマドのイスラム法を従えて悪魔に対抗する。その悪魔はイスラム教徒を誘惑し、イスラム教への信仰を迷わす罠にはめようとする。我々は、預言者イエスは本当に異教徒(キリスト教徒とユダヤ教徒)によって殺され、磔にされたのだと主張する彼らの一員にならないように、イスラム教徒としてこの見解を十分な確信をもって信じるべきである。

ワン・ハシアさんから寄せられた二つの質問に対して我々ができる回答は以上のみである。彼女が我々のこの簡単な回答に満足して頂けることを願う。アブー・アル＝モフタル。

■第223号 [Qalam 1969.5: 28-30]

Q.657 (223-01)

現在の中東の国のような、災難に見舞われている他のイスラム信徒を助けることは全てのイスラム信徒にとって義務ですか。

A.657

多くのコーランと預言者ムハンマドのハディースの中で、全てのイスラム教徒は互いに助け合い、支え合うよう義務付けられている。その中に以下のアッラーの御言葉がある。「互いに助け合って善行を積み、神を崇敬しなさい。そして罪と恨みにおいて助け合ってはならない。アッラーを恐れよ。なぜなら、まことにアッラーは懲罰に厳しい御方であるからだ」(『食卓』の章第2節)²⁵⁾。

もう一つアッラーの御言葉を挙げる。「まことにアッラーは、整然とした一つの建物のように隊列を組んで(心を一つに、整列して)アッラーの道のために戦う者たちを愛し給う」(『戦列』の章第4節)²⁶⁾。

第一の節で、アッラーはすべてのイスラム教徒に、平和な時であっても困惑に直面した時であっても、彼らが全ての生活分野において常に互いに助け合うようにと命じている(義務付けている)。もしイスラム教によってもたらされた助け合い、または相互扶

助の原則が現在のイスラム教徒によって実践されたならば、彼らは常に変わらず強く勇敢な信徒となるに違はなく、封建的で帝国主義的な民族に抑圧されるはずもない。しかしその「相互扶助」の精神が彼らの心の中で途絶え、また個人主義的な生活様式やあらゆる欲望を重視したがゆえに、彼らは国際社会の目から見て脆弱で、侮辱された信徒となってしまったのである。

これについては、最も崇高なるコーランの中でまさしくアッラーによって明確な説明がなされている。そのアッラーの御言葉は次の通りである。「アッラーとその使徒に従いなさい。そして論争してはならない(なぜならその論争によって)汝らは脆弱な信徒集団となり、力を失うだろう。耐えなさい。なぜなら、まことにアッラーは耐え忍ぶ者と共におられるからだ」(『戦利品』の章第46節)²⁷⁾。

なぜアッラーは上記の節の中で我々が互いに論争することを禁じたのだろうか。もし信徒たちが常に互いに論争し、口論し、喧嘩し合っていたならば、助け合いや相互扶助の精神はいつまでも彼らの心の中に育たないだろう。相互扶助の精神が信徒の心の中に育たない時、その信徒は団結することなく分裂した信徒となるだろう。そして彼らの分裂は彼らを脆弱化させるだろう。

一方、第二の節において、アッラーは、互いに密に並んだ堅固な建物のように強固な隊列を組むことができるイスラム教徒たちを非常に愛し給う、と説いている。これは我々イスラム教徒に対してアッラーが次のことを望んでいることを意味する。それは、とりわけイスラムの敵たちが我々の宗教の神聖さを汚そうと挑んできた場合に、我々の所有権(我々の祖国)を奪おうとするイスラムの敵たちのいかなる挑戦にも一致団結して立ち向かうことである。こうした時、アッラーは、我々の敵によってもたらされたあらゆる挑戦と災難に立ち向かうため、一斉に立ち上がって堅固な団結の列を組まねばならないと我々に命じている。

この団結の問題に関して、我々が崇敬する偉大な預言者ムハンマドは次のようにおっしゃった。「信者は他の信者にとって、それぞれが互いに堅固に並んだ一つの建物のようなものである」。もう一つ文言

25)「互いに仲良く助け合って義しいことを行い、信仰を深めて行くようにせよ。互いに助け合って罪を犯したり悪事をはたいたりしてはならぬ。アッラーを恐れかしこみまつれ。まことにアッラーの罰いとたび下れば恐ろしい」(『コーラン(上)』p.172)。

26)「アッラーがお好きなのは、がっしりした建物のように戦列敷いて神の道に出て戦う人々」(『コーラン(下)』p.233)。

27)「そしてアッラーと使徒の言いつけをよく守れ。決して喧嘩口論などして志をぐらつかせ、ついには順風に見放されるようなことがあってはならぬぞ。どこまでも頑張り通せ。まこと、アッラーは辛抱づよい者の側につき給う」(『コーラン(上)』p.293)。

を挙げる。「信者たちが、自分自身を愛するようにその兄弟(ムスリム)を愛するようになるまでは、信仰を持つとは言えない」。さらにもう一つ文言を挙げる。「(互いに)等しく愛情、同情心、そして親密さを抱く信者(ムスリム)たちは、一つの身体のようなものだ。もし身体の一部が痛いと言えれば全身は夜も眠れず、熱を出して苦痛を感じるようなものである」。

上記三つのハディースは、様々な民族、また異なった肌の色を持ち、そして異なった言語や文化を持つ人々から成る全イスラム教徒に対し、一つの建物、あるいは頭、胸、腹、手、足などといった様々な部分から成る一つの身体または肉体のようなものとなり、その身体の部分の内の一つが病気に冒された時は、全身が共に痛みを感じて熱を出し、夜も眠れずにいるかのように、強く堅固なイスラム連合の旗の保護下で団結し、助け合い、愛し合って生きようと呼びかけている。これこそが「相互扶助」の精神であり、イスラムによって建てられ、全ての信者たちが全世界のイスラム教徒との団結と連帯のアーチを目指して通る場所として作られた橋である。もし彼らが偉大なる信徒、勇ましい信徒、そして国際社会全体から尊敬される信徒になることを望むならば、この相互扶助の精神こそ全てのムスリムの心に育むべきものである。なぜなら信徒たちの団結が生まれる源は、互いに助け合い、愛し合う精神であるからだ。その理由は、相互扶助と愛し合うことこそがここでの平和な信徒あるいは民族の建設基盤となるからだ。信徒たちが生活の原則として上記二つの概念を実行しようとしなければ、前述の使徒ムハンマドのハディースで望まれている団結の堤防を築くことを望むことはできない。

M. イルヤス氏が提示した「現在の中東の国のような、災難に見舞われている他のイスラム教徒を助けることは全てのイスラム教徒にとって義務ですか」という質問の根本に戻ることにしよう。我々にははっきりと、「その通り、義務である」とそれに答えることができる。だからこそ、ここ最近『カラム』誌ではジハードに関する記事をコラムの中に非常に多く取り入れたのである。それらの記事は、全世界のイスラム教徒全員が一斉に立ち上がり、我らの同胞である中東諸国のイスラム教徒たちによって推進されている戦いを助けるよう呼びかけるものである。その戦いとは、彼らの祖国を残忍で非人道的な性質を帯びるシオニズムのユダヤ軍によって行われている侵入

攻撃から守るためのものである。さらに、ユダヤ軍によって推進されている侵入攻撃は日増しに過剰になり、そうした恐れ知らずの態度によって彼らは、イスラム教徒にとって最も重要なキブラット[礼拝時のメッカの方向]として、また14世紀もの昔、我らの偉大なる預言者ムハンマドが昇天した最初の場所としてのアル=アクサー・モスクの神聖さを汚すに至った。

歴然とイスラム教を汚したユダヤ軍の侵入攻撃があったことで、我らの同胞である中東諸国のアラブ人信徒たちによって推進されているジハードの義務は、同時に全世界の全イスラム教徒にとっての責任または義務となった。

この間に関わるカラムの布教部門は二冊の小冊子を発行した。その内容はジハードの義務に関するもので、これはマスジド・ハラームの偉大なるイマーム、徳高きシャイフ・アブドゥッラー・カヤットの金曜礼拝の説教、及びサウジアラビア国王アル=マリーク・ファイサル陛下の演説から引用したものである。国王陛下の演説は、つい昨年のヒジュラ暦1388年ズー・アル=ヒジジャ月[第12月、巡礼の月]に聖地メッカへの巡礼団の到着を歓迎する特別な会で述べられたものである。もしあなたがその二冊の冊子をご所望であれば、20センの切手と明確な住所を送って頂きたい。神の御心ならば、我々はその二冊を無料であなたに送ろう。

■第224号 [Qalam 1969.6: 28-30]

Q.658 (224-01)

「タラク・ラジー」(ṭalaq raj'ī)と「タラク・バーイン」(ṭalaq bā'in)の違いと、もしあればその構成部分について御説明願います。

A.658

タラク・ラジー: タラク・ラジーは新たに結婚(婚姻の儀式)を行わずに夫が元妻との復縁が許されるタラクである。それは離婚した妻がまだイッダの最中にあること、すなわち離婚した妻側からの'iwad(持参金)を伴わない一度目のタラクと二度目のタラクであることが条件となる。

タラク・バーイン: タラク・バーインとは、新たな結婚(婚姻の儀式)を行わないかぎり、夫が元妻と復縁することが許されないタラクである。例えば妻側からの'iwad(持参金)を伴う一度目のタラクと二度目のタラクである。このタラク・バーインは二つの部分に分けられる。小タラク・バーインと

大タラーク・バーインである。

小タラーク・バーイン：この小タラーク・バーインには二種類ある。夫が妻側から身代金（*iwad*）を受け取って妻に宣言した一度目のタラークあるいは二度目のタラークである。例えば夫が妻に一度目のタラークあるいは二度目のタラークを宣言した時に（例えば）50ドルの身代金を受け取った場合などで、たとえ妻がイッダをまだ終えてなかったとしても、新たな結婚（婚姻の儀式）を行わないかぎり、夫はもはや元妻と復縁することは許されない。

まだ *waṭ'i*（交わっていない）妻に一度目のタラークあるいは二度目のタラークを宣言した夫も同様で、新たな結婚（婚姻の儀式）を行わないかぎり、夫は元妻と復縁することは許されない。離婚した妻がまだ夫と交わっていない場合、妻は一切イッダを行う必要はない。つまり彼女はまだ交わっていない夫と離婚した後に、別の男性と結婚することが許される。この法は「部族同盟」の章第49節の中のアッラーの啓示に基づく。「信ずる人々よ！汝らが信者の女性たちと結婚し、彼女らに触れない（交わらない）内に離婚した場合は、彼女らのイッダを計算する必要はない」²⁸⁾。

大タラーク・バーイン：大タラーク・バーインは、三度目のタラークである。妻に三度目のタラークを宣言した夫が元妻と復縁することは許されず、そしてもはや彼女と再婚することは許されない。但しもし元妻が別の男性と再婚し、そしてその夫と交わり（彼と性交し）、その後彼女がその二番目の夫と離婚し、そしてまたイッダ期間を終了した場合を除く。

このような状況の中、近頃「チナ・ブタの結婚」と我が人々に呼ばれている出来事が多発している。それはしばしば「タラークにとりつかれた」夫妻によって三度目のタラークを以て離婚した後に行われている。このチナ・ブタの結婚が行われる目的は、三度目のタラークを以て離婚した夫妻が再婚できるようにするためである。この「ムハッリル」(*muḥallil*)あるいは「チナ・ブタ式」に行われた結婚は、たとえ上述の結婚方法が合法と認められていたとしても、イスラム教で激しく呪われる。その合法性が認められるのは、婚姻の儀式の際に一定の契約となる言葉を何も唱えなかった場合である。しかしもし婚姻の儀式の時に一定の契約を唱えた場合、例えば婚姻の儀式が行われた時に新婦側のワリ「法定代理人」が「私はあなたと

28)「これ、信徒の者、お前たちが信者の女と結婚して、まだ手も触れぬうちに離婚するような場合には、これに待機の期間を強いることはできない」(『コーラン(中)』pp.355-356)。

私の娘（何某・ビンティ・何某）の婚姻を締結する。条件として、あなたが娘と交わったあとで、あなたが娘にタラークを宣言したときにこの結婚が無効となることである」と述べ、そして結婚する男性がその条件を含む結婚を受け入れた場合、上述の条件の下に行われた結婚はイスラム法で合法と認められることはない。このような結婚方法はアラビア語で「ニカー・ムハッリル」(*nikāh muḥallil*)あるいは我々の言語で「チナ・ブタ式」の結婚と呼ばれており、それは預言者ムハンマドに激しく呪われる。それは次の通りである。「アッラーはムハッリル(*al-muḥallil*)とムハッラル(*al-muḥallala*)を呪い給う」。ムハッリルとは許す者、すなわち条件を受け入れる二番目の夫を指す。ムハッラルは彼に許された者、すなわち条件を与えた最初の夫を指す。

解説：先ほど我々が上で説明した事例は合法ではなく、アッラーによって呪われる結婚（チナ・ブタ）となっている。しかし、三度のタラークを以て離婚した元夫との再婚が容認されるよう、男性が新婚の妻と交わった（性交した）後で妻にタラークを宣言するというニアーを（口で唱えるのではなく）心の中で念じて女性と結婚したが、交わった後にその妻と離婚するという条件を、彼が婚姻の儀式を行う際に婚姻を締結するワリあるいはイマームの前で読み上げなかった場合、その婚姻は合法である。とはいうものの、ムハッリルになるというニアーゆえに、その者は神の呪いから解かれることはない。

タラーク・スンニーとビディー：上で説明した二つのタラーク、すなわち「タラーク・ラジー」と「タラーク・バーイン」及びその構成部分以外に、我々が知っておく必要があるタラークがさらに二種類ある。すなわち、タラーク・スンニー(*Talaq sunnī*)とタラーク・ビディー(*Talaq bid'i*)である。

タラーク・スンニー：このタラーク・スンニーを宣言することは法的にハラルである。つまり以下二つの状況においてイスラム法で容認されている。すなわち、妻が（月経前でまだ交わっていない〈性交していない〉）清浄な状態の時に妻にタラークを宣言することである。また妊娠している（孕んでいる）、また明らかに妊娠の兆候が見られる妻にタラークを宣言することである。

タラーク・ビディー：このタラーク・ビディーを宣言することは法的にハラムである。すなわち、以下二つの状況においてイスラム法で好まれない（嫌忌さ

れる)。それは妻が月経(月)の最中に妻にタラークを宣言すること、また妻と交わった(性交した)後で、妻が清浄な状態にある時にタラークを宣言することである。このことは既に交わった妻に特化したものである。上記の回答で以上である。質問を寄せた方が満足することを願う。アブー・アル=モフタル。

■第225号 [Qalam 1969.7: 31, 42]

Q.659(225-01)

1) 女性がヘア・スプレー (SPRAY) をかけてそれを礼拝に持ち込んだ場合、その礼拝は無効となりますか。2) 蟻の死骸は容認された不浄でしょうか。もし牛乳や油などといった液体物の中に蟻の死骸が沢山混入していたら、それは不浄と見なされますか。

A.659

1) ファティマさんはまず、そのかけたスプレーはアルコール成分が混ざっている種類のものか、あるいはスピリッツのアルコールなどの酔いをもたらす化学成分が混ざっている種類のものかを調べなくてはならない。もしそのかけたスプレーが酔いをもたらす化学成分が含まれているものであったならば、礼拝に持ち込んではいけません。なぜなら、この酔いをもたらす化学成分の類いは全て法的に不浄であり、不浄なものには全て身につけることがハラムであり、ましてや礼拝に持ち込むことはハラムであるからだ。

2) 蟻は昆虫の仲間であり、殺された時に血を流さない。ファティマさんの混乱の元となっている蟻の死骸のように、血を流さない全種類の昆虫の死骸は不浄と見なされない。もし蟻が液体物の中で死んでいた場合、いかなる量であろうと、ゆっくりと取り出す、あるいはろ過すればよく、その牛乳あるいは油を使うことは許される。

一部には、元々蟻の死骸が混入していた牛乳を飲んだり油を使ったりするのに違和感を覚え、蟻の死骸が元々混入した牛乳を飲んで吐いてしまう者もいる。この違和感の問題は単なる感情に過ぎず、ハラルかハラムかという法的な問題とは関係がない。例えば私自身、バッタの唐揚げを食べるのに違和感を覚えるが、イスラム教徒がバッタを食べることは法的にハラルである。しかし私はそれに違和感を覚えるので、普段それを食べている人々の説明によれば、それはエビの唐揚げの味より美味しいと言うが、非常に美味しいとされるバッタの唐揚げの美味しさを現在に至るまで享受したことがない。バッタを食べる

違和感は生来私の心に植えつけられているとしても、イスラム法でハラルと言われている以上、バッタをハラムだと言うことはできない。

先ほどの蟻の死骸が混入した牛乳も同様である。もしファティマさんがそれを飲むことに違和感を覚えるならば、またもし食欲上の拒絶という観点から考えずに法的にハラルであるという視点からそれを飲もうというのであれば、飲むべきではない。なぜなら、それはファティマさんに危険をもたらす恐れがあるからだ。そして危険を及ぼす事柄に身を投じることがイスラム法で禁じられているからだ。これこそが信徒たちの安全を守るためのイスラム法の繊細さと美しさである。アブー・アル=モフタル。

■第226号 [Qalam 1969.8: 36-38]

Q.660(226-01)

「クンドゥリ・アルワ」[故人の冥福を祈る共食儀礼]を我々マレー人は慣例として行っています。すなわち三日目、七日目、二十五日目、四十日目などに行われるクンドゥリです。これはイスラム教を由来としていますか、あるいは違いますか。コーランとハディースに基づきご説明願います！

A.660

「クンドゥリ・アルワ」はこの地域、すなわちこの東南アジア地域のイスラム教徒たちによって確かに普段行われており、一つの慣例あるいは習慣となっている。この「クンドゥリ・アルワ」を行うことは、アッラーの召集に応じるため来世へ渡った故人の魂に対する遺族の絶えることのない「親愛の情」のしるしを示すことである。もし彼らの最も身近な家族の一人が亡くなった後に「クンドゥリ・アルワ」を行わなかったならば、遺族は普通不平や不満を感じる。使徒ムハンマドや教友らの時代には、我が人々が普段行っているような「クンドゥリ・アルワの集い」は行われていなかったものの、深さ6フィートの地下に独りきりで放置された亡骸に対する、すぐには途切れることのない遺族の「親愛」の情という観点から、また悲しい状況にある家族に対してお悔やみに訪れる隣人間の交流という観点から考えるならば、それを誤った行為と見なすことはできない。それはお悔やみに訪れた隣人と遺族間の精神的関係を密にする上で本当にメリットがあるだろう。とりわけその「クンドゥリ・アルワの集い」において高貴なるコーランから引用したアッラーのズィクル[アッラーの名を念唱す

ること]を含む唱念が満ち溢れ、そして故人の魂と全てのムスリムに対して特別に捧げられた祈祷がそれに続いた場合にのみ、この行為は一部のウラマーらに「ビドア・ハサナ」[イスラム法で容認されている善きビドア]と呼ばれている。

ただ我々が今疑問視していることは、「クンドゥリ・アルワの集い」に訪れに来る参列者たちをもてなすための御馳走を用意する費用の支出という側面である。もしそれを行う者が富裕層の一員であれば、その者にとって負担とはならないだろう。しかしもしその者が金銭的に苦しい生活をしている、すなわち「クンドゥリ・アルワの集い」を行うために質入れしてお金を借り、クンドゥリの集いが終わると生活苦に直面せざるを得ない場合は別である。このような行為はイスラム教で禁じられている。なぜなら命じられていない行為を行うことは、たとえそれが良き目的だったとしても、己を苦しめるほどであるならば、イスラムの考えではそれは不適切であり、非論理的であるからだ。

我々はこれを、信徒たちに課された義務であるイスラムの五行のうちの二行と比べてみたい。すなわち、「ザカートと巡礼」である。ザカートの供出は義務であるが、それはザカートの供出が義務付けられているイスラム教徒たちが裕福な、あるいは支払い能力があるとも言える人々であることが条件となる。ここで言うところの支払い能力とは、得る収入が日々質素に支出するあらゆる需要を超えており、毎月その収入の残りを貯金できる能力があることである。ニサーブ [ザカートが課される最低余剰財産] を満たした貯金に対して、支払い時期がきた時にザカートの支払い義務が課されるのだ。しかし生活が苦しい状況にあり、一家の生活費を賄うこともほとんどできない場合、イスラム教はそうした者にザカートの支払い義務を課すことはない。それどころかその生活状況が「貧者」あるいは「困窮者」と呼ばれるグループに含まれるならば、その者にはザカートを受け取る権利が与えられる。

巡礼のイバーダートも同様である。巡礼はイスラムの五行の中の第五番目の勤行である。巡礼はアッラーによって各イスラム教徒に一生のうちたった一度だけ義務付けられた勤行となっている。たとえこの巡礼がイスラム教徒たちの行うべき勤行の一つに含まれるとしても、それには一定の条件がある。その中でも最も重要な条件はその能力である。巡礼のイ

バーダートを果たす、または我が人々が普段称しているマッカ・アル＝ムカルラム [メッカ] へ登ることを望む全てのイスラム教徒は、まず自身の状況で聖地に数ヶ月間滞在する間の全費用を払うことができるか、また往復の交通費を払うお金は十分あるか、さらに重要なのは数ヶ月の間、その者の扶養下にある妻子や親族の生活費を残せるか、ということをよく見なければならない。祖国に再び帰ってきた時に生活苦や困難に直面しない程度でなくてはならない。

これこそ、全てのイスラム教徒が巡礼の義務を果たす決意や希望を抱く前に計算しなければならない問題である。なぜならアッラーは本人が実行できる以上の御命令をその下僕に負わせようとはなさらないからだ。これは「牝牛」の章第286節の中のアッラーの啓示と一致する。「アッラーは人が担えるもの(能力)以上の負担を負わせ給うことはない」²⁹⁾。この節の中でアッラーは我々信者に、一つの祈祷を教え給うた。それは下僕が実行し得ない御命令を担わないでほしいと願うものである。その啓示は以下の通りである。「我が神よ！私どもが行うことができないこと(御命令)を担わせないで下さい」³⁰⁾。

私はA.アブドゥッラー・サニ氏に対し、この私の回答があなたの質問した問題から逸れてしまったことをお詫びしたい。しかしながら、二つの義務であるアッラーの御命令、すなわち「ザカートと巡礼」は、先ほど説明したように、「能力」という側面から条件を満たしていなければそれを行う義務はないという例として挙げた。私はその例を挙げた目的は、たとえ何らかの命令が初め義務であったとしても、その条件を満たしていない場合は後に義務でなくなるということを示唆するためである。ましてや、その事柄を義務あるいはスナナとするコーランとハディースの文言が確かに無い場合、例えばあなたが混乱している問題となっている「クンドゥリ・アルワ」のように、もしそれを行えば自身を苦しめ、負担をかける、すなわち質入れしてお金を借りたり多重負債を抱えたりするならば、そのような行為はハラムとなり、イスラムで固く禁じられている。

加えて、もし「クンドゥリ・アルワ」が三日目、七日目、二十五日目、四十日目などといったように一定の時期が決められていたとしても、それは確かにコー

29)「アッラーは誰にも能力以上の負担も背負わせ給うことはない」(『コーラン(上)』p.84)。

30)「神様、私どもの力量ではかなわぬような負担を私どもの背におのせになりませぬよう」(『コーラン(上)』p.84)。

ランとハディースの文言の中に一切記されていない。コーランやハディースの文言に基づかずに行われた各々の行いは受け入れられることはなく、また確実に無意味な行いとなる。それはイマーム・ムスリムの伝承による真正ハディースの中に記された以下の使徒ムハンマドの文言の通りである。「我らの命令とは異なる行いを勤める者は誰であれ、その者（その行い）は拒絶される」。

このA.アブドゥッラー・サニ氏が提議した「クンドゥリ・アルワ」の問題は広く議論や討論をすべき非常に重要な事柄だと我々は考えているため、我々は『カラム』誌の来月号の中で引き続きこの問題に対する回答を行いたい。神の御心ならば——アブー・アル＝モフタル。

■第227号 [Qalam 1969.9: 36-38]

A.660(先月号のつづき)

先の『カラム』誌8月号において「クンドゥリ・アルワ」の問題について南タイのA. アブドゥッラー・サニ氏が提示した質問に対する回答を続けるため、以下にその問題に関する議論を続ける。

先月号において「クンドゥリ・アルワ」の問題に関して我々が示した回答の始めに、以下のように言明した。墓穴にたった一人で横たわる遺体に対する家族の絶え間ない「親愛の情」という観点から見ると、また遺族を襲った災難（急な不幸）に対し同情を示す隣人間の付き合いという観点から見ると、またとりわけ「クンドゥリ・アルワ」の会において読誦される経文は、その全てにコーランの節、ズィクル、そして死者の魂に向けた特別な祈りが含まれていることを調べると、「クンドゥリ・アルワ」の会を催すことはイスラム法に反する行為と見なすことはできないと我々は考える。ウラマーらの一部はこの「クンドゥリ・アルワ」の会を催す行為を、使徒ムハンマドとその教友らの時代のイスラム教徒たちによる慣例がない「ビドア」行為と見なしているが、一方でそのビドアは「ビドア・ハサナ」[イスラム法で容認されている善きビドア]であると述べるウラマーのグループも確かにいる。それは我々が上で説明した根拠を指針としている。

しかしながら、我々はなお以下のように考える。もし「クンドゥリ・アルワ」の会あるいはその他の会を、それを行う人々がそれを行う財力がないにもかかわらず、「クンドゥリ・アルワ」は行うべき古き伝統、あ

るいは先祖代々の慣習と見なすがゆえに、たとえば苦労したりまたは自身の重荷になったり、借金または質入れしたりしてでも行おうとしたならば、そうした行為はハラムであり、イスラム法で固く禁じられている。なぜならアッラーは、その下僕が己の持っている財力や能力と釣り合わない勤めを行うことを嫌われるからだ。

この「クンドゥリ・アルワ」の問題は一般社会と関わりがあると考えるゆえ、ここで我々は我が祖国のイスラム社会全体に対し、遺族が担う負担を軽減するために、この「クンドゥリ・アルワ」を行う問題において新たな方法あるいは措置を取るように、少し注意を促したい。たいてい遺族は、もし彼らが催す「クンドゥリ・アルワ」の会において食事という形のもてなしをしないとすれば、当然不満に思うだろう。

我々が提案する新たな方法は以下の通りである。遺族の家に弔問に訪れた各イスラム教徒は多かれ少なかれ「贈り物」を持参することである。すなわち、能力に応じた現金あるいは食べ物という形のものを、遺族を襲った急な不幸に対する「同情」を示すためのものとして持参する。もしその遺族が貧しい者あるいは質素に暮らす者から成る家族であったならば。そうした援助があれば、遺族が将来行う「クンドゥリ・アルワ」の会のもてなしのために担う負担を軽減することができるだろう。なぜなら、こうした援助はまさに使徒ムハンマド自身によって命じられているからだ。それはアブドゥッラー・ビン・ジャーファルによって伝えられた以下のハディースの中で命じられている。「アブドゥッラー・ビン・ジャーファルは次のように伝えている。ジャーファルが殺されたという知らせが入ると、預言者は『ジャーファルの家族のために料理を作りなさい。なぜなら、まことに彼らを悲しませる出来事が彼らに訪れたのだから』とおっしゃった」(アッ＝シャーフィイー及びアフマドの伝承による真正ハディース)。

上記のハディースは、イスラム教がいかに生活の問題に直面した際に互いに“*ta'āwun*”または「助け合い」の原則を奨励しているかを示している。急な不幸に見舞われて苦しい状況に陥っている者は安楽に暮らす集団によって援助を与えられるべきである。たとえその与えられる援助が僅かなものであろうと、援助を与える者が多ければ、一人の僅かな援助も大きなものとなり、そして苦難に見舞われている集団が担う負担を軽減することができるのだ。村落、部落、

都市、大都市などどこにおいても、そこに住むイスラム社会の各成員が履行するよう求められており、まさにここにイスラムの公平性が見えるだろう。

イスラム教のウラマーのなかには、預言者ムハンマドは死者の家々で料理を作ることを禁じたという理由から、弔問に訪れた人々が遺族の用意した料理を食べることも禁じられていると考えるグループもいる。たとえその出された料理は訪れた人々が各々の家から持ち寄ったもので、死者の家で作ったものでなかったとしても。我々はこの見解を過剰なものを見なしている。上記のハディースの中には訪れた人々が各々の家から料理を持ち寄り、人が亡くなった家で他の人々が持ち寄った料理と一つにまとめた後に、それを食べることを禁じる言葉は一つもないからだ。

*Hāshiyat al-Taḥāwī*の306ページの中で以下のような説明がなされている。使徒ムハンマドとその教友らはある日、(死者の)妻の使者によって家に招かれた。料理が出されると、使徒はすぐに教友らと共にその出された料理を食べた。この伝承は以下のハディースの内容の通りである。「アンサール[援助する人を意味し、ムハンマド時代のメディナの住民を指す]のある男性が次のように語ったと、アーシム・ビン・カリブはその父から伝え聞いている。『我々は遺体を見送る際に使徒と共に出たが、戻って来た時、(死者の)妻の使者と出会った。そして使徒は(死者の家に)来て、すぐに料理が出された。それから使徒はその手を置き、また教友らも(そのようにして)、彼らはすぐに食べ、また使徒もその料理を口に含んで食べた』」(アル=イマーム・アフマドが伝える真正な伝承者経路による、アブー・ダウードの記録したハディース)。

上記のハディースにおいても、使徒ムハンマドとその教友らが食べたもてなしの料理は、死者の妻自身が料理したものなのか、あるいは死者が亡くなった家の外から持ち込まれた料理なのかについて説明がなされていない。重要なのは、使徒ムハンマドはかつて人が亡くなった家で食事をしたことがあるということである。おそらく彼がそれを行ったのは、ただその死者の未亡人からの招きに應えるためだったに過ぎないだろう。もし彼が料理を食べるのを拒否し、また嫌がったならば、招待した側はどのような気持ちになるだろうか。使徒ムハンマドもまた人の心を気遣うための「心理学」を知る預言者であるゆえに、

たとえその料理をただ嘔むという形だけだったとしても、彼は死者の未亡人が出した料理を味わうことにしたのである。なぜなら、人の心を気遣うことは社交学において最も重要な側面であるからだ。

まさにこのハディースを根拠として、我々は次のように断言してもよいだろう。死者が亡くなった家で飲み食いすることは絶対にハラムであると述べる人々のグループを我々は過剰と見なす。なぜなら、そのような行為は招く者の側の感情を傷つけるからである。ムスリムの感情を傷つけることもまた法的にハラムであり、ムスリム同士の間の関係も疎遠になり得る。関係が疎遠になった時、分裂が起こる。この互いの分裂は双方の間に敵意が生まれる原因となる。こうした時、イスラム教徒たちの間の団結や結束は永久に生まれない。

しかし実に嘆かわしいことに、我が国のイスラム教徒の社交において取り入れられている伝統的慣習はむちゃくちゃになっている。「結婚祝い」の会に参列しにやって来た者が、物あるいはお金という形の何らかの「贈り物」を持参しなければ彼らの恥となる。実際にはその「結婚祝い」の会を催した人々は、何らかの死に見舞われた人々と比べてより楽でより贅沢な生活をしているのだ。なぜなら、数ヶ月も前から彼らはその「結婚祝い」の会を催すために十分な準備を行ってきたからである。それに対して「クンドゥリ・アルワ」の会を催す人々にとって、何らかの死はただ予想外に、そして突然にやってくるのだ。貧しい暮らしをする彼らに何らかの死が起こった時、彼らの家に物が何も無いということが時折ある。なぜなら人間の寿命は突然やってきて、その時期や時間は決まっていないからだ。

本来なら死に見舞われた人々にこそ、彼らの負担を軽減するためにより高価な贈り物を持って行くべきなのである。

ここで我々は、中東の国で我らの同胞たちが普段行っている方法を示したい。例えばエジプトの事例を挙げる。その地のイスラム教徒たちは、彼らが催す「クンドゥリ・アルワ」の会において米を出すといった厚いもてなしをしたことはない。彼らはタフリール[アッラーを称賛する祈り]の読誦も行わない。だが彼らは死者のための「クンドゥリ・アルワ」の会で無糖の生姜コーヒーを出す。何人かのカリ[コーランの読誦者]が呼ばれ、死者が将来遭遇する来世の出来事に関する聖なる節が読誦される。このコーランの節

はタルティール[ゆっくりはっきりと正確な発音で読誦する方法]と旋律で読誦され、それはそれを聞く参拝者に自覚を促すために行われる。なぜならそのアラブの国のイスラム教徒たちの大半は、カリたちが読誦する聖なる節の意味を理解しているからである。しかし我が国のイスラム教徒にとっては、その方法を我々が行う場合には、タフシール学の分野において能力のある宗教の導師が、読誦されるコーランの各節の意味を我々の言語で解説してくれたならば、より効果があるだろう。そしてその会の最後は、霊魂への祈りで締めくくられる。

我々の見解では、この方法は節約の原則を必要とする現代の我々の社会に非常に適している。また我々の宗教は、その信徒が質素に振る舞い、そして宗教の面においても世俗の面においても何らかの勤めにおいて自らに負担をかけることがないよう奨励しており、我々の宗教の教えの概念にも適っている。これは我が祖国のイスラム社会全体が留意すべき事柄である。

この問題に関する我々の回答と見解はこれで以上である。全ての成功はアッラーによるものである。アブー・アル=モフタール。

■第228号 [Qalam 1969.10: 36-38]

Q.661 (228-01)

私の村では、サウジアラビアのメディナ出身のシェイフ・アフマドの遺言について激烈な討論の最中にあります。この『カラム』誌の「千一問」の中で少しファトワ(説明)を頂きたいです。よろしくお願いします。

A.661

実のところ、この「シェイフ・アフマドの遺言」の事柄は無知な人々によって何度か広められている。その「遺言」は毎回様々な内容として広まった。私の間違いでなければ、この類いの「遺言」書はかつて先の第二次世界大戦が起こる前に人々によって広められたことがあった。その内容の中に、去るヒジュラ暦1370年に世界は最後の審判の時を迎えるゆえ、全てのムスリムはアッラーに対するイバーダートを倍増し、あらゆる神の禁止を避けなければならない、と述べるものがあった。

つづいて1947年に、第二次世界大戦の前に出された「遺言」書と内容がほぼ同じ「遺言」書が再び世に出て、我が国のイスラム教徒の間に広く拡散し

た。この件に関連して、ここマレーシアのイスラム宗教局や評議会が「遺言」書の内容を虚偽とするために大衆に向けて冊子を発行することもあった。その「遺言」書はアッラーの力に対するイスラム教徒たちの信仰の方向を変えさせることを目的とした創作とみなされた。最近ジョホール州の宗教局は、ヒジュラ暦1389年ムハッラム月[第1月]、すなわち1969年4月発行のジョホール州宗教局官報187号を通じ、とりわけ全てのジョホール州のイスラム教徒(そして一般にマレーシアの全てのイスラム信徒——編集部註)に向けて再度、前述の「遺言」書の内容を信じてはならず、またそれを受け取った者は誰でも、すぐにそれを焼くことが望ましいとする注意を喚起する発表を繰り返した。

また最近、1969年9月15日火曜日にあるインタビューが行われた。そのインタビューは「シェイフ・アフマドの遺言」問題に関してラジオ・マレーシアの代表とスランゴール州のムフティ[ファトワを出すことができるイスラム法学者](ハジ・ガザリ・ビン・アブドゥッラー氏)との間で、7時の「道徳教育」のコーナーの中で行われた。前述の遺言問題に関してスランゴール州のムフティが述べた見解の結論を、我々は以下のように要約することができるだろう。シェイフ・アフマドという名のサウジアラビアのメディナにおける学識深い人物の夢が源だったと言われる「遺言」書は、「誹謗」及び「虚偽」であり、各々のイスラム教徒はそれを信じることは許されない。その「遺言」書を受け取った者は誰であれ、すぐにそれを燃やすことが望ましい。その理由は次の通りである。

1. その遺言書の中には次のように記されている。「ある夜」とシェイフ・アフマドは言う。「私が使徒の墓でコーランを読んでいた時、私はうたた寝をしたが、私の夢の中で預言者ムハンマドは私にこうおっしゃった。『一週間のうちに60,000人ほどが死んだが、その人数の内、一人として信仰者として死んだ者はいない……』」

この問題について、とりわけスランゴール州のムフティは以下のように論評した。「一週間の内に60,000人ほど(のイスラム教徒)が死に、その数のうち、一人として信仰者として死んだ者はいないという『遺言』書の中の訴えは、健全な理性では受け入れることができない事柄である。なぜなら、その死んだイスラム教徒の人数の中には、メッカとメディナにいる聖者たちや学識深いウラマーらが含まれるから

だ。よってウラマーや聖者らから成るイスラム教徒たちの集団が、彼らは死の際に信仰者ではなかったと言われるのは真実ではない。ゆえに、その『遺言』書は嘘偽りの創作であることは明らかだ」。

2. 「たとえ本当にその夢をシェイフ・アフマドが受けたとしても、シェイフ・アフマドがイスラム法において新たな何らかの事柄を伝えるために、我々とアッラーそして使徒ムハンマドとの間の仲介人とはなり得ることを意味するものではない。なぜなら、預言者ムハンマドが亡くなった後は、何らかのアッラーの法をこの世の人間に伝え得る仲介人はもはや存在しないからである。とりわけイスラム教徒たちに善行を積むよう命じる問題は、14世紀も前から聖典である最も崇高なるコーランと預言者ムハンマドのハディースの中に当然ながら既に記されている事柄であるからだ」。

3. 「その遺言の中でシェイフ・アフマドが述べた誓いの言葉は次の通りである。『もしこの私の言葉が真実でなければ、私を不信心者として死なせ、そして神と預言者から恩恵を得られないようにしたまえ』。このような誓いはイスラムにはない。なぜなら、自らを不信心者と見なし、そして神の恩恵を自ら断つような誓いはイスラムで固く禁じられているからだ」。

4. 「その『遺言』書を30冊ほど印刷し、そして一週間以内にそれを散蒔くことを嫌ったイスラム教徒たちが将来災いを受けるという訴えもまた嘘偽りである。なぜなら、彼自身（と、ムフティは続けて説明した）、かつてその『遺言』書を受け取ったことがあり、そしてそれについて誰にも聞かせたことはなく、現在に至るまで神からいかなる災いも受けたことがないからだ。なぜなら（と、彼はさらに続けた）、この世にいる間に神の報いを受けた他の預言者らの信徒とは違い、預言者ムハンマドの信徒が受ける報いは来世まで持ち越されるからだ」。

5. 一番最後に、「シェイフ・アフマドの遺言」書がさらに広く拡散するのを防ぐためにどのような措置を取るべきかについて意見を求められた時、スランゴール州のムフティは次のようにはっきりと答えた。「その『遺言』書を受け取った各イスラム教徒はすぐにそれを焼くことが望ましい。この方法を以てしてのみ、その『遺言』書の拡散を防ぐことができ、そしてその広まりは自ずと止むだろう」。

おそらく我々が示した回答によって十分に明確となり、そして質問した方を満足させることとなろう。

しかしながら、去る1969年9月15日火曜日にスランゴール州のムフティとラジオ・マレーシアの代表との間で行われたインタビューから彼の見解を引用したが、その見解に依拠した回答については、彼の言葉を完全に引用することができず、またフセイン氏の質問に回答する上で我々が証拠や根拠とした彼の回答の文言は、上述のインタビューにおいて彼が述べた言葉に則った極めて正確な引用ではないことを認める。我々はただその趣旨と目的を引用できたに過ぎない。

けれども、我々が前述の日付にラジオ・マレーシアの代表に示した彼の回答から引用した全てのことは、彼の回答の主題から逸脱したり外れたりしてはいないと信じる。しかしながら、この「シェイフ・アフマドの遺言」の節の問題に関する我々の回答において、彼が示した回答と比べて正しくない箇所があったならば御詫びしたい。なぜなら上記の回答の中で我々が記した全てのことは、簡潔な引用に過ぎないからである。以上。全ての成功はアッラーによるものである——アブー・モフタール。